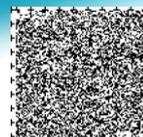
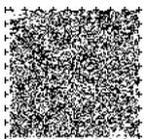


別府市
第3期障がい者計画・
第4期障がい福祉計画

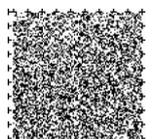
平成 27 年 3 月
別 府 市





～ 目 次 ～

第1章 総論	1
第1節 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景・目的.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画の期間.....	2
4 各種計画との関連.....	3
5 対象者の概念.....	3
6 「障がい」の表記について.....	4
第2節 計画策定体制と策定方法.....	5
1 計画の策定体制.....	5
2 アンケート調査の実施.....	5
3 パブリックコメントの実施.....	5
第3節 障がい者を取りまく状況.....	6
1 障がい者の現状.....	6
2 障がい者の生活状況・課題と施策ニーズ.....	14
3 一般市民に対するアンケート調査.....	34
第2章 施策の方向	50
第1節 計画の基本理念.....	50
第2節 計画の基本的指針.....	51
第3節 計画の体系.....	52
第3章 計画の内容	54
第1節 差別の解消・権利擁護の推進.....	54
第2節 生活支援.....	57
第3節 生活環境.....	63
第4節 教育、文化芸術活動・スポーツ振興.....	67
第5節 雇用・就業・経済的自立.....	70
第6節 保健・医療.....	73
第7節 情報・コミュニケーション.....	76
第8節 行政サービスにおける配慮.....	77

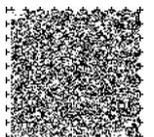


第4章 障がい福祉計画	81
第1節 障がい福祉計画の基本的な考え方	81
1 第4期障がい福祉計画の策定.....	81
2 サービス提供体制の整備.....	81
第2節 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標	83
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	83
2 入院中の精神障がい者の地域への移行	85
3 地域生活支援拠点等の整備	85
4 福祉施設から一般就労への移行等の推進.....	86
第3節 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み	87
1 訪問系サービス.....	87
2 日中活動系サービス.....	89
3 居住系サービス.....	94
4 相談支援.....	95
5 障害児通所支援・障害児相談支援	97
第4節 地域生活支援事業の推進.....	99
1 必須事業.....	99
2 任意事業.....	103
第5章 協働による計画の推進	106
1 計画の周知	106
2 協働ネットワークの構築と当事者参加の推進.....	106
3 計画推進体制の整備.....	107
4 P D C Aサイクルによる進行管理と点検・評価	107
第6章 資料編	109
1 別府市障害者自立支援協議会設置要項	109
2 別府市障害者自立支援協議会 委員名簿.....	111
3 用語解説.....	112

活字文書読み上げ装置の音声コードを基本的に
各項に挿入していますが、音声コードに格納でき
る字数が限られているため、その制限に従い編集
しています。



障がい者計画



第1章 総論

第1節 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

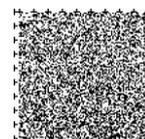
我が国における障がい者を取り巻く環境は、今日に至るまでめまぐるしく変化してきました。

国においては、平成12年、社会福祉基礎構造改革が始動し、「個人が尊厳を持ってその方らしい自立した生活が送れるように支える。」という理念の下に、従来の措置制度について利用者本位の観点から見直しが行われ、平成15年には障がい者自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

そして、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神などの障がい種別ごとに対応してきた障がい福祉サービスを「市町村を中心に、年齢、障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示されました。また、計画的なサービス提供基盤の整備のため、「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において「障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この障害者総合支援法において、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げられています。



また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は平成24年10月より施行され、障がい者に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」については平成28年4月より施行されます。

本市では、施策の動向の変化や、障がい者のニーズ動向の変化等へ対応できるよう平成23年3月に「別府市障がい者計画」（平成23～26年度）を改定し、障がい者施策を推進してきました。

このたび、現行の障がい者計画の計画期間が終了し、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されたことを受け、障害者総合支援法に基づく新たな計画として、「第3期別府市障がい者計画」及び「第4期別府市障がい福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

【別府市障がい者計画】

障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障がい者施策について、福祉・保健・医療・教育・育成・就労・生活環境など、総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本計画です。

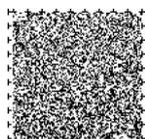
【別府市障がい福祉計画】

「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

3 計画の期間

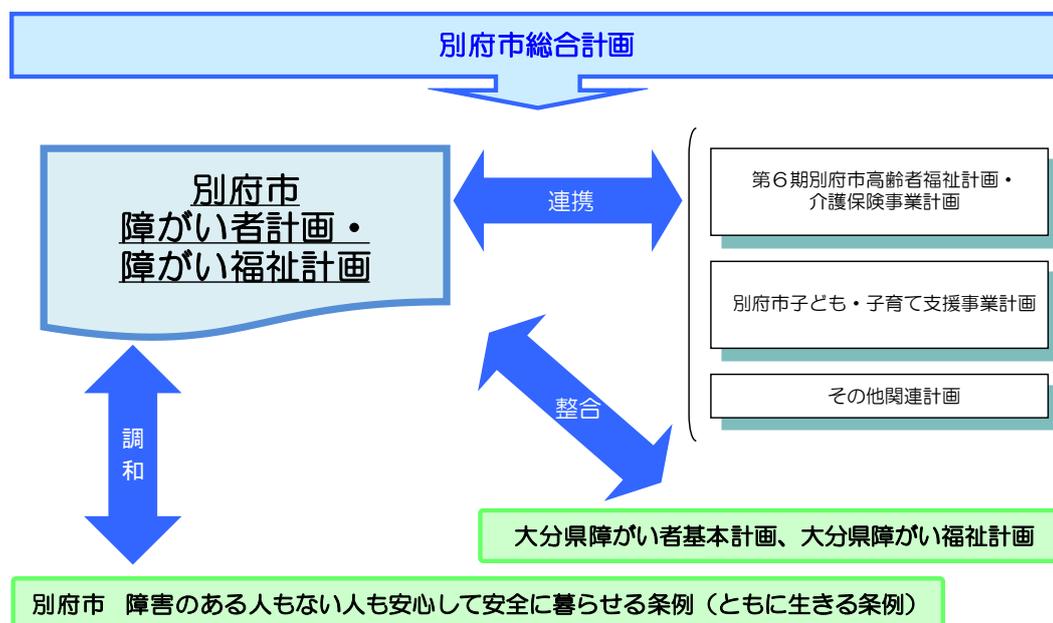
「別府市障がい者計画」は、平成27年度（2015年度）から平成32年度（2020年度）までの6年間とし、「別府市障がい福祉計画」は平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間とします。

また、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて見直しを行います。



4 各種計画との関連

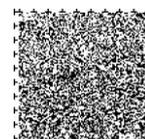
この計画は、別府市総合計画を上位計画とする個別計画であり、別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例、高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画等の保健福祉分野関連計画や大分県障がい者基本計画等の関連計画との調整を図りながら推進していくものです。



5 対象者の概念

この計画で記載している「障がい者」とは、障害者基本法で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける。」状態にある方を総称して使用しています。

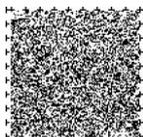
また、「障がい児」と区分している場合は、18歳未満の障がいのある幼児・児童生徒のこととしますが、区分していない場合には年齢は問いません。



6 「障がい」の表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」、「わざわざ」などの意味があり、「有害」、「被害」など否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、「不快感を覚える」、「人権尊重の観点からも好ましくない」などの意見があります。

「障害」をそのまま使用すべきとの意見もありますが、本市では少しでも否定的なマイナスのイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものにさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。



第2節 計画策定体制と策定方法

1 計画の策定体制

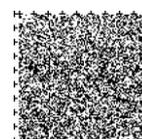
計画の策定にあたっては、広く意見を聴くため、関係団体の代表者等からなる「別府市自立支援協議会」の中で検討し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

2 アンケート調査の実施

市内に居住する障害者手帳所持者、および一般市民を対象に、計画策定のためのアンケート調査を行いました。

3 パブリックコメントの実施

広く市民の方の意見を集めるために平成 27 年 3 月にパブリックコメントを実施しました。



第3節 障がい者を取りまく状況

1 障がい者の現状

(1) 種類別障がい者数の推移

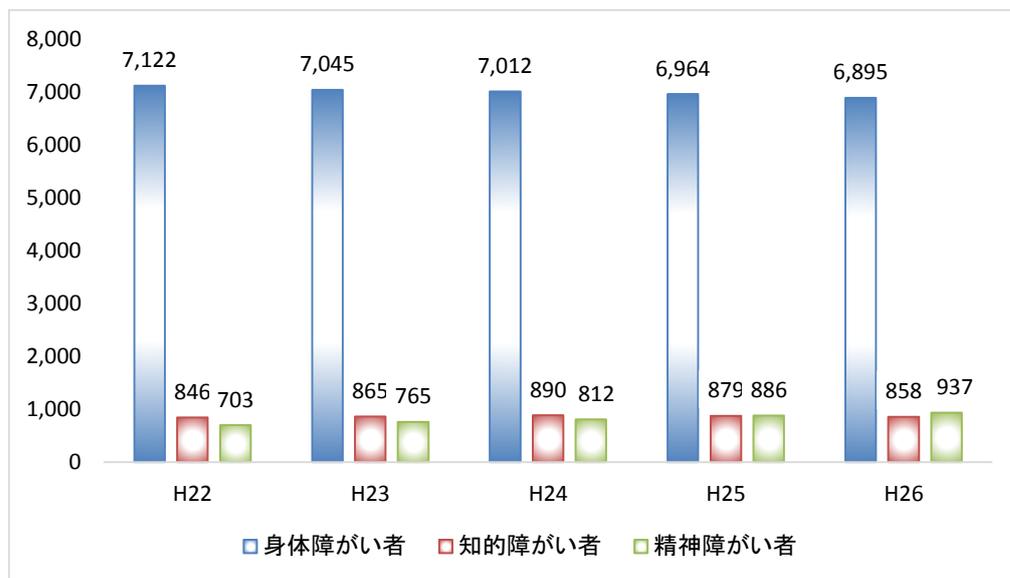
本市の障がい者数の推移を手帳所持者数（各年度末現在）で見ると、平成22年度の8,671人から、平成26年度には8,690人と増加しています。

障がい別にみると、身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の数が最も多く、平成26年度では6,895人となっています。

知的障がい者（療育手帳所持者）は近年ほぼ横ばいの傾向にありますが、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は増加傾向にあります。

	H22	H23	H24	H25	H26
身体障がい者	7,122	7,045	7,012	6,964	6,895
知的障がい者	846	865	890	879	858
精神障がい者	703	765	812	886	937
合計	8,671	8,675	8,714	8,729	8,690

単位：人、各年度末・平成26年度10月末現在



(2) 身体障がい者の状況

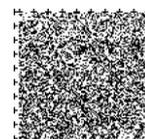
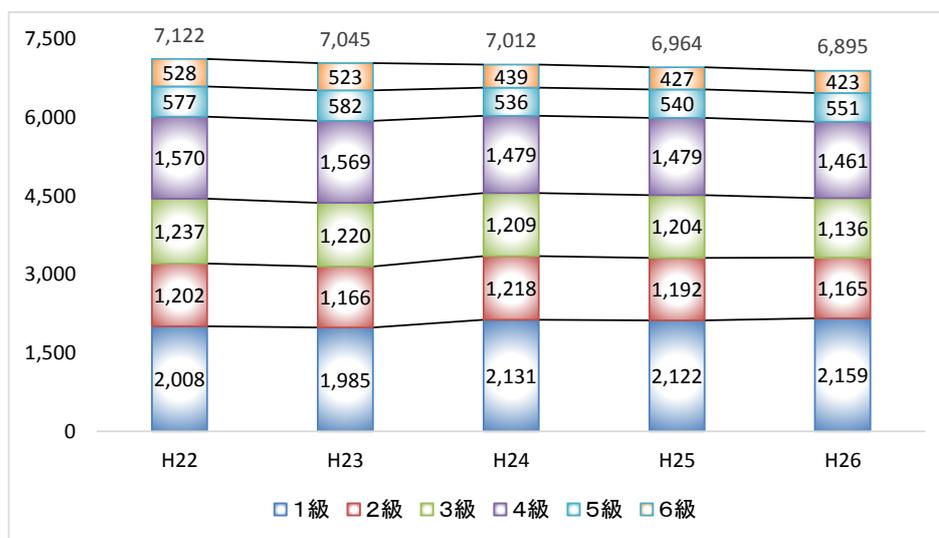
① 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成26年度で6,895人となっており、平成22年度から平成26年度までの5年間で227人、3.2%減少しています。

等級別では、1級の伸びが他の等級よりも大きく、また平成26年度では重度者1級が31.3%を占めています。

	H22	H23	H24	H25	H26
1級	2,008	1,985	2,131	2,122	2,159
2級	1,202	1,166	1,218	1,192	1,165
3級	1,237	1,220	1,209	1,204	1,136
4級	1,570	1,569	1,479	1,479	1,461
5級	577	582	536	540	551
6級	528	523	439	427	423
合計	7,122	7,045	7,012	6,964	6,895

単位：人、各年度末・平成26年度10月末現在



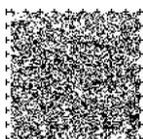
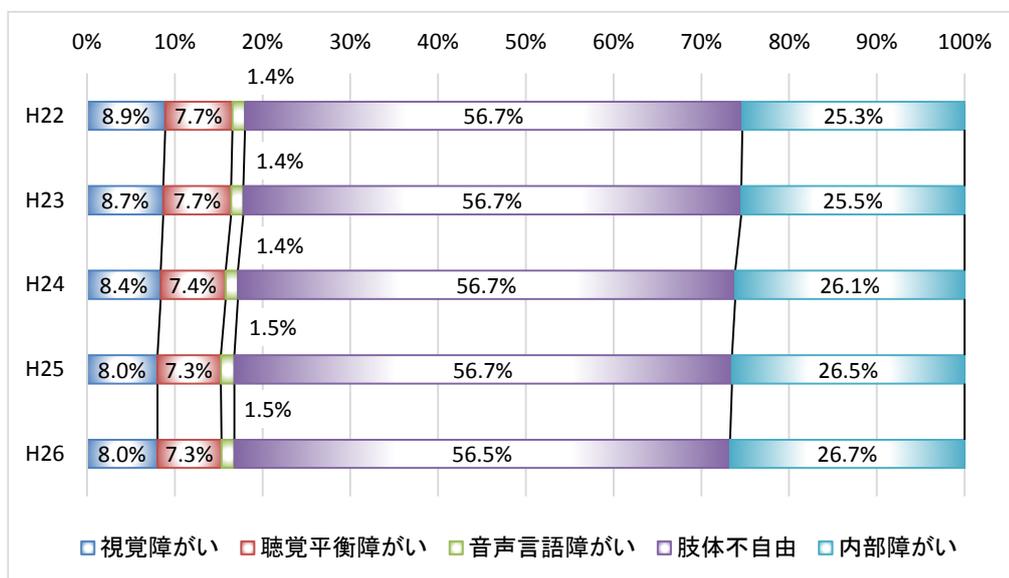
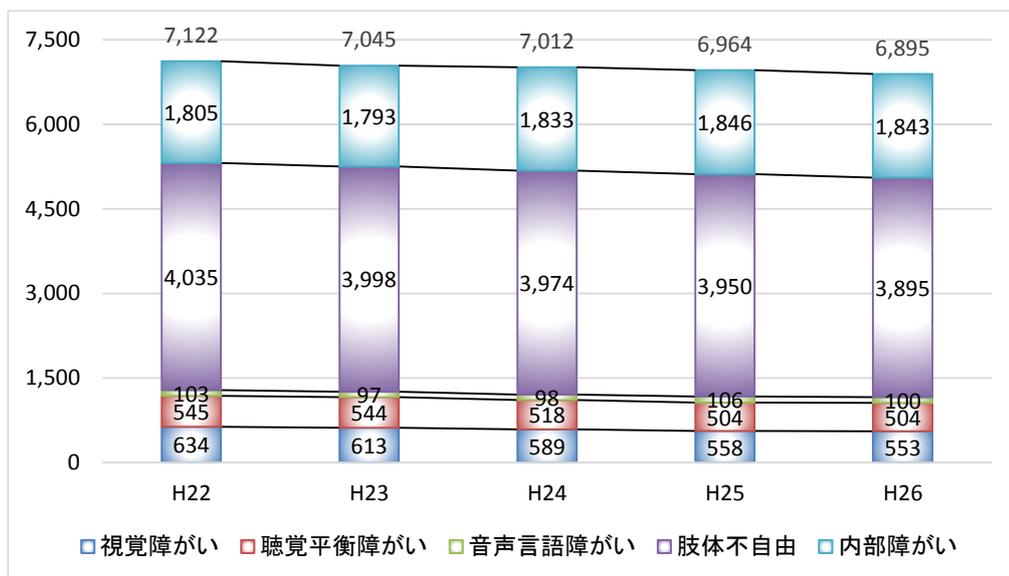
② 身体障害者手帳所持者（障がいの種類別）の推移

平成26年度の身体障害者手帳所持者の部位別比率をみると、「肢体不自由」が56.5%と最も多く、次いで「内部障がい」が26.7%となっています。

平成22年度から平成26年度までの5年間では、「肢体不自由」が140人減少しています。

	H22	H23	H24	H25	H26
視覚障がい	634	613	589	558	553
聴覚平衡障がい	545	544	518	504	504
音声言語障がい	103	97	98	106	100
肢体不自由	4,035	3,998	3,974	3,950	3,895
内部障がい	1,805	1,793	1,833	1,846	1,843
合計	7,122	7,045	7,012	6,964	6,895

単位：人、各年度末・平成26年度10月末現在



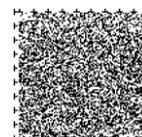
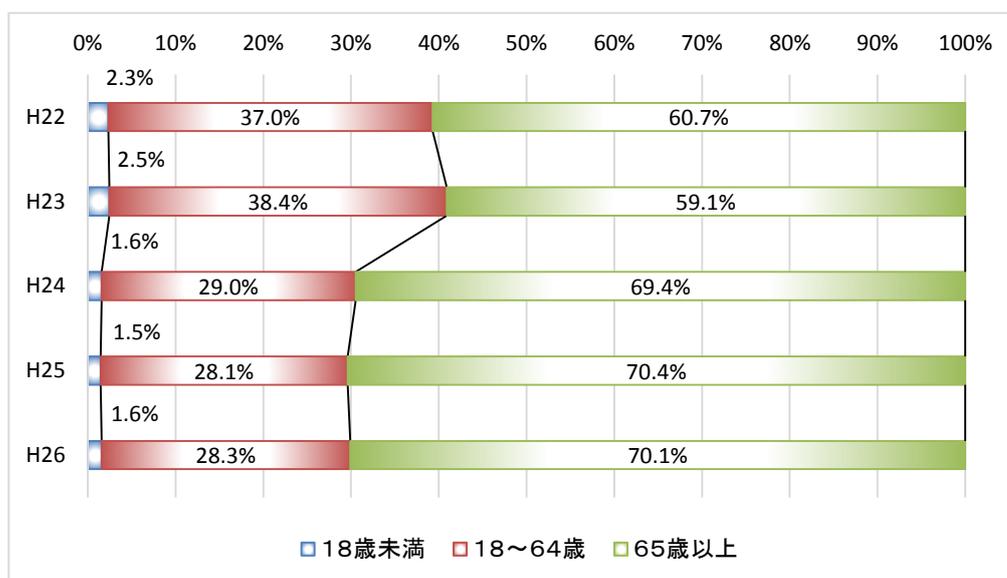
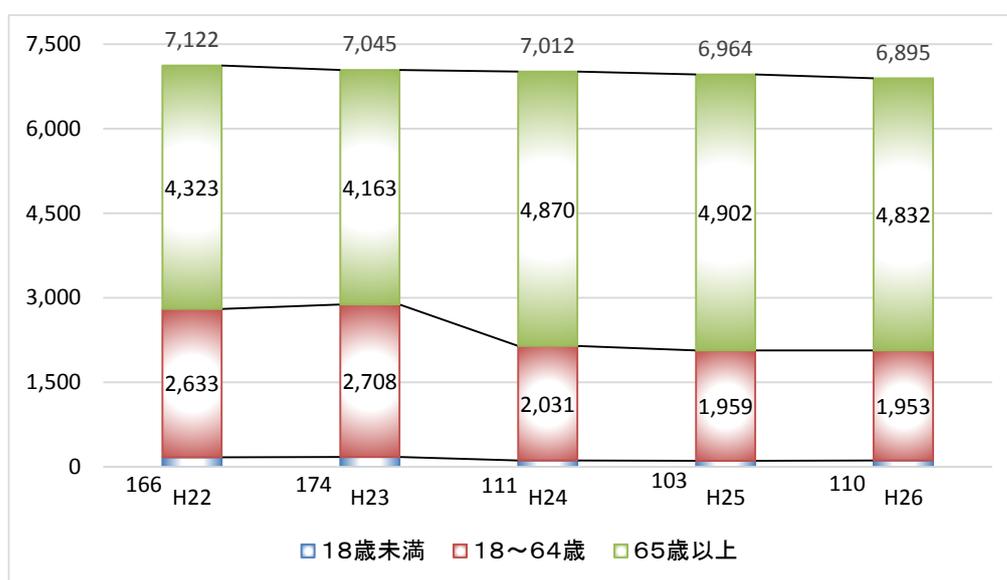
③ 身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移

平成22年度から平成26年度までの5年間で、65歳以上の高齢者が年々増加しており、平成26年度では70.1%となっています。

このことは、生活習慣病による疾病の増加も一因であると考えられます。

	H22	H23	H24	H25	H26
18歳未満	166	174	111	103	110
18～64歳	2,633	2,708	2,031	1,959	1,953
65歳以上	4,323	4,163	4,870	4,902	4,832
合計	7,122	7,045	7,012	6,964	6,895

単位：人、各年度末・平成26年度10月末現在



(3) 知的障がい者の状況

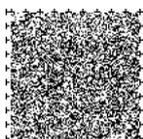
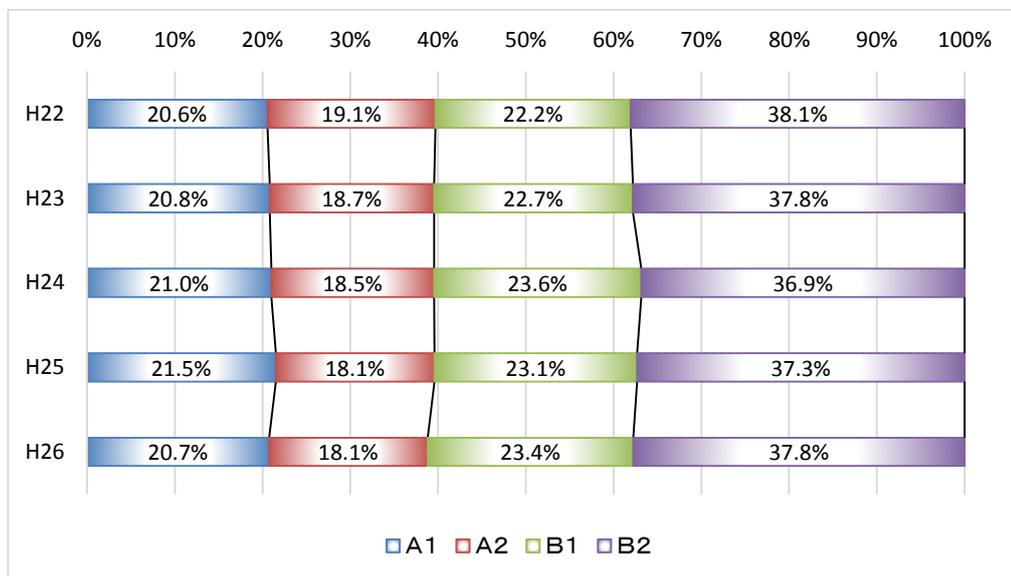
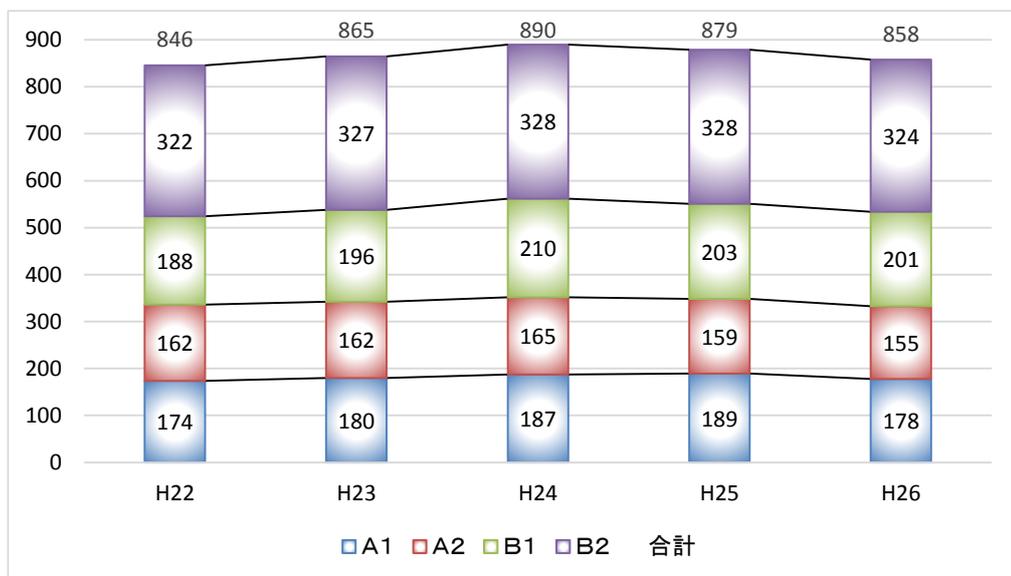
① 療育手帳所持者（等級別）の推移

本市の療育手帳所持者数は、平成 26 年度で 858 人となっており、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で 12 人、1.4%増加しています。

平成 26 年度の等級別の全体に占める割合をみると、B2 が 37.8%と最も多くなっています。

	H22	H23	H24	H25	H26
A1	174	180	187	189	178
A2	162	162	165	159	155
B1	188	196	210	203	201
B2	322	327	328	328	324
合計	846	865	890	879	858

単位：人、各年度末・平成 26 年度 10 月末現在

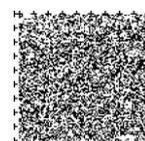
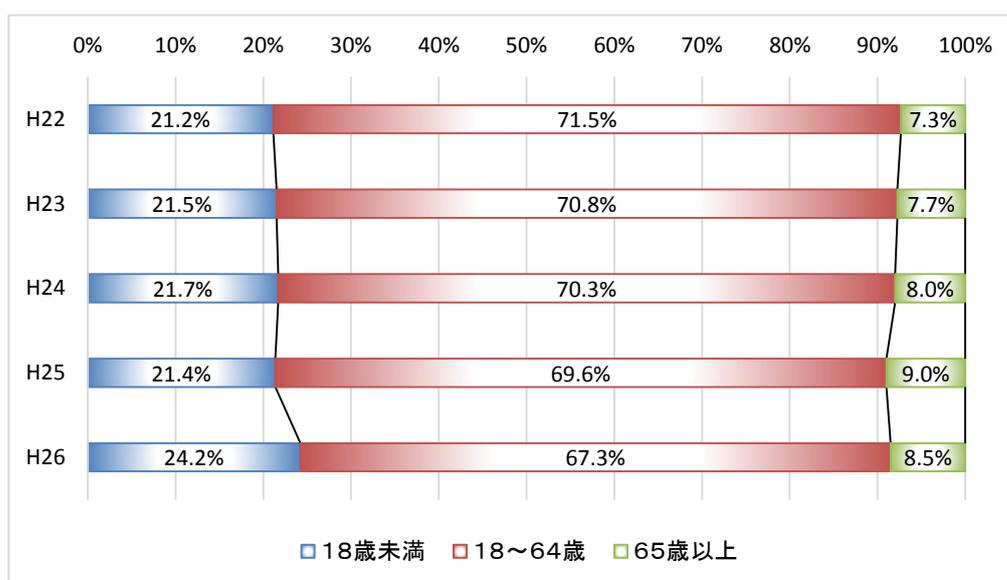
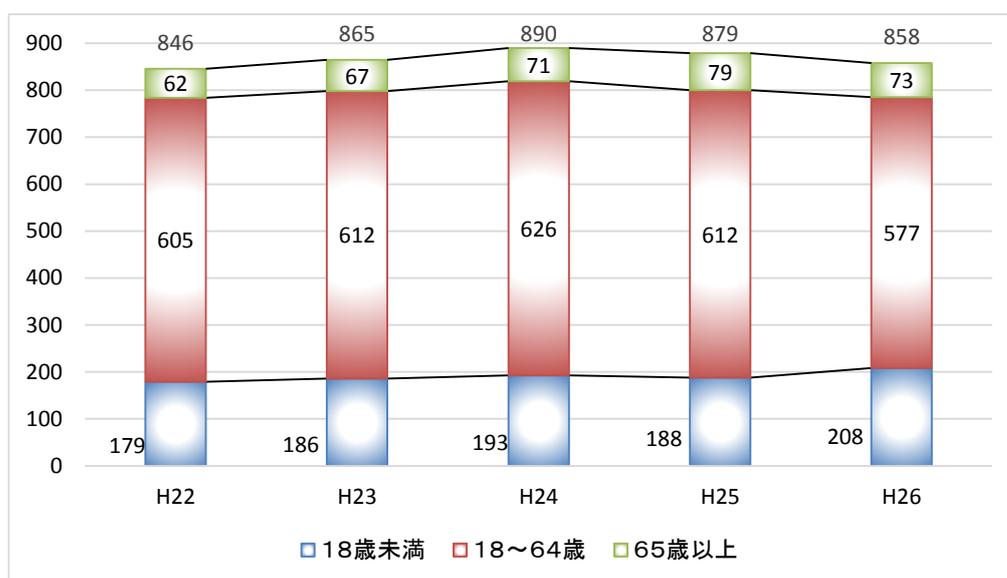


② 療育手帳所持者（年齢別）の推移

平成 22 年度から平成 26 年度までの年齢別における5年間の推移をみると、「18歳未満」の層が5年間で29人、16.2%増加しています。

	H22	H23	H24	H25	H26
18歳未満	179	186	193	188	208
18～64歳	605	612	626	612	577
65歳以上	62	67	71	79	73
合計	846	865	890	879	858

単位：人、各年度末・平成26年度10月末現在



(4) 精神障がい者の状況

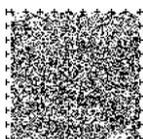
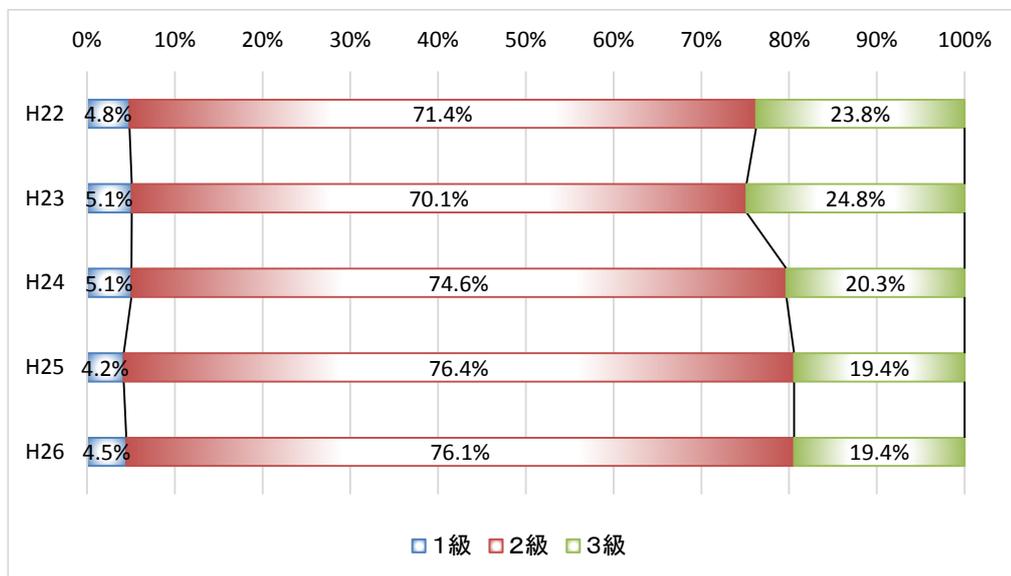
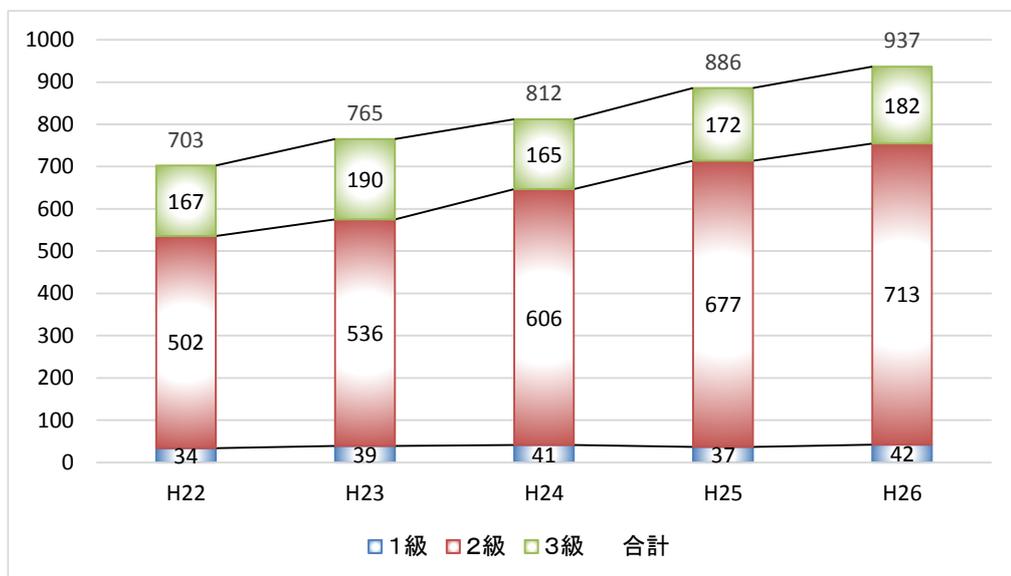
① 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年度で937人となっており、平成22年度から平成26年度までの5年間で234人、33.3%増加しています。

平成26年度の精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、「2級」が76.1%と最も多くなっています。

	H22	H23	H24	H25	H26
1級	34	39	41	37	42
2級	502	536	606	677	713
3級	167	190	165	172	182
合計	703	765	812	886	937

単位：人、各年度末・平成26年度10月末現在

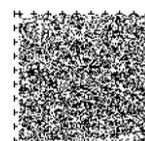
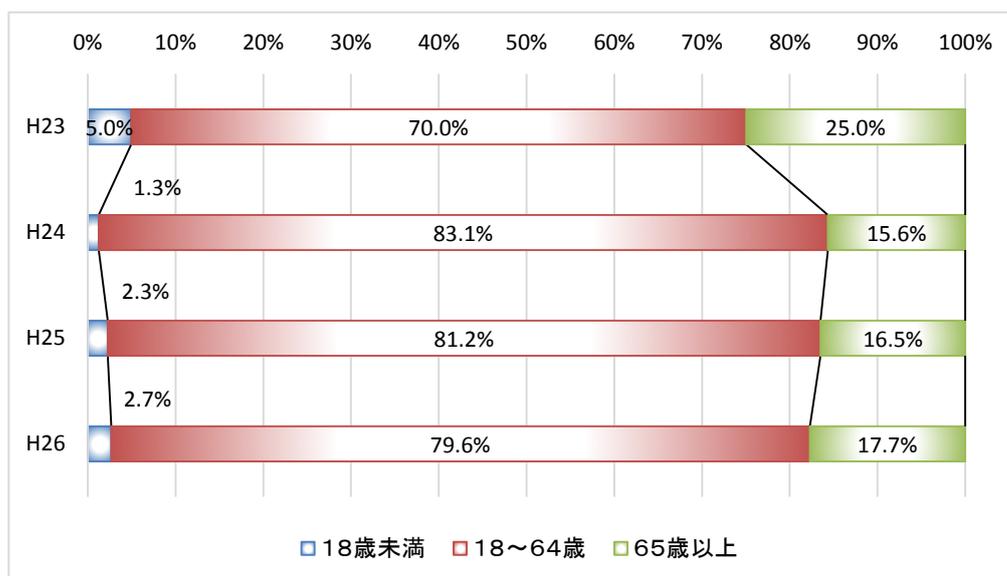
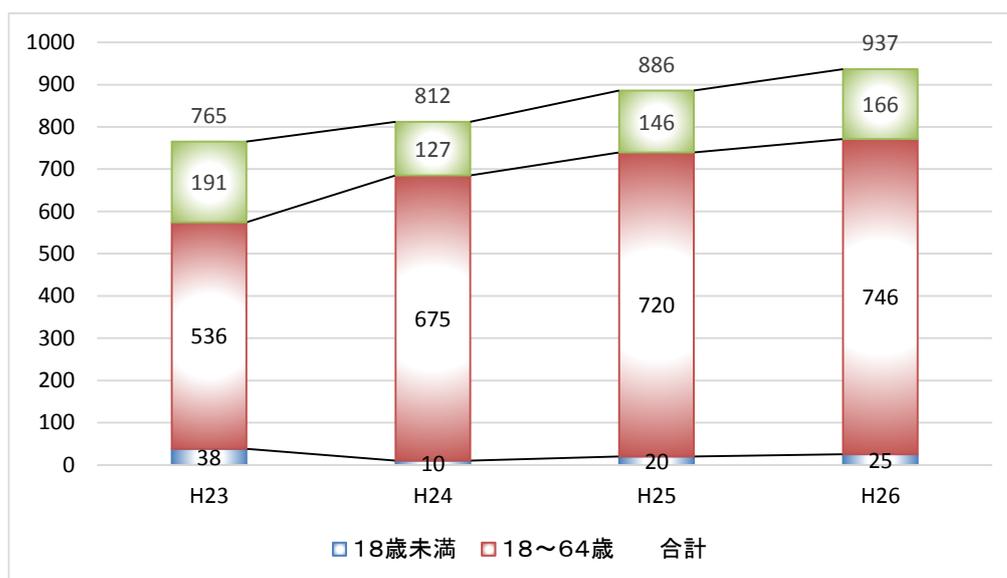


② 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移

平成22年度から平成26年度までの年齢別における5年間の推移をみると、「18～64歳」の層が4年間で210人、39.2%増加しています。

	H23	H24	H25	H26
18歳未満	38	10	20	25
18～64歳	536	675	720	746
65歳以上	191	127	146	166
合計	765	812	886	937

単位：人、各年度末・平成26年度10月末現在



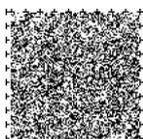
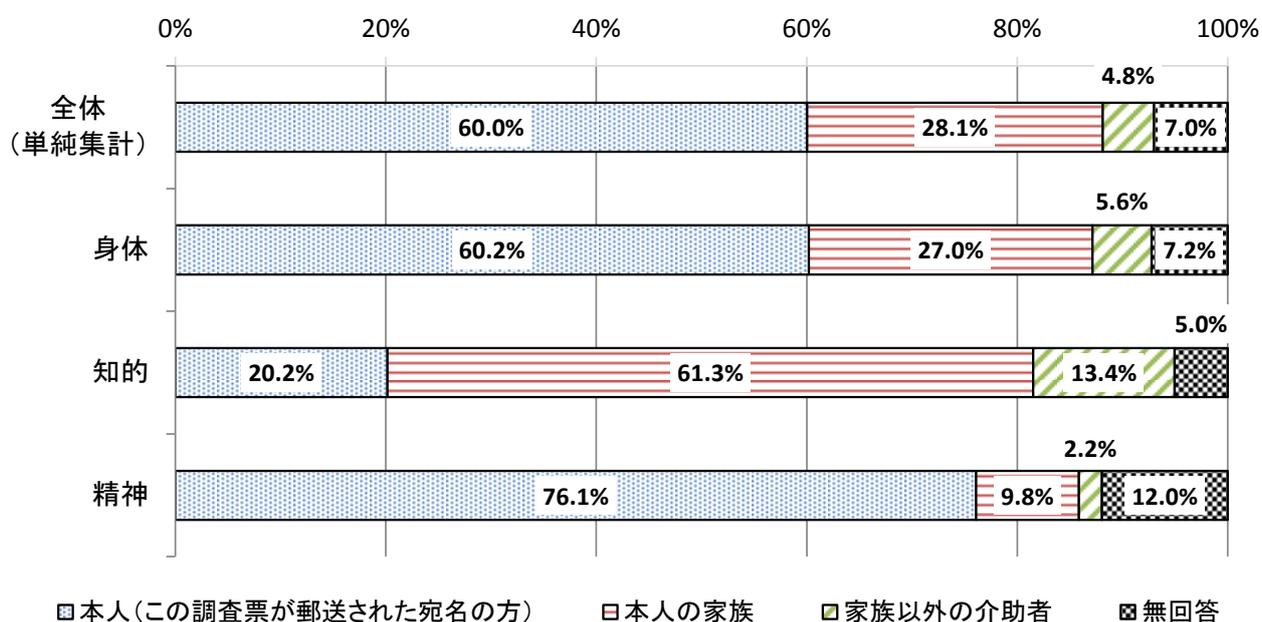
2 障がい者の生活状況・課題と施策ニーズ

障がい者に対するアンケートから、障がい者の生活状況・課題、施策ニーズ等は概ね次のとおり整理されます。

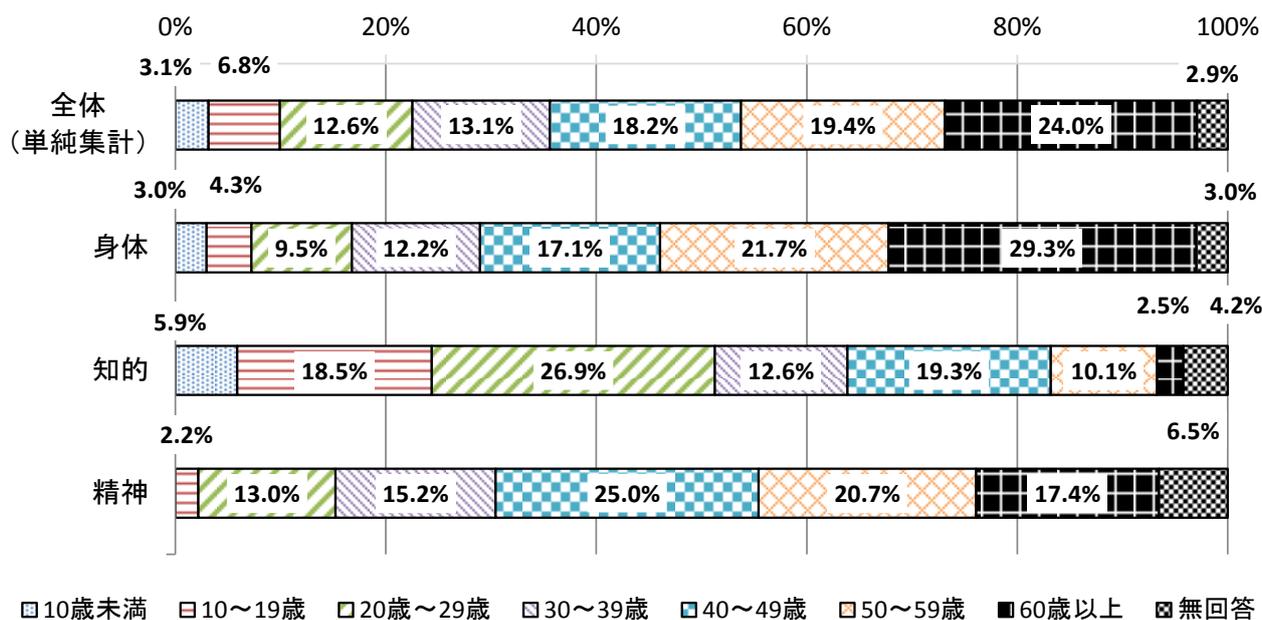
※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

(1) 回答者の属性

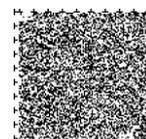
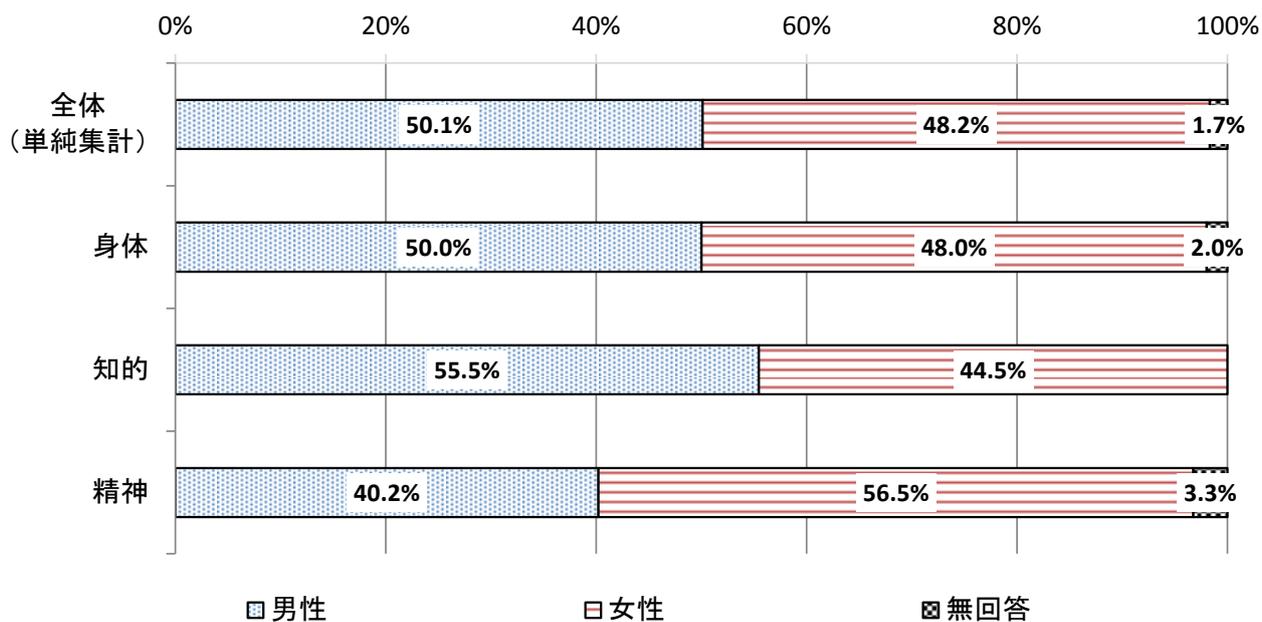
①回答者



②年齢

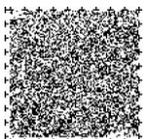
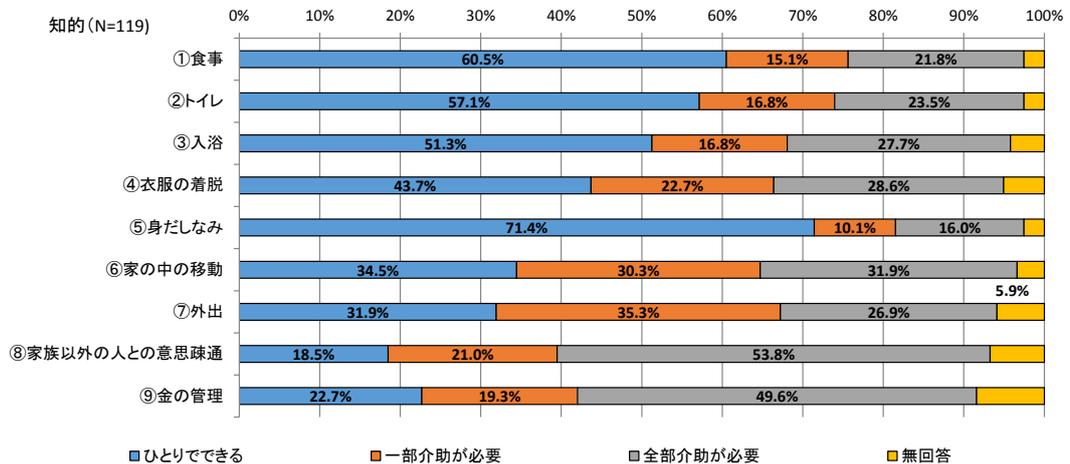
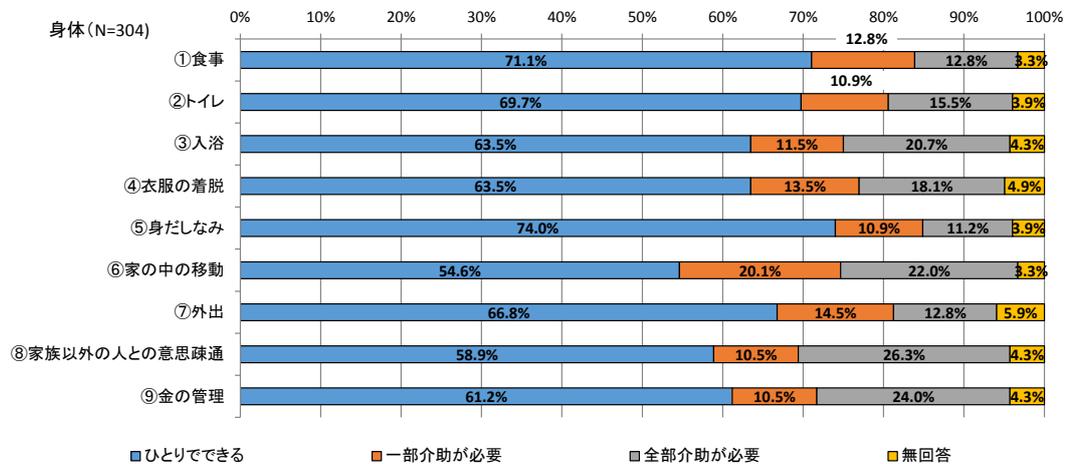
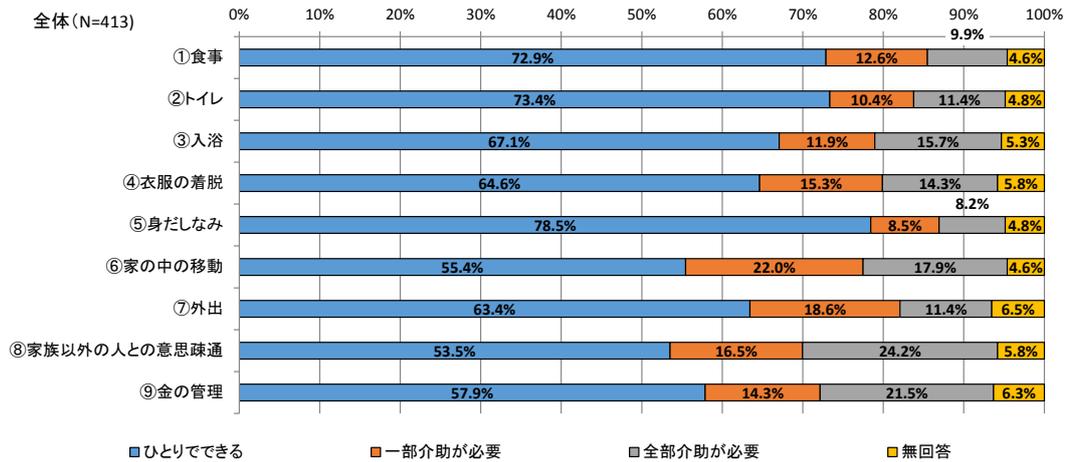


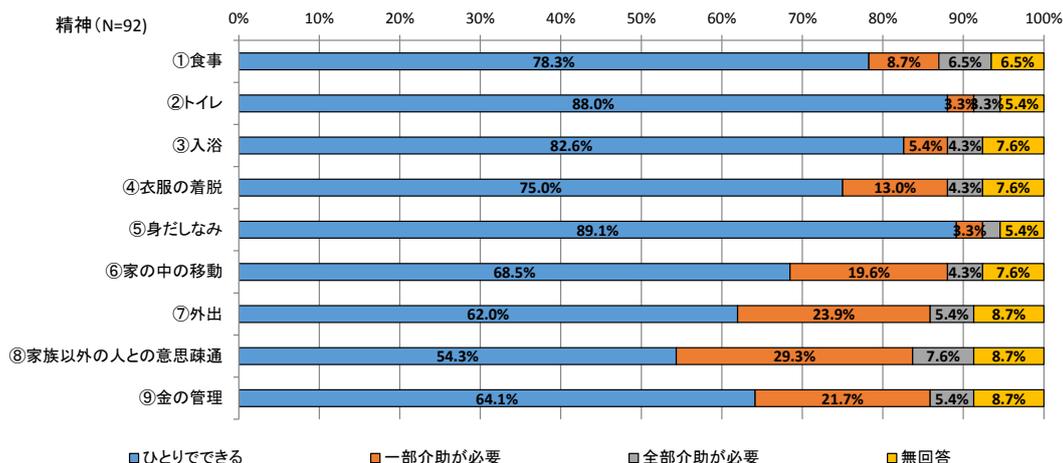
③性別



(2) 生活状況について

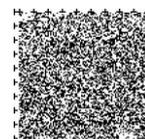
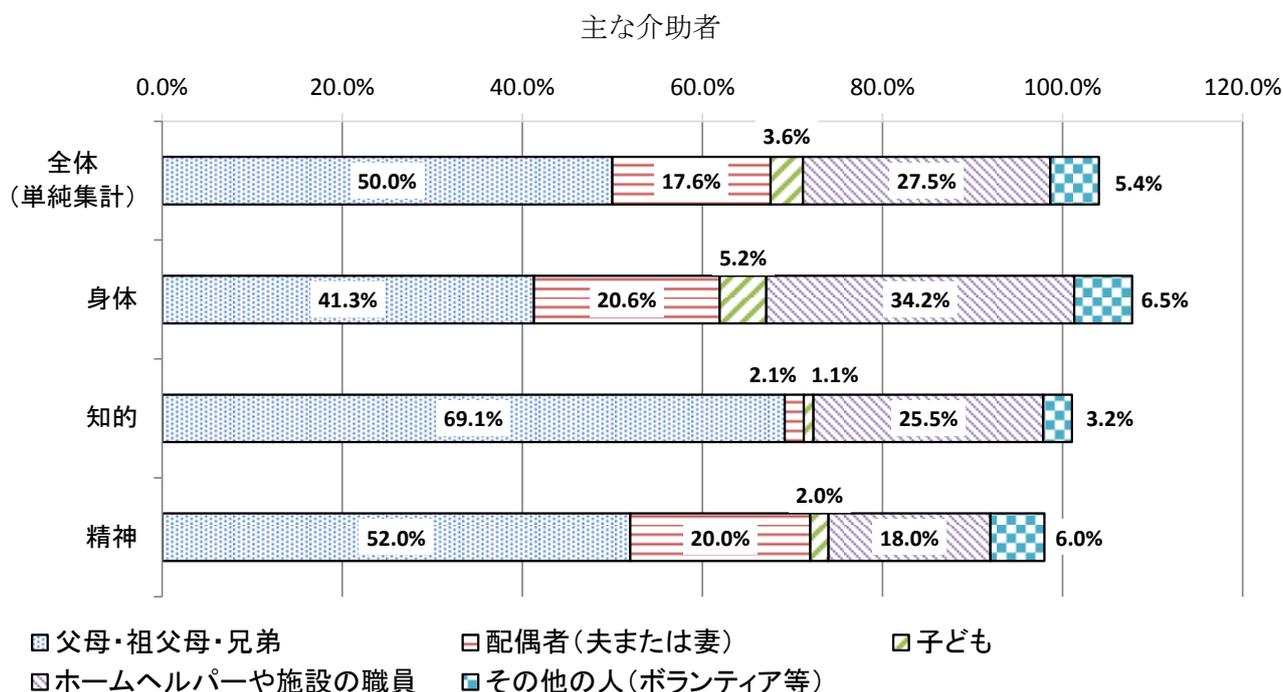
日常生活の状況については、全体的に知的障がい者では、「ひとりでできる」の割合が低くなっています。知的障がい者について項目別でみると、特に「家の中の移動」「外出」「家族以外の人との意思疎通」「お金の管理」の割合が低く、家族などの介助者の負担の大きさがうかがえます。





主な介助者については、「父母・祖父母・兄弟」(50.0%) が最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」(27.5%)、「配偶者(夫または妻)」(17.6%) となっています。

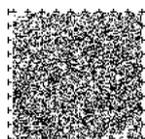
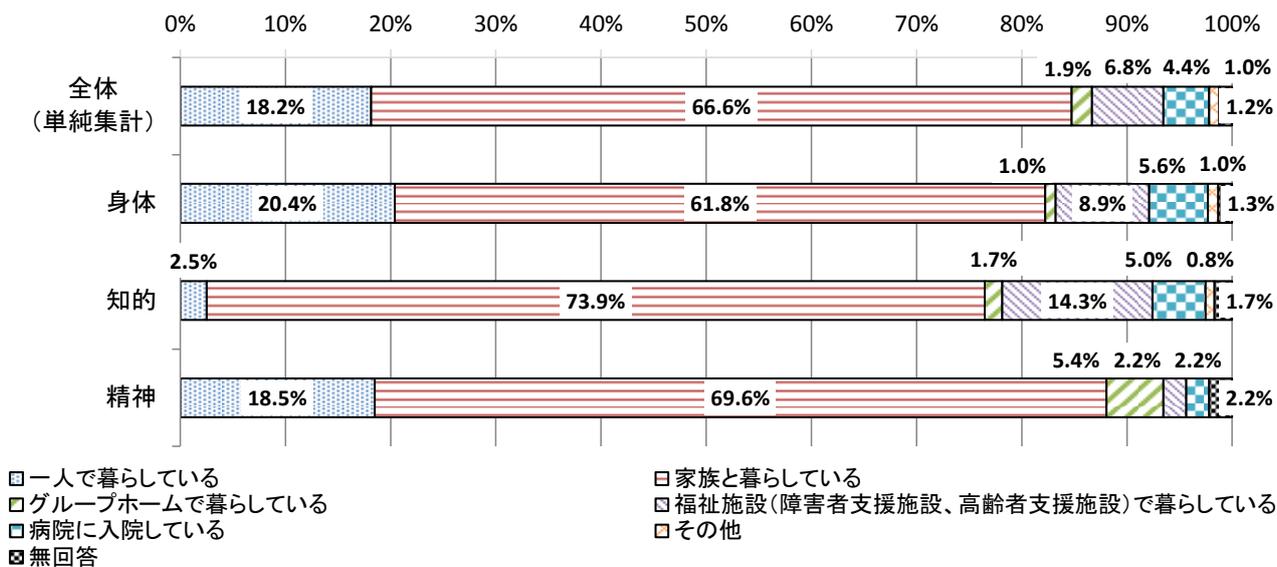
また、障がい種別でみると、身体障がい(41.3%)、知的障がい(69.1%)、精神障がい(52.0%) とともに「父母・祖父母・兄弟」が最も多くなっています。



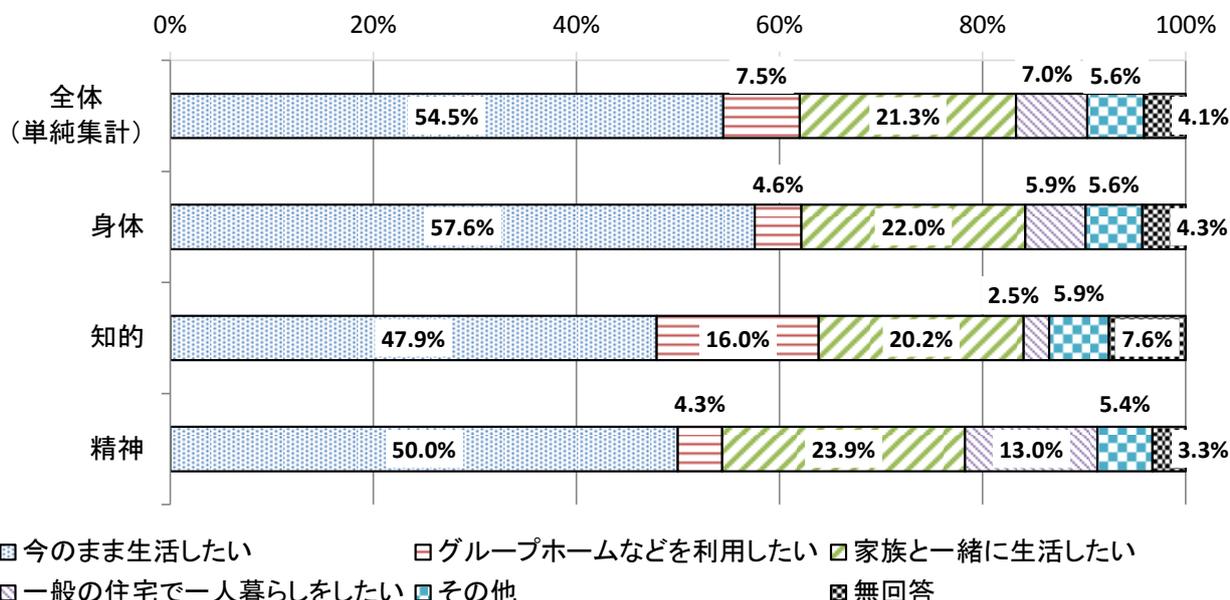
(3) 住まいや暮らしについて

現在の暮らしの状況については、「家族と暮らしている」(66.6%)が多くなっています。

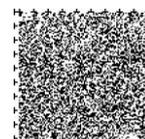
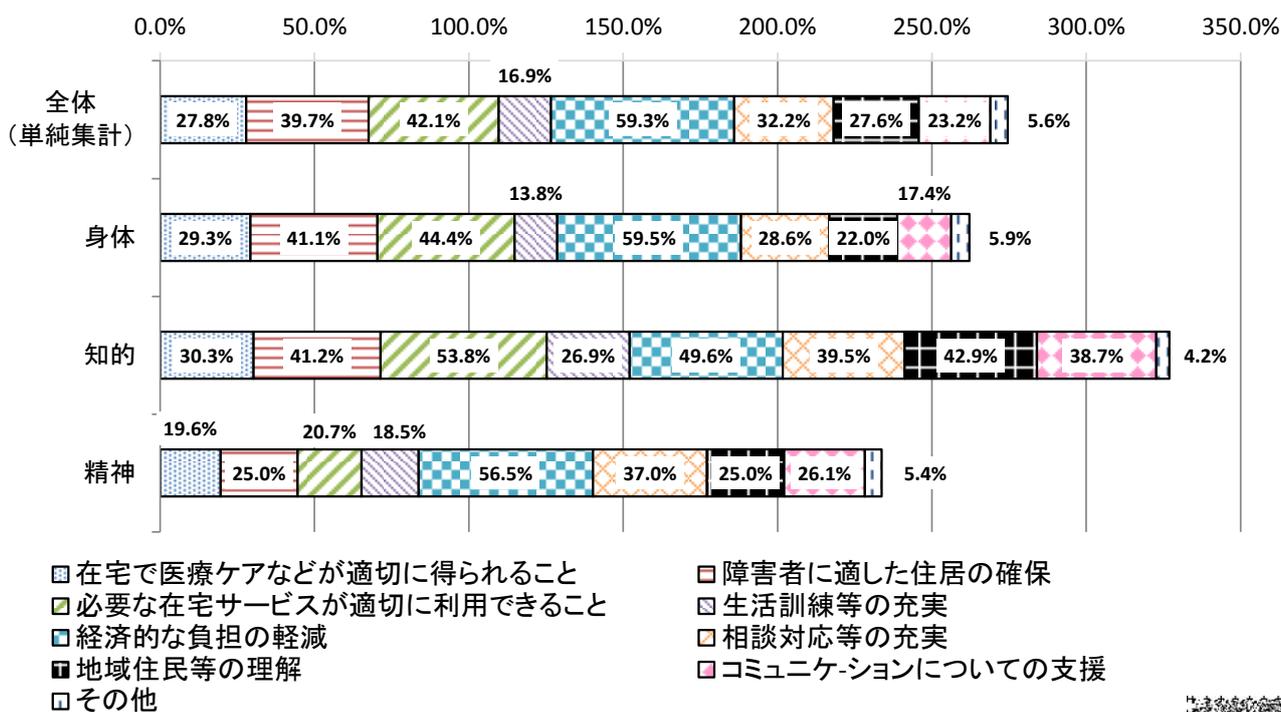
知的障がい者では「グループホームや施設で暮らしている」「病院に入院している」「福祉施設で暮らしている」が合わせて2割となっています。一方、「一人で暮らしている」はわずかとなっています。



将来の暮らしについては、「今のまま生活したい」が5割を超え多くなっています。また、知的障がい者では「グループホームなどを利用したい」（16.0%）とする回答も他と比べると多くなっています。



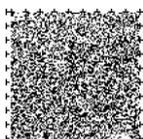
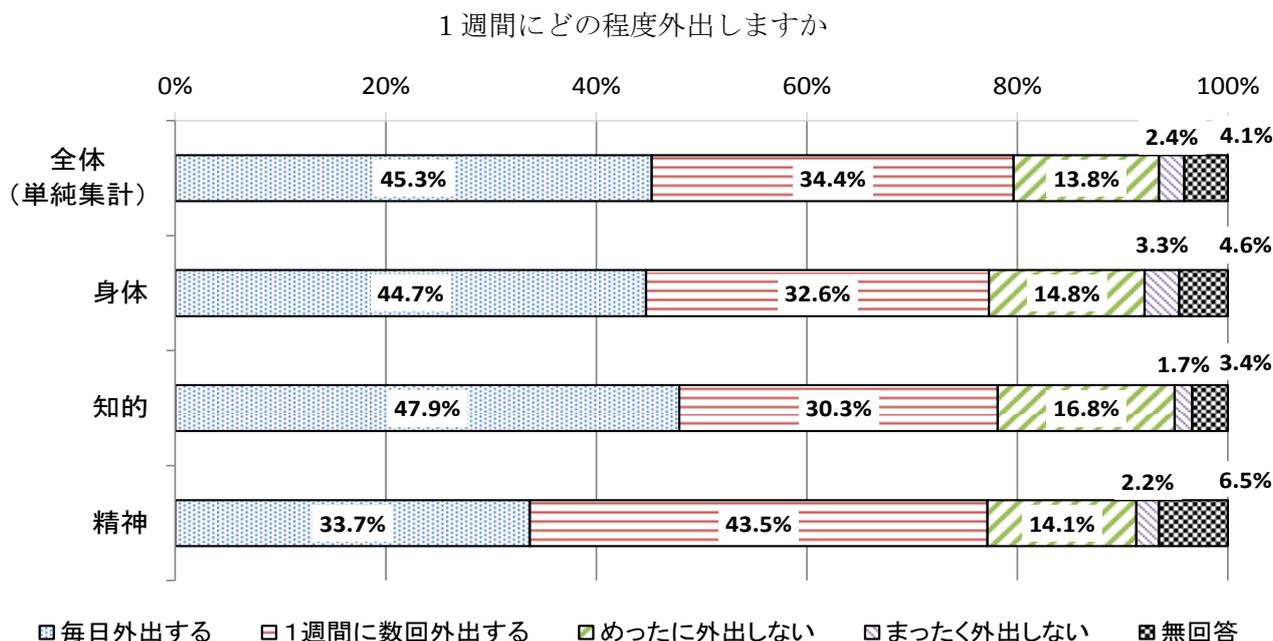
地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」（59.3%）が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（42.1%）、「障害者に適した住居の確保」（39.7%）となっています。また、知的障がい者では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が5割を超える結果となっています。



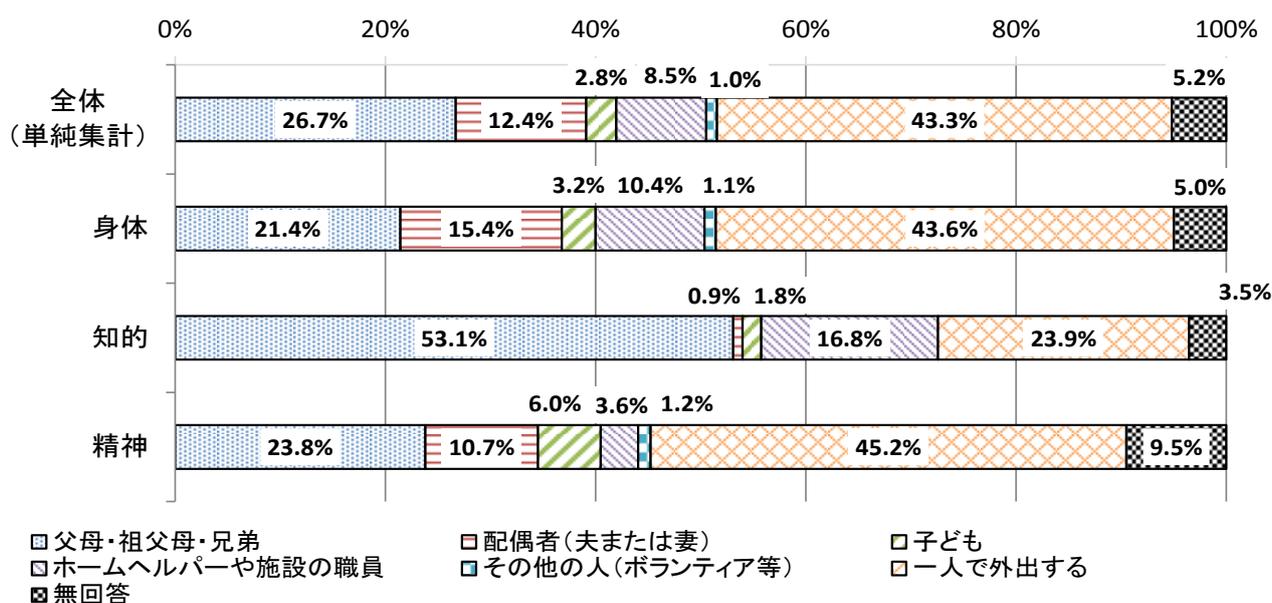
(4) 日中活動や就労について

外出の頻度については、「毎日外出する」(45.3%)、「1週間に数回外出する」(34.4%)が多くなっています。また、その際の同伴者は「一人で外出する」(43.3%)が多く、目的は「買物に行く」、「医療機関への受診」が多くなっています。

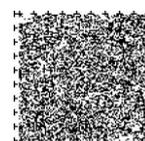
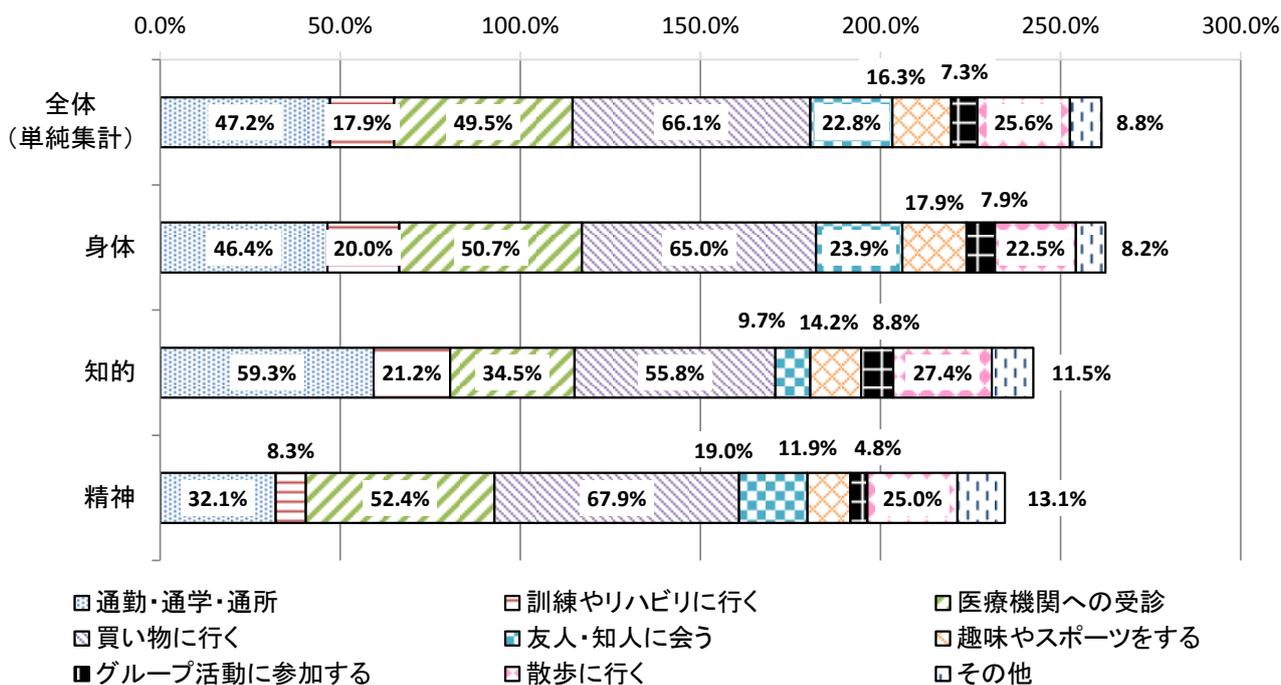
精神障がい者では「めったに外出しない」(43.5%)の割合が最も高くなっており、外出が障がい者の自立のための第1歩という観点からみると、外出支援の充実が必要と考えられます。



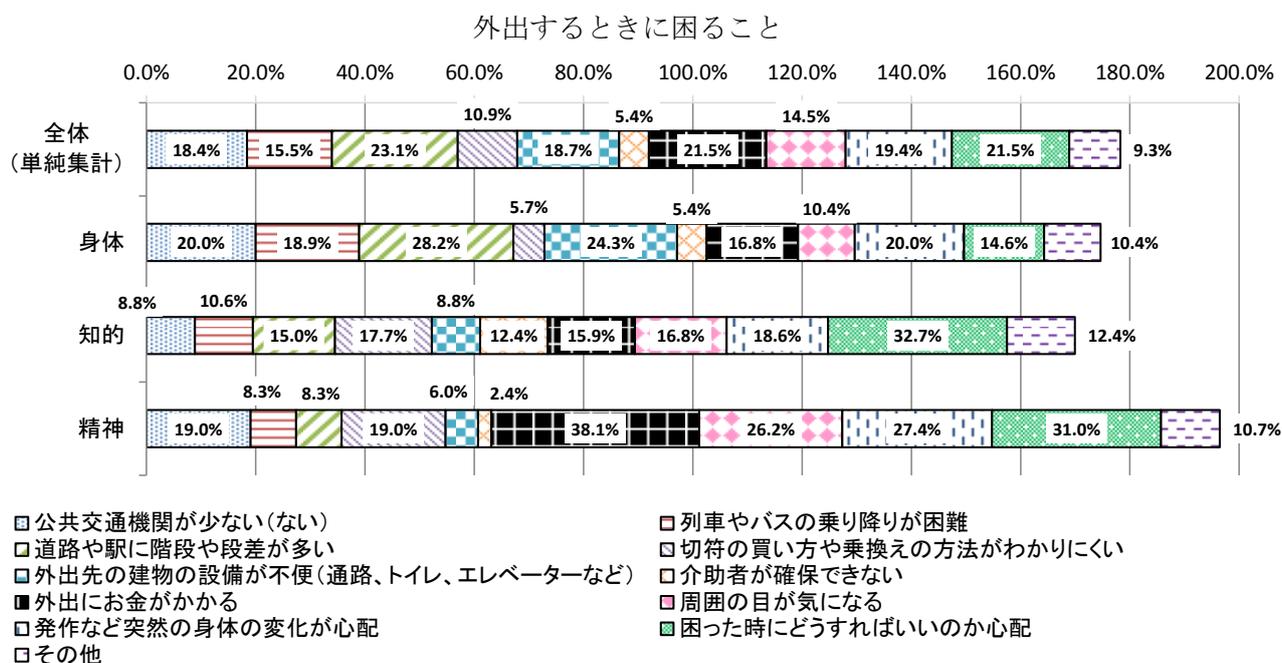
外出する際の主な同伴者はどなたですか



外出の目的

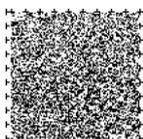


外出する時に困ることについては、身体障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」(28.2%)「外出先の建物の設備が不便」(24.3%)が多くなっています。知的障がい者、精神障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」が多くなっており、障がいに対する理解の普及及び外出時の介助が求められていることがうかがえます。精神障がい者では「外出にお金がかかる」(38.1%)が最も多くなっています。

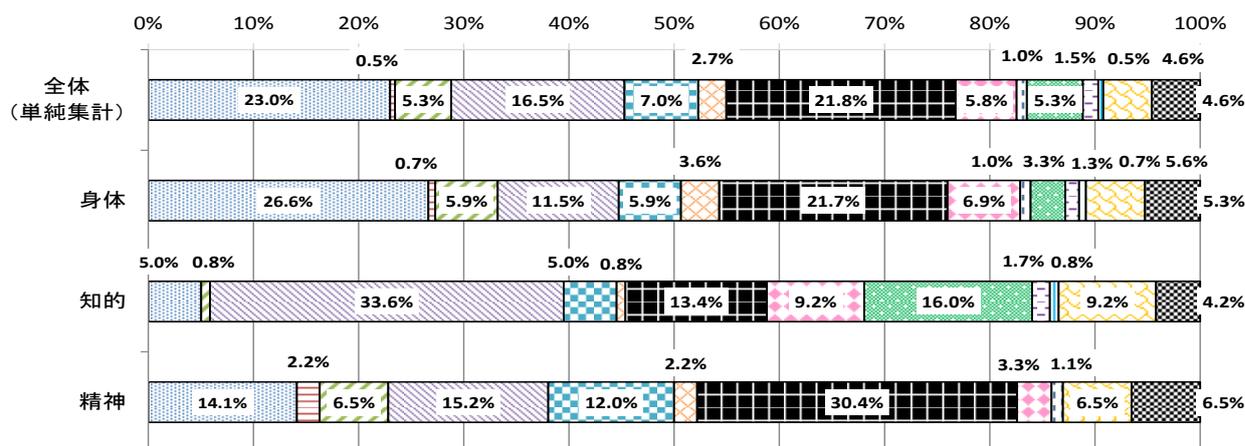


日中の過ごし方については、身体障がい者では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が、精神障がい者では「自宅で過ごしている」が、知的障がい者では「福祉施設、作業所等に通っている」が最も多くなっています。一方、知的障がい者では「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事している」(5.0%)であることから、就業が困難であることがうかがえます。

必要な就労支援については、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が多くなっていることから、職場での理解促進や、コミュニケーションなどに問題がある場合の就労のあり方が課題となっています。

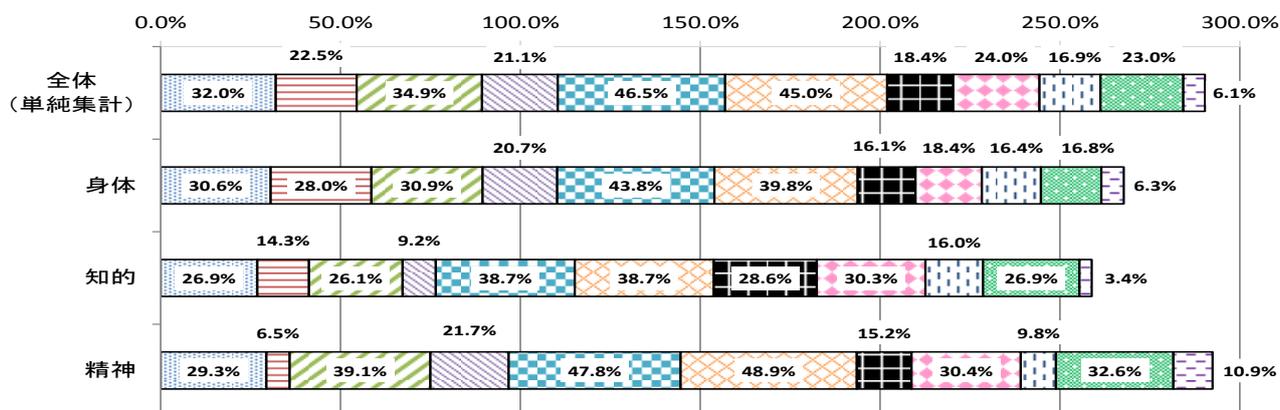


日中の過ごし方について

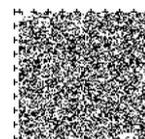


- 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている
- ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
- 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)
- 専門主婦(主夫)をしている
- 病院などのデイケアに通っている
- リハビリテーションを受けている
- 入所している施設や病院等で過ごしている
- 特別支援学校(小中高等部)に通っている
- 自宅で過ごしている
- 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
- 一般の高校、小中学校に通っている
- 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている
- その他
- 無回答

必要な就労支援について



- 通勤手段の確保
- 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
- 在宅勤務の拡充
- 職場の障害者理解
- 職場で介助や援助等が受けられること
- 企業ニーズに合った就労訓練
- 仕事についての職場外での相談対応、支援
- その他

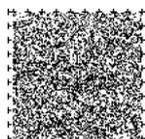
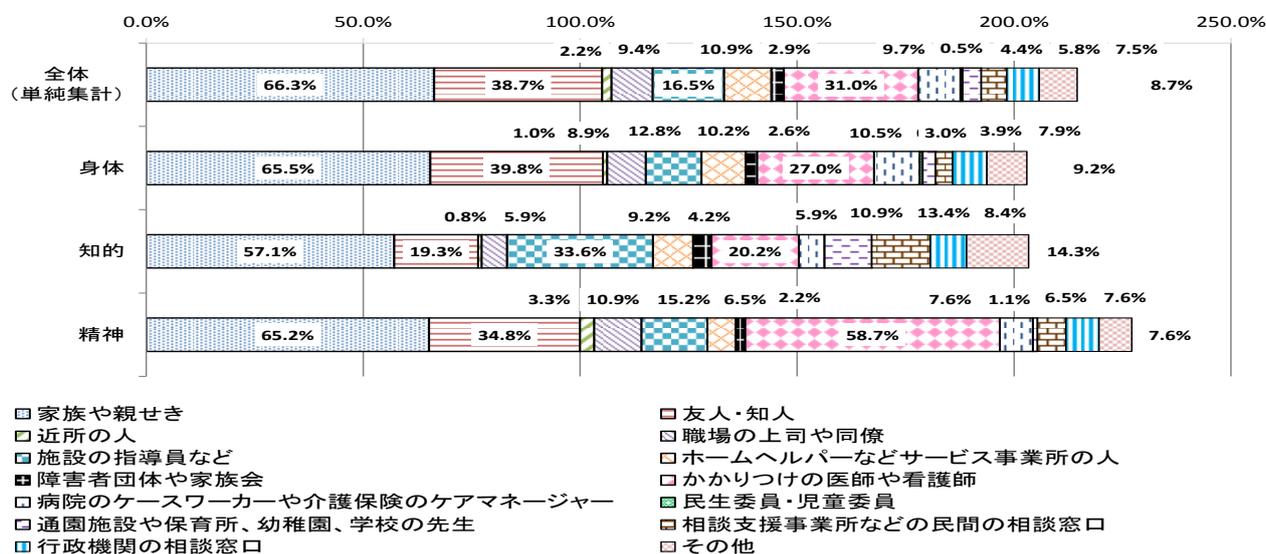


(5) 相談相手について

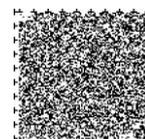
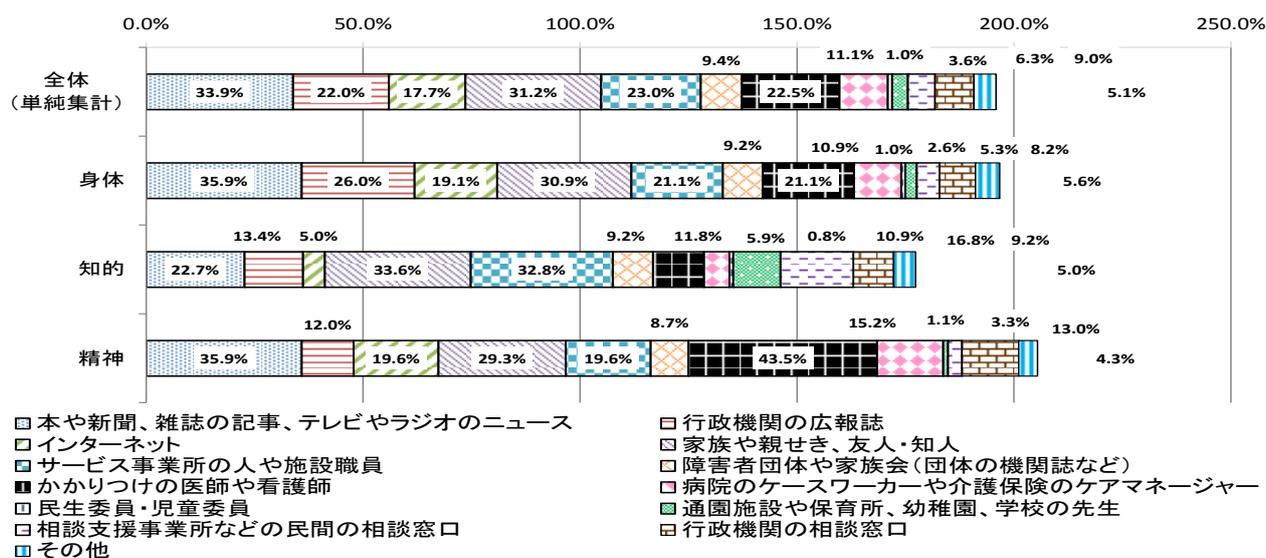
「家族や親せき」(66.3%)と最も多く、次いで「友人・知人」(38.7%)、「かかりつけの医師や看護師」(31.0%)となっています。知的障がい者では「施設の指導員など」(33.6%)、精神障がい者では「かかりつけの医師や看護師」(58.7%)も多くなっています。

情報を知る手段については、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(33.9%)と最も多く、次いで「家族や親せき、友人・知人」(31.2%)、「サービス事業所の人や施設職員」(23.0%)となっています。知的障がいでは「家族や親せき、友人・知人」(33.6%)が、精神障がいでは「かかりつけの医師や看護師」(43.5%)が最も多くなっています。

相談相手について



情報を知る手段

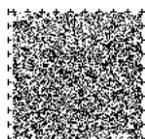
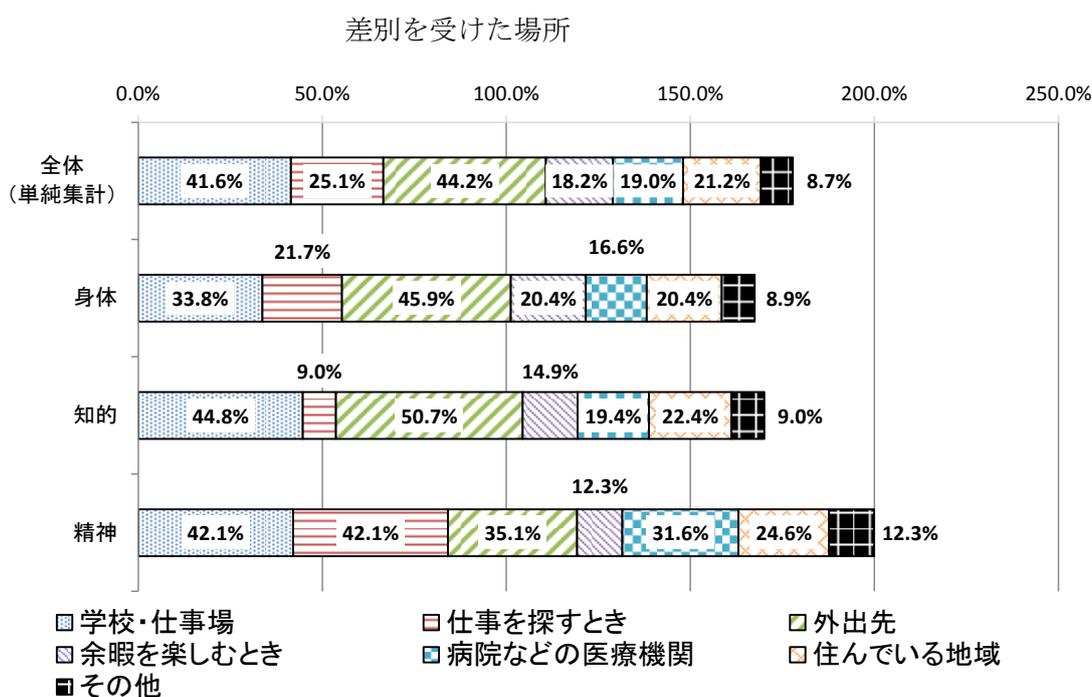
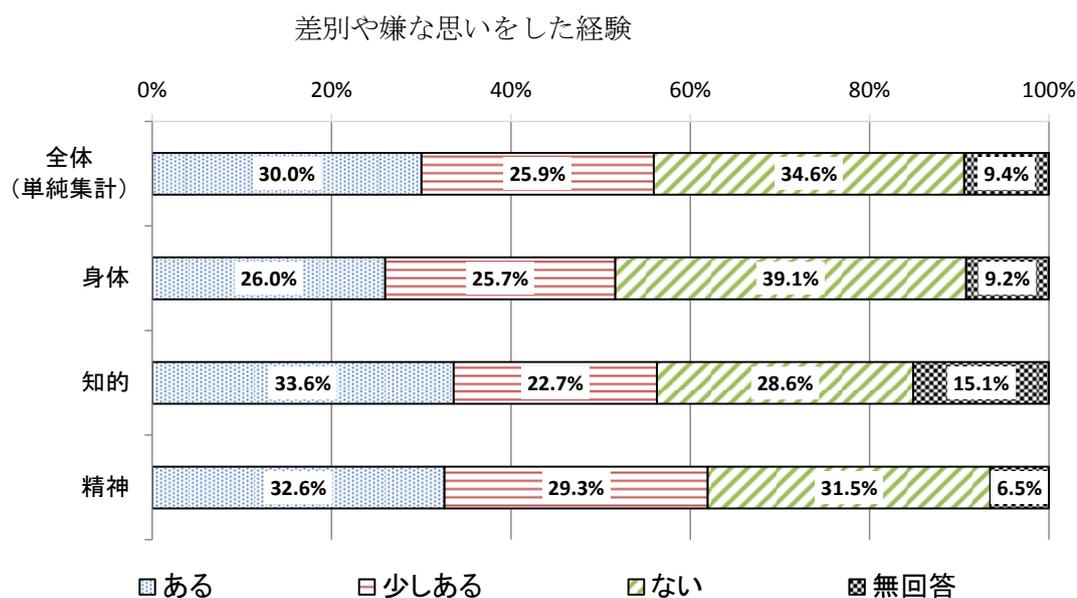


(6) 権利擁護について

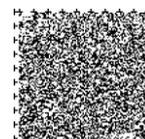
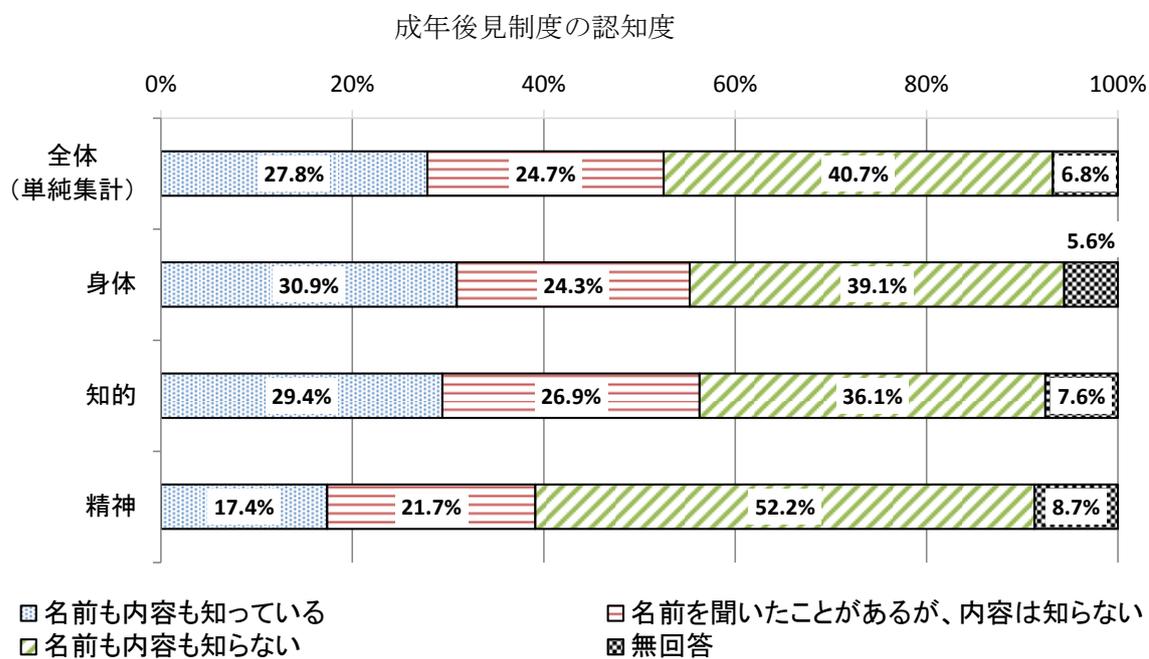
差別や嫌な思いをした経験については、「ある」「少しある」の回答の合計が5割を超えています。

「外出先」(24.7%)で最も多く、次いで「学校・仕事場」(23.5%)、「仕事を探するとき」(14.0%)となっています。

また「住んでいる地域」(12.1%)と高い割合であることから、地域における理解促進の活動が必要となっています。



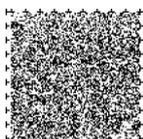
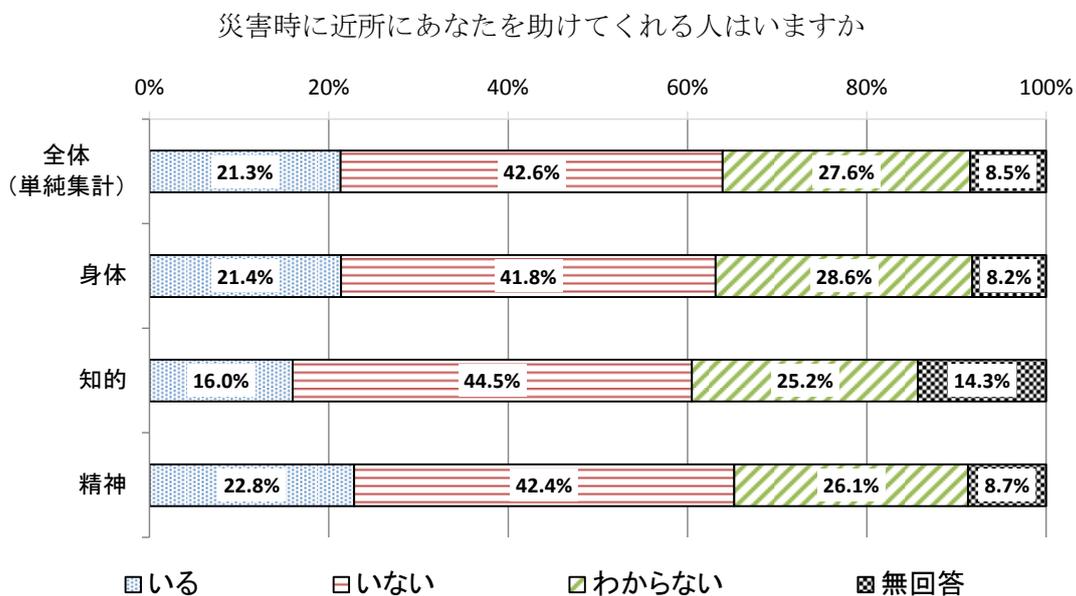
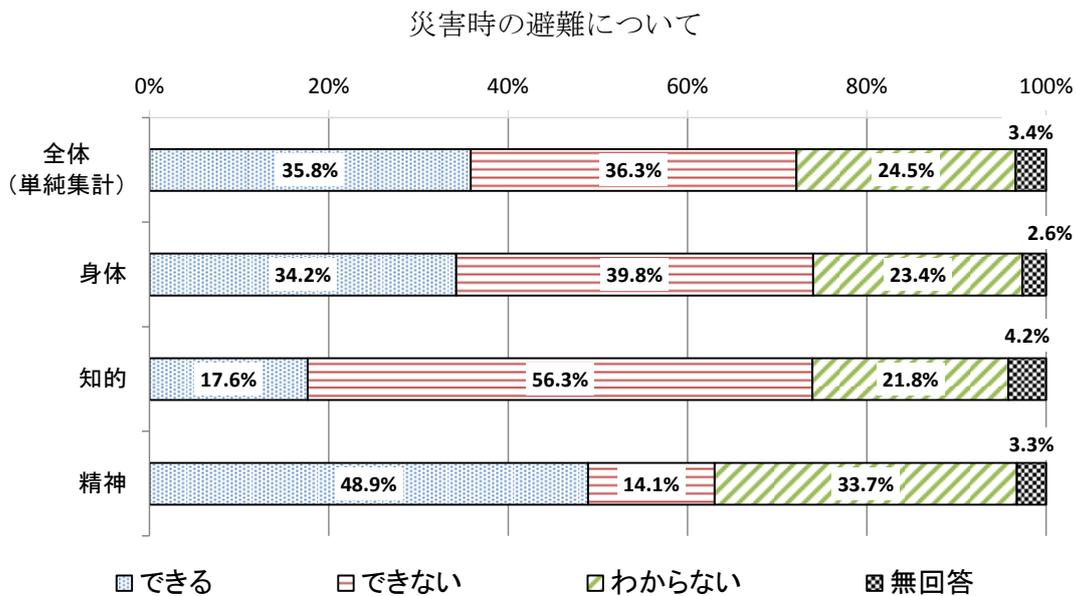
成年後見制度については、「名前も内容も知らない」(40.7%)と最も多まっていることから、周知広報の徹底が必要となっています。



(7) 災害時の避難等について

災害時の避難については、一人で「できる」人は、(35.8%)となっていますが、知的障がい者では「できない」との回答が(56.3%)となっています。

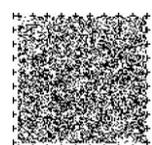
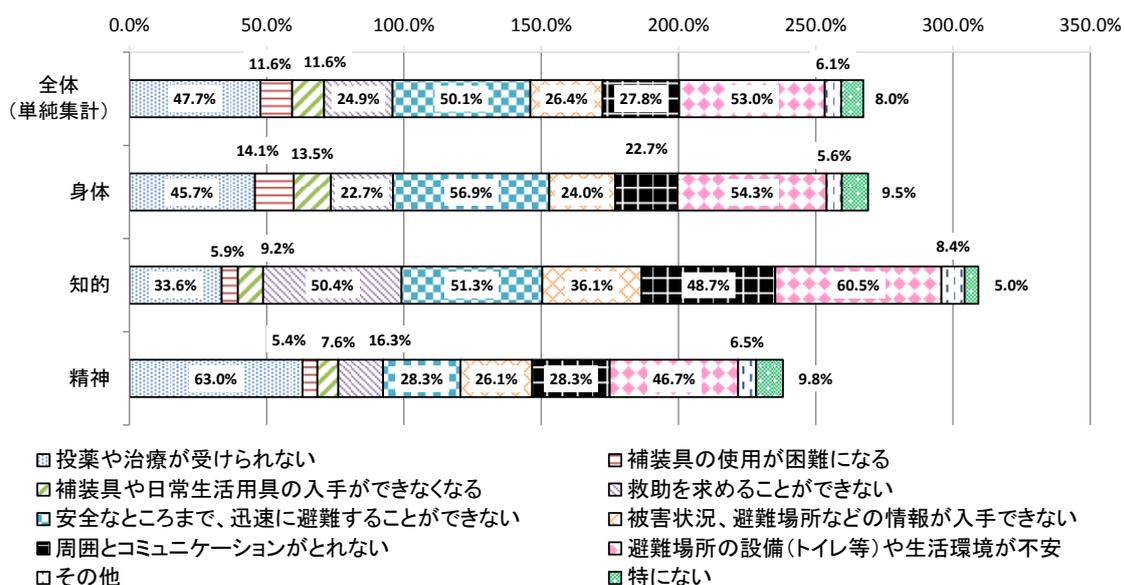
災害時に助けてくれる人については、「いる」と回答した人は2割程度で、「いない」「わからない」とした人への早急な対応として、避難行動要支援者登録名簿の整備とともに避難行動要支援者支援制度の周知が必要です。



災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（53.0%）と最も多く、次いで「安全なところまで迅速に避難することができない」（50.1%）、「投薬や治療が受けられない」（47.7%）となっています。

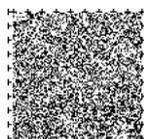
知的障がい者では「救助を求めることができない」（50.4%）、「周囲とコミュニケーションがとれない」（48.7%）が多くなっており、避難場所におけるコミュニケーション支援の体制が求められます。

災害時に困ること

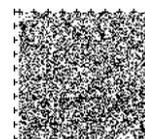


【自由記述】※一部抜粋

性別	年齢	障がい種別	暮らし	自由回答
男性	50～59歳	身体	同居	非常時、車椅子に装着可能で人力車の様に中に人が入り、引いて移動することができる用具を、各公民館に常置、その用具の存在を広く知らせて欲しい。
男性	60歳以上	身体	同居	福祉とサービスの情報をどんどん発信して欲しい。
女性	10～19歳	知的	同居	障がい(知的)者の老後のためグループホーム、ショートステイ等充実した住宅やヘルパ ^ー 等スタッフの育成。
男性	60歳以上	身体	その他	障害者一人ひとりの状況は、皆違うので対応は大変と思いますが、もう少し柔軟な対応をして頂ければと思います。
女性	無回答	身体	同居	訓練等のリハビリを受けられる病院、施設を作ってもらいたい。一人でリハビリをする時間が多くリハビリの先生にもう少し長くみてもらえるようにしてもらいたい。半年で病院のリハビリの期間が終わるので終わってからでもリハビリの支援をしてもらえる施設がほしいです。それが障害者の自立につながります。障害者用の運動施設やプールを作ってほしい。健常者と一緒では、脚をけられたり、ぶつかったりすることが多いです。障害者は健常者の様に体がうまく動けなかったり、痛みがあったりして大変です。健常者の人には、迷惑な話でしょうが、自分が同じ立場になった事を考えて頂いて、もう少しあたたかい目で見てくださいと思っています。そういった事を当たり前に見える様な市を作ってもらいたいです。

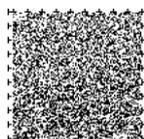


性別	年齢	障がい種別	暮らし	自由回答
女性	30～39歳	身体	独居	身体障がいに関しては、別府は民間団体の運動等によりとても住みやすいと思います。今後、益々発達障がいや高次脳機能障がいの方が増えると予想されます。そちらの方に力を入れてくださると嬉しいです。
男性	30～39歳	身体	同居	医療補助を充実して下さい。
女性	20～29歳	身体	独居	民間にもっと呼びかけを行ってバリアフリー化を進めて欲しい。タクシーやバスをもっと利用しやすい様にしてほしい。駅も、東別府駅、別府大学駅を車イスでも利用できるように改善してほしい。
女性	30～39歳	精神	同居	障害者への就労がむずかしいこと。企業に対して行政から指導していくべき。又、もっと就労支援施設の充実、地域とのコミュニケーション、サービスの情報提供をして欲しい。市長がかわっても、障がい者への対応をより良くして欲しい。精神障がい者をもっと支援してほしい。
女性	60歳以上	身体	同居	障害福祉サービスは満足しています。
男性	60歳以上	身体	同居	他人に頼らず生きる為にも自立支援起業支援が必要です。
男性	60歳以上	身体	その他	別府市職員の皆様方には、いつも丁寧に親切に接して頂き、心から感謝しております。取組みなどわからないのですが、今後一人身の者や弱い立場の者が日々安心して過ごせる行政やサービスが実施成される事を切に望みます。

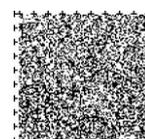


【ご家族の自由記述】※一部抜粋

性別	年齢	障がい種別	暮らし	自由回答
男性	50～59 歳	身体、知的	同居	介助なしで生活が出来ないので、どうしたら良いかわからないので不安です。
男性	30～39 歳	身体、知的	同居	親が亡き後、グループホームに入れてほしい。もっとグループホームがふえたらと思う。
男性	60 歳以上	身体、精神	同居	所得の保障がないことに不安を感じる。
男性	60 歳以上	身体	同居	反対に介助者が病気になったり、介護されなければならなくなったりした時に、介助者はどうすればいいのか共倒れになりそうで不安で一杯です。
女性	40～49 歳	精神	同居	一人暮らしになり発作を起こした事に誰も気づいてくれなかったら、どうなるのだろうかと不安になる。また、生活費の事も不安です。
男性	60 歳以上	身体	同居	・身の回りの世話(お風呂や洗濯物を干すなど)は誰が見てくれるだろうか。 ・外出したい時に、車での移動など誰がみてくれるだろうか。 ・家の中で転んでしまった時、ひとりだと助けが呼べないのではないかな。
男性	10 歳未満	知的	同居	子供が大人になった時、ホームに入所させたいが、現実問題空きもなく、今のままでは入所することさえもできないと言われそれが一番の不安です。自分が死んでしまったりした時にパニックになるのでは。なので、一人で生活・共同生活できる場が欲しいです。
女性	30～39 歳	知的	同居	私が老人ホームなどに入居する事になった時、子供と一緒に入居出来たらいいなと思います。



性別	年齢	障がい種別	暮らし	自由回答
男性	40～49歳	知的	同居	知的障がいA判定、今、通所施設で軽作業をしている。そこでの仲間もでき元気に通っている。でも、親なきあと、その仲間達と一緒に生活できる施設(グループホーム)がほしいと仲間の親達とどうすれば出来るのか検討し始めたところ。
女性	30～39歳	知的	同居	2人の知的障害者なので親亡き後が心配です。知的障害者、その他の障害者のための老後のグループホームを是非とも建設して頂けたらと思います。
男性	10～19歳	知的	同居	何かあった時(本人が不安になっている時など)理解して守ってくれる人がいてくれるだろうかと思う。
男性	30～39歳	身体、知的	同居	自立したら生活は無理なのでどうしたものかとても不安です。
女性	40～49歳	身体	同居	連絡等、救急連絡が出来ないのでどうしたらいいのかわからない。
女性	30～39歳	精神	同居	一人で生活していけるのだろうか不安になる。
女性	30～39歳	精神	同居	障害年金だけで、入所できる施設があれば安心できます。
男性	20～29歳	知的	同居	毎日の生活、お金の管理(食事、入浴、洗濯など)。



3 一般市民に対するアンケート調査

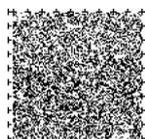
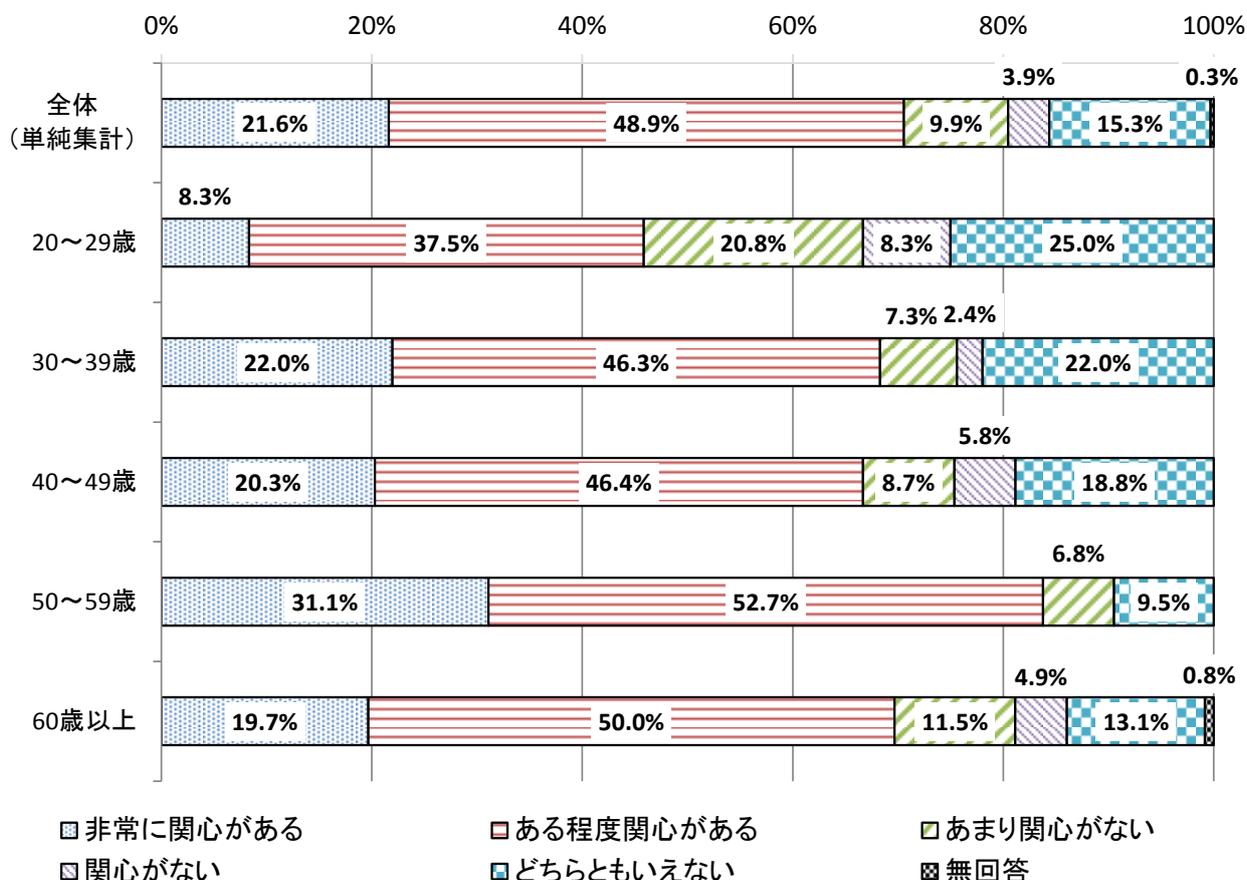
一般市民に対するアンケートから、障がい者に対する理解、施策ニーズ等は概ね次のとおり整理されます。

※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

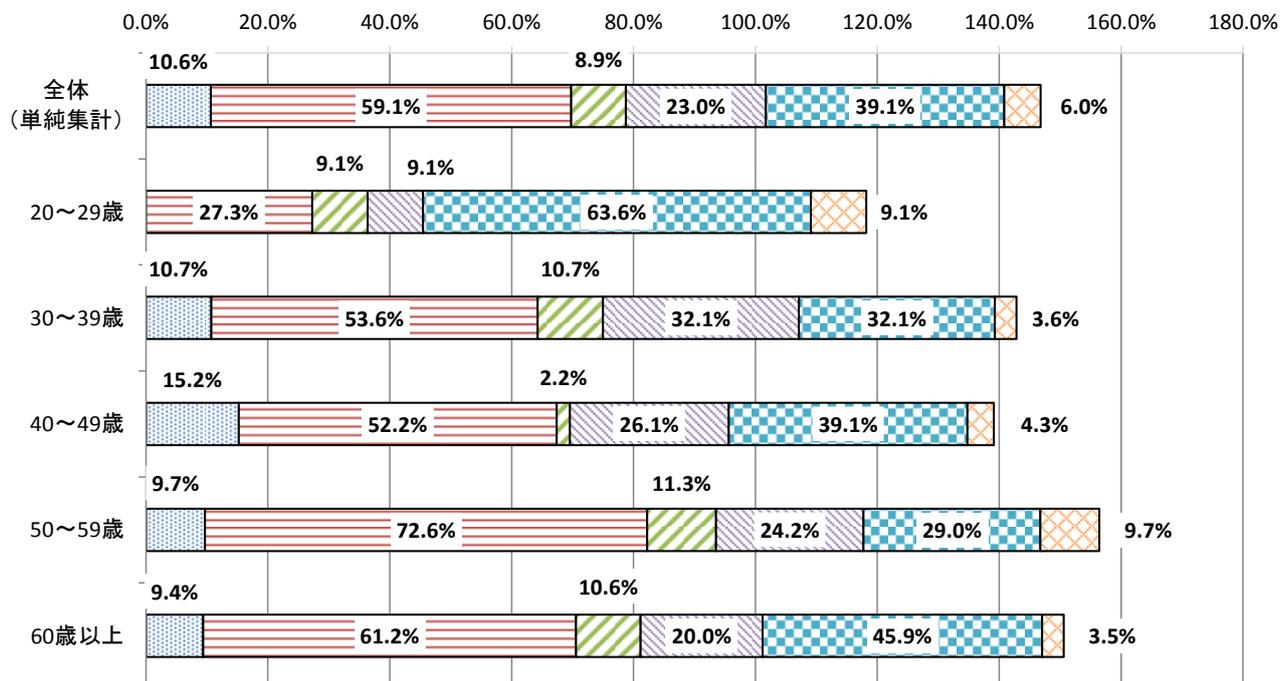
(1) 障がい者福祉への関心

障がいのある人の福祉への関心については、「ある程度関心がある」が(48.9%)と最も多く、次いで「非常に関心がある」が(21.6%)、「どちらともいえない」が(15.3%)となっています。理由としては、「自分の身内や近所、知り合いに障害のある人がいる(いた)から」が(59.1%)と最も多く、次いで「まちなかやテレビなどで障害のある人のことをよく目にするから」が(39.1%)、「保健・医療・福祉・教育に関係する職業についている(ついていた)から」が(23.0%)となっています。

障がいのある人の福祉についての関心



理由



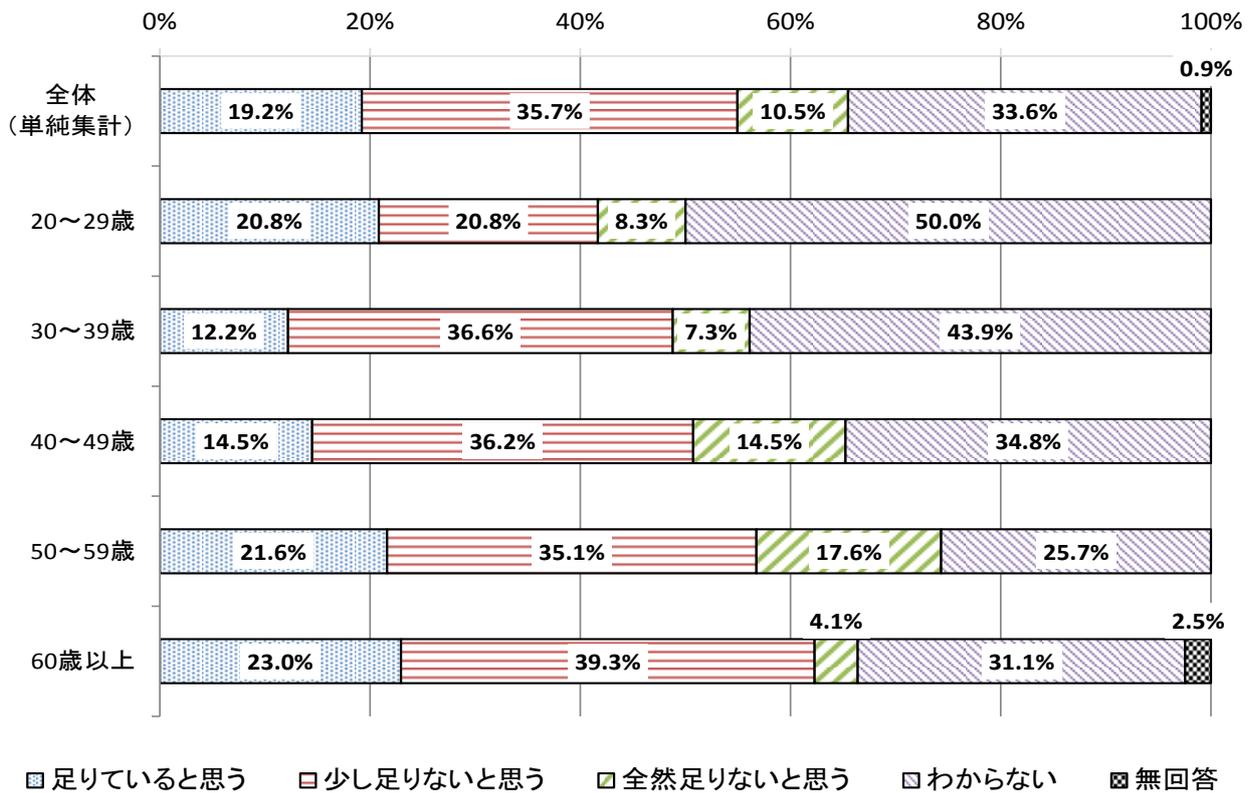
- 自分が身体的・精神的に病弱であるから
- 自分の身内や近所、知り合いに障害のある人がいる(いた)から
- 福祉活動やボランティア活動をしている(していた)から
- 保健・医療・福祉・教育に関係する職業についている(ついていた)から
- まちなかやテレビなどで障害のある人のことをよく目にするから
- その他



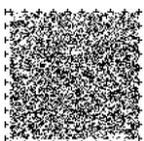
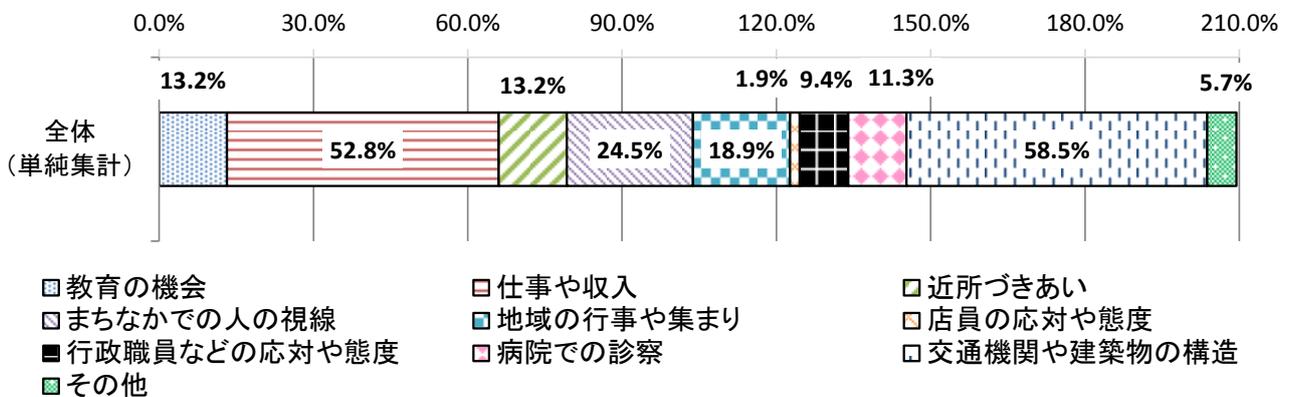
(2) 障がいのある人に対する理解

本市の障がいのある人への対応や理解については、「少し足りないと思う」が(35.7%)と最も多く、次いで「わからない」が(33.6%)、「足りていると思う」が(19.2%)となっています。足りないと思うのはどんな場合かについては、「交通機関や建築物の構造」が(58.5%)と最も多く、次いで「仕事や収入」が(52.8%)、「まちなかでの人の視線」が(24.5%)となっています。

別府市の障がいのある人への対応や理解について

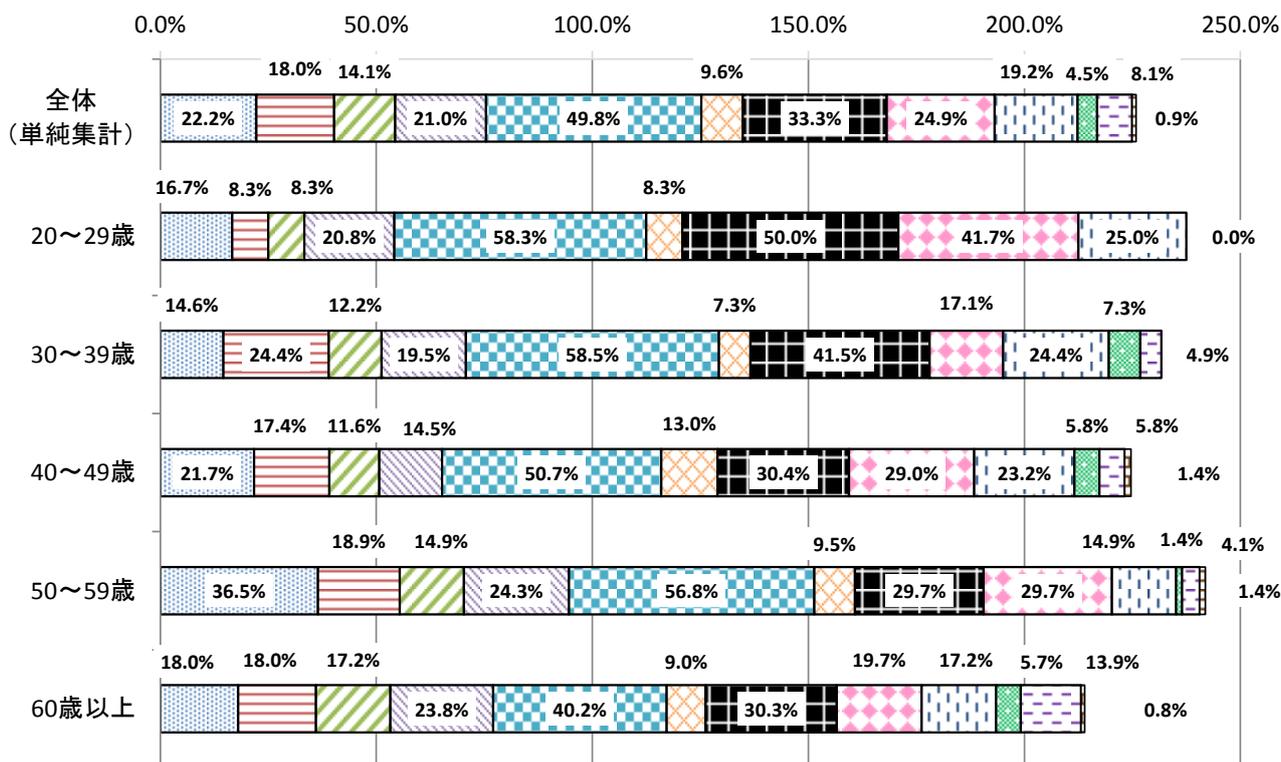


足りないと思うのはどんな場合ですか

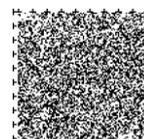


障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うものについては、「学校における福祉教育の充実」が（49.8%）と最も多く、次いで「障がいのある人の積極的な社会への進出」が（33.3%）、「福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流」（24.9%）となっています。

障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うもの



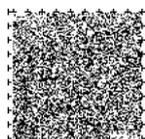
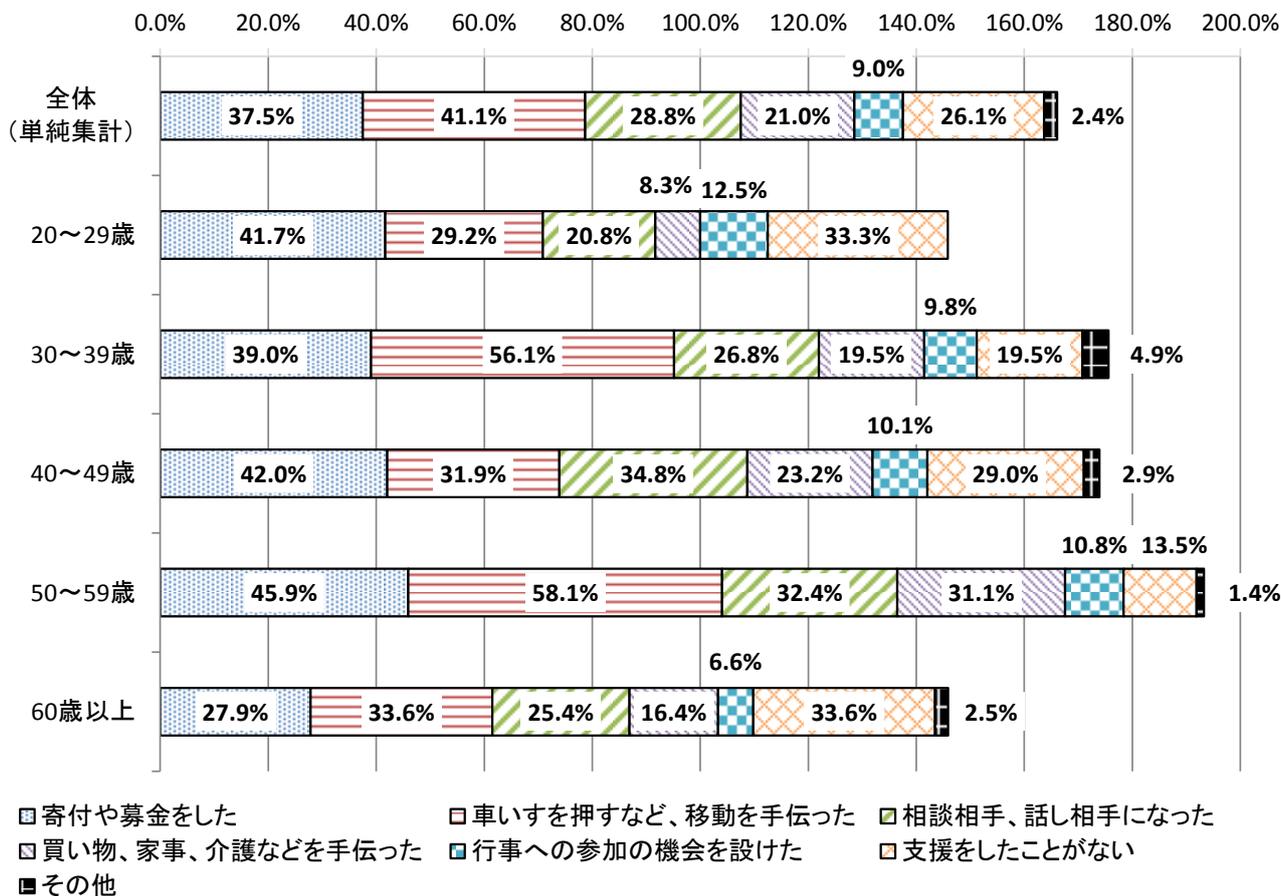
- 障がいや障がい者問題に関する啓発の充実
- 障がいのある人へのボランティア活動の推進
- 学校における福祉教育の充実
- 障がいのある人の積極的な社会への進出
- 障がいのある人の地域のまちづくりへの参加
- わからない
- 障がいへの理解を目的とする市民団体への支援
- 市民交流を通じての理解と参加の促進
- 障がいに関する講演会や学習会の開催
- 福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流
- その他
- 理解を深める必要はない



(3) 障がいのある人への支援・ボランティアなど

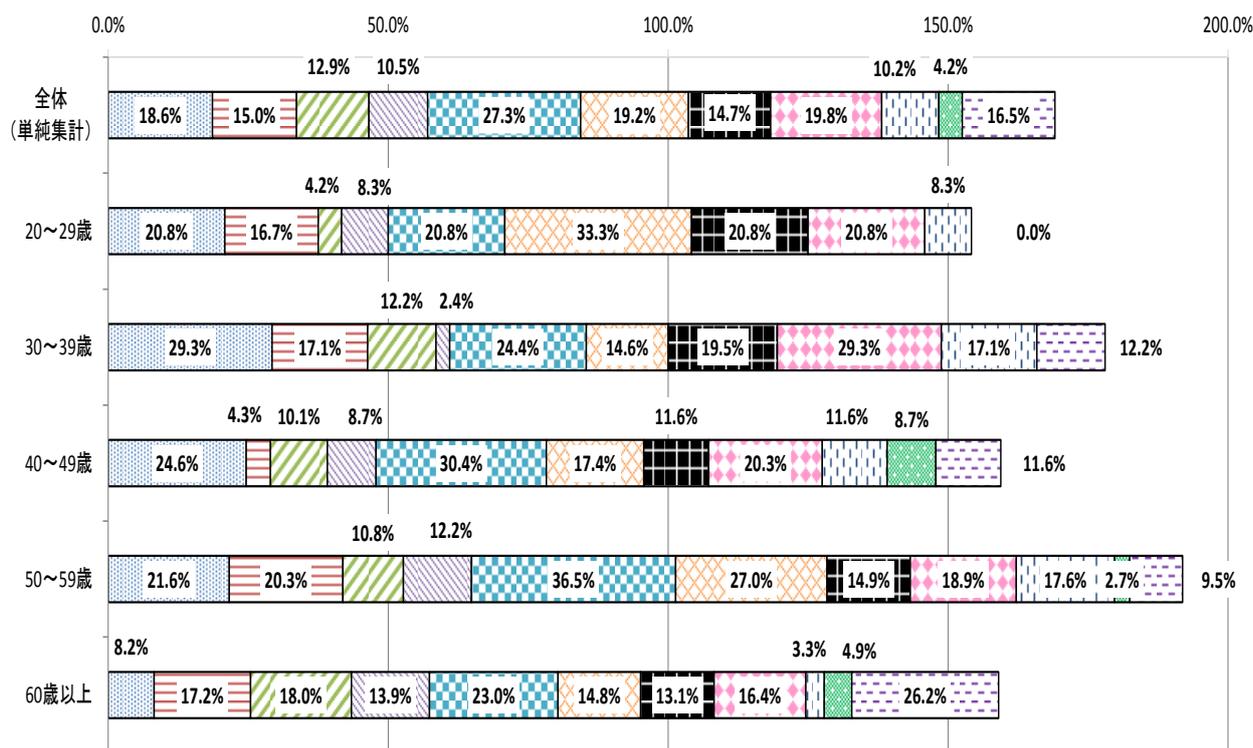
行ったことがある支援については、「車いすを押すなど、移動を手伝った」が(41.1%)と最も多く、次いで「寄付や募金をした」が(37.5%)、「相談相手、話し相手になった」がともに(28.8%)となっています。

どのような支援を行ったことがありますか

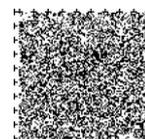


してみたい支援や活動については、「施設でのボランティア（話し相手、講師、介助や援助、行事の手伝い等）」が（27.3%）と最も多く、次いで「スポーツ・レクリエーション・リハビリテーション等の地域交流活動」が（19.8%）、「福祉関連イベントの開催・イベントでの付き添い」が（19.2%）となっています。

してみたい支援や活動



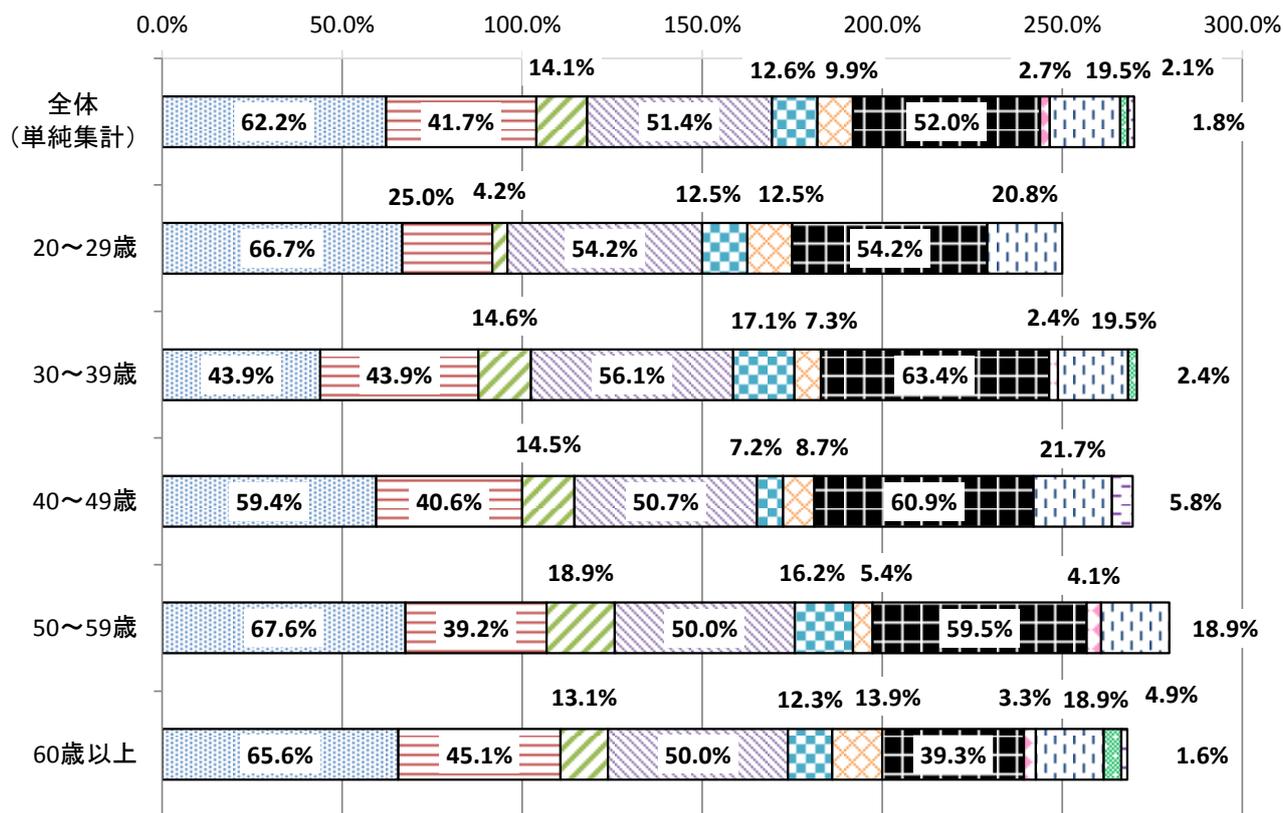
- コミュニケーション・情報支援 (手話通訳・要約筆記・点訳物作成・朗読サービス等)
- 移送サービス (車いすでも乗れる車の手配、運転、乗り降りの介助など)
- 施設でのボランティア (話し相手、講師、介助や援助、行事の手伝い等)
- 施設訪問等による交流事業
- 専門的スキルを生かした教育・学習・指導活動
- 特になし
- 外出支援 (まちを案内したりする外出サポート)
- 配食サービス (食事作りや配達、またその際の声かけなど)
- 福祉関連イベントの開催・イベントでの付き添い
- スポーツ・レクリエーション・リハビリテーション等の地域交流活動
- その他



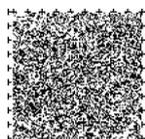
(4) 障がいのある人の就労・教育

障がいのある人が働く条件については、「障がいに合った仕事であること」が(62.2%)と最も多く、次いで、「障がいに対する周囲の理解があること」の(52.0%)、「障がいのある人に配慮した設備が整っていること」の(51.4%)の順となっています。

障がいのある人が働く条件

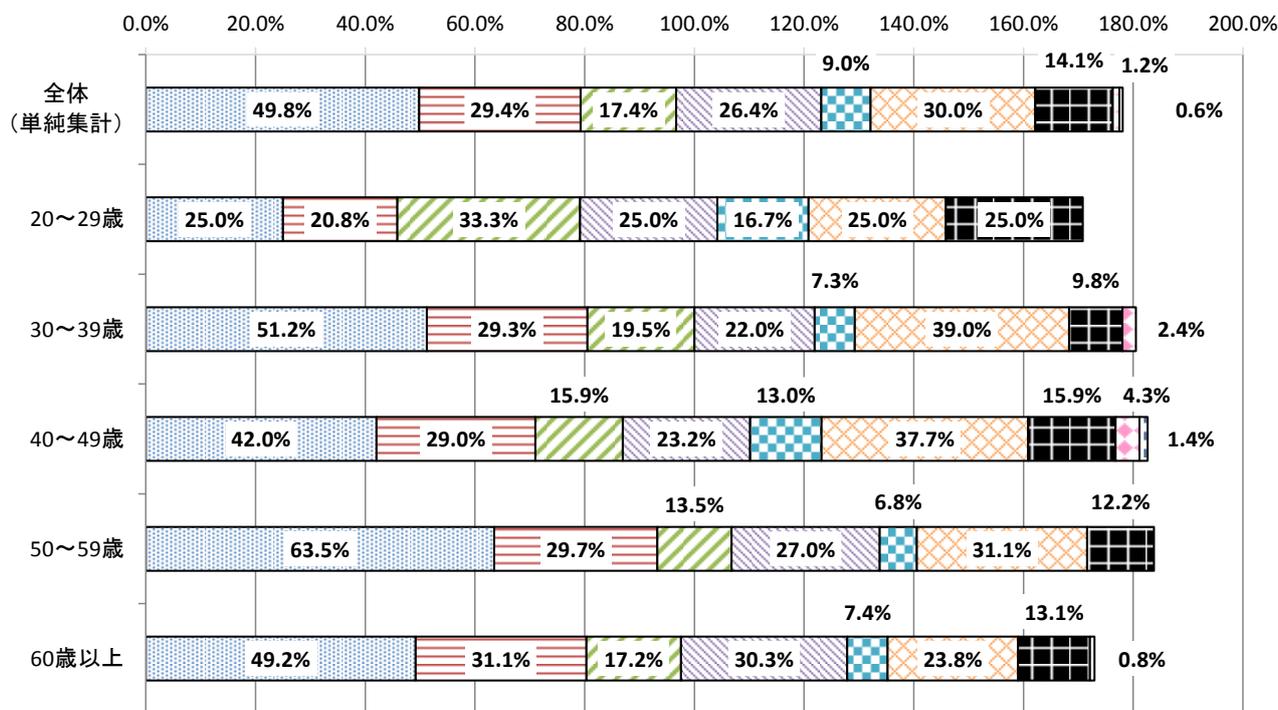


- 障がいに合った仕事であること
- 賃金が妥当であること
- 通勤手段があること
- 障がいに対する周囲の理解があること
- 就労のための職業訓練が充実すること
- その他
- 障がいに合った勤務条件であること
- 障がいのある人に配慮した設備が整っていること
- 自宅で仕事ができること
- 通院などの保障があること
- わからない

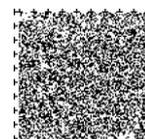


障がいのある児童・生徒への教育については、「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が（49.8%）と最も多く、次いで「障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」が（30.0%）、「スロープなど、児童・生徒の障がいに対応した施設整備」が（29.4%）となっています。

障がいのある児童・生徒への教育



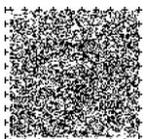
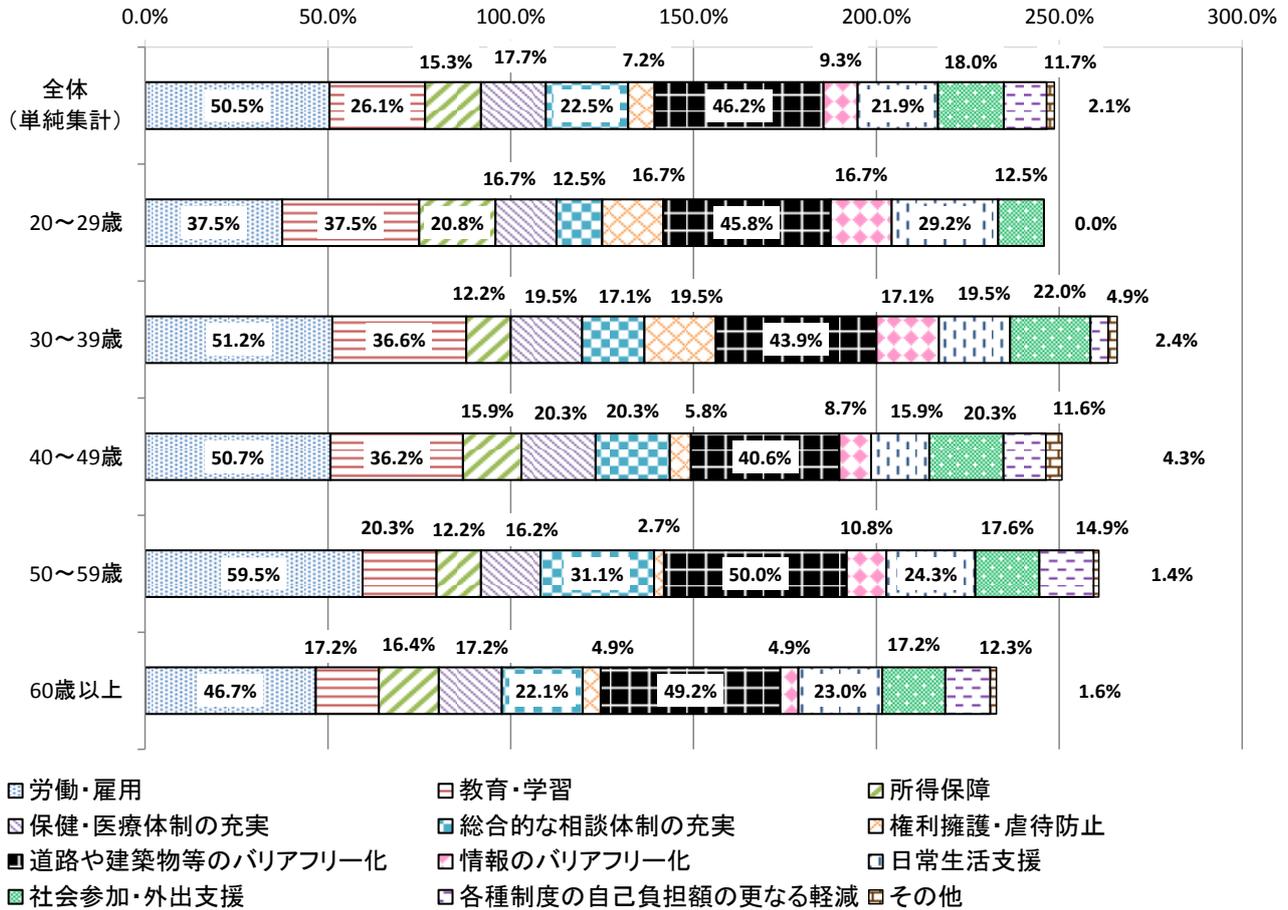
- 児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実
- 特別支援教育の理解・啓発の推進
- 早期発見・早期療育システムの確立
- 障がいのある児童・生徒の保護者に対する経済的な支援
- 特になし
- スロープなど、児童・生徒の障がいに対応した施設整備
- 教育・保健・医療・福祉などの関係機関の連携
- 障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援
- その他



(5) 別府市の障がい者対策

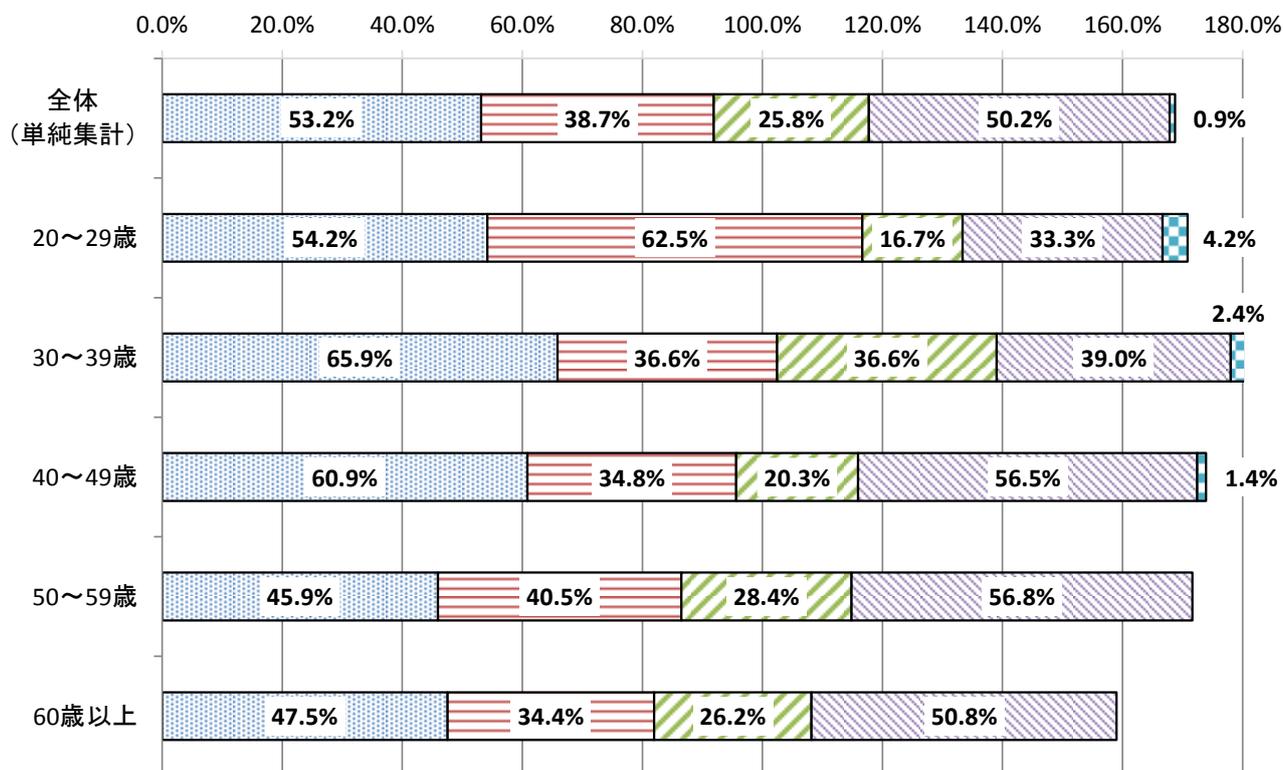
暮らしやすさのために必要な取り組みについては、「労働・雇用」が（50.5%）と最も多く、次いで「道路や建築物等のバリアフリー化」が（46.2%）、「教育・学習」が（26.1%）となっています。

暮らしやすさのために必要な取り組み

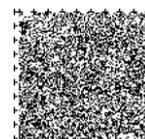


行政以外の必要とされている支援者については、「家族や親類等」が（53.2%）で最も多く、次いで「専門機関や事業者等」が（50.2%）、「ご近所や地域組織等」（38.7%）となっています。

行政以外の必要とされている支援者

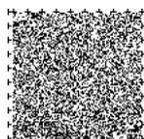


■ 家族や親類等 ■ ご近所や地域組織等 ■ NPOやボランティア等 ■ 専門機関や事業者等 ■ その他

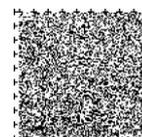


【自由記述】※一部抜粋

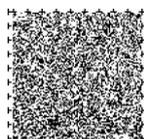
性別	年齢	自由回答
男性	60歳以上	相互理解のための交流が必要であると思います。2020 東京オリンピック・パラリンピックは良い機会であると思います。
女性	60歳以上	車椅子で外出するのに道路の段差、平衡などで、出掛けるのがとても難しい。道路の両側には人の通るスペースはありますが、とても電動車椅子は通るのに難しいです。就労問題はどこで聞けばいいのか困っています。どうしても家で内職程度でもいいので仕事をさせたいと思っています。
女性	無回答	毎日のウォーキングをしていて感じた事。 ①段差のある歩道 ②温泉業者による掘り起こした後の道の段差 ③市営住宅内の道いっぱい駐車している車 もっと身近な所から取り組んでほしい。
女性	40～49歳	今回の「条例」は全国に誇れる内容であると思います。この条例が「絵に描いた餅」にならないように、行政のリーダーシップのもと、当事者の思いに耳を傾けながら、一つ一つの施策を進めていって欲しいです。私たちも一市民として個人レベルでやれることは何でもやりたいと思っています。「障害のある人もない人も」皆が安心して暮らせる町になってくれればと願っています。共に頑張りましょう。
男性	50～59歳	全国的にみても別府市は他の自治体よりは障害者福祉における先進的都市と思うので、更なる充実化を官民一体となって構築していく事が大切であると実感します。市民である私達一人一人の意識を向上させる上でもあらゆるメディアを通じて内外に発信していくのも大きな力となるのではないかと考えます。



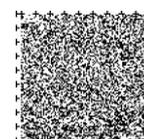
性別	年齢	自由回答
男性	60歳以上	仕事を辞めた後、家の中ばかりいるのではなく、デイケアのように日中障害のある人もない人と楽しく過ごせる場があれば良い。行政が運営する障害者「ホーム」が出来るのを望みます。
女性	60歳以上	亀川の太陽の家近くのスーパーに買物に行く事があり、たくさんの障害者の方が働いている姿を見て驚きました。もっとたくさんのこの様なスーパーが出来ると良いですね。
女性	60歳以上	大平山地区では障害者はもちろんの事、老人やベビーカー等も安全に通れない道路ばかりです。歩道とは名ばかりで、真中に電柱や標識が建てられ段差も大きく穴だらけでとても自由に外出できない所が多い。ハード面の充実を望みます。
男性	30～39歳	太陽の家付近では車が多いので気になる。時々警察が取締をしているが、一時停止を見張るだけでは意味がない。安全に通れるように何かした方がいい。
女性	30～39歳	アスペルガーなどの障害、多動障害などはなかなか気づくことができなかつたり、気づいても親がそれを受け止めるのとても大変なことだと思う。早期発見、早期からの対処ができるよう、子供の健診の内容もかなり充実してきていると感じるが、親への精神的サポートや障害に関する理解・知識の充実を図るような対策が必要と思う、
女性	30～39歳	別府市はマンホールや道路、歩道等にでこぼこが多く、車椅子等の移動が難しい所が多い。雨で濡れると滑りやすくなる歩道があり危険な箇所がある。バスの乗り降りは段差が大きく足の不自由な人に適していない。私は自閉症の方と知り合いがいるが、適切な時期に生活訓練を受けていればとつくづく思う。情報に訓練体制の充実を望む。



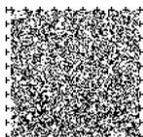
性別	年齢	自由回答
女性	60歳以上	私は亀川地区なので障がい者をよく見かけますが、横断歩道を渡っている時、横断歩道の時間が短いので車椅子や障がい者が渡るのに苦労しているのをよく見かけます。道路の整備をもう少し車椅子等の人が通やすく出来たら良いと思います。
男性	60歳以上	誘導ブロックの上に自転車などの物を置いている所が多いと思う。又、スーパーやコンビニで車椅子使用駐車区画に一般の人が停めている所が多すぎる。もっと考えるべき人が多々あると思う。
女性	30～39歳	別府市では他では見られない程多くの障害者をお見かけします。それはこの街がある程度彼らにとって住みやすいからではないかと推察します。健常者が当たり前のように彼らを受け入れ、というかお互いを受け入れ合い、当たり前のように同じ街に暮らしていく、障害も特別な事ではなく、一つの個性と自然に思えるような街になればと思います。
女性	50～59歳	別府市は子育て支援の場が充実していますが、障がい者(児)への支援はどうか。地域での見守りで支援対象者の実態を把握する為に、学校区単位での発達障がい者も支援できるスーパーバイザー派遣の充実を望みます。専門家の指導でより一層の理解と具体的な援助方法を知る事ができるので、市民レベルの勉強会も効果があると思いますが、障がいの内容により必要な配慮が変わるのでスタッフ配置は大変ですが、サポートするボランティアスタッフは学生さん等の基本的知識のある方が良いと思いました。個人情報保護方の関係で、調査チェックには限界がありますが、自治体、福祉関係者、市職員等の連携をもちながら、より必要な福祉力を育てて頂きたいと考えております。



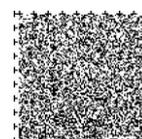
性別	年齢	自由回答
男性	30～39 歳	障がいを抱えた方達の中にはとても素晴らしい能力を持っている方もいらっしゃるの で、一人一人の適性を考えることは意義あることのように思えます。少しずつでも 様々な経験を積んでもらう為にも社会の柔軟性が重要だと改めて感じます。健常者 も若い頃から障害を持つ方達と普通に関わる機会を増やしたり、教育の機会も設け ることは大切かなと思います。ただ近年は、情報端末の向上や義足や車椅子の進化 など少しずつ見受けられるようになってきているので、そういったアンテナはしっかり はっておきたいです。あと海外での障がい者の境遇にはどういったものがあるのか知 りたいと思います。欧米の取り組みはTVでも見ることはありますが、中東とかアフリカ ではどうなのか。割合原始的な正活圏で障がいの方が生まれたらどう対処している のか気になり、知っておいた方が良く考えます。
男性	30～39 歳	障がいに応じた行事、スポーツ教室、大会等の情報をもっと積極的に大きく発信して はどうかと思う。
女性	30～39 歳	別府市内を見てみると、高齢者に対する施設は多くみられるけど、障害の方に対す るグループホームやデイサービス等の施設が少ない感じに思えるので増やした方が 良いと思う。商業施設の方でも車椅子の方が入れる施設が少なく、少しの段差でも高 齢の方や目が不自由な方等にも危険な場所があったりするのでバリアフリーにして 欲しい。(特に別府駅周辺等)
男性	20～29 歳	障害者だから特別何かするという自体、差別にあたると思いますが、一人一人の 意見も違いますのでなんとも言えませんが…。九重町の方では、足に問題があった 子供を皆が受け入れて同じ教室で学びを行っていることも聞いたことがありますの で、考え方によっては何もしないことがその人にあっていたのかもしれない場合もあ ると考えます。



性別	年齢	自由回答
女性	30～39 歳	まだまだ社会全般で意識が低い問題と感じる。施設の開放など°で一人一人の意識の改善から始める事が大切と思う。情報のバリアフリー化も大切と感じる。
女性	40～49 歳	障がいの程度により、差はありますが、社会へ参加しているという充実した生活を送れる事が大事と思いますので、雇用の更なる取り組みを期待します。私の周りでは障害のある人との関わりがあまりありませんが、両親や家族、自分も含め、段々と歳をとり、体も不自由になってくる事は否めませんので、誰にとっても安全で住みやすいように道路の整備や交通機関や施設の充実をお願いしたいです。
女性	60 歳以上	特に関心もなく他人事のように生活していました。それぞれの個性として受け止め、偏見もありません。でも障害の為に生活しづらいのであれば、どんどん改善されていくべきだと思います。ボランティアが必要であれば市報等にでも載せて頂くと分かりやすく出席するチャンスもあるかもしれません。
男性	無回答	障がい者(児)にとって、重度、中度、軽度とありますが、その方々達が少しずつ前に歩む機会を作ってより良い町にして頂きたい。介護している方達も(父、母、子)人に言えずたくさん苦しんで悩んでいます。もう少しコミュニケーションの場があれば良いと思います。車椅子のお子さん達が安心して、学校や行事等参加出来たら良いと思います。障がい者、障がい児童、介護されている方達も非常に苦しんで日々悩まれている人が周りにいます。もう少し何だかの形で話し合いが出来たら改善されると思います。自分から言えない人達がたくさんいます。相談相手でも少しお話を聞いて欲しいと願います。



性別	年齢	自由回答
女性	40～49 歳	狭い道路を車で通っている時に車椅子の人がいて危険だったので車の多い所や車道と歩道が近すぎる所などは道路整備をして欲しいです。(特に旧国道)
女性	50～59 歳	別府大分車椅子マラソンで全国的に知られていると思われる別府ですが、市民が障害者の事を知らない人が多いと思います。もっともっと障害者と一般の方の交流等があればと思います。
女性	40～49 歳	ご家族の方がとても大変だとは思っています。ご家族の方が快適な生活が過ごせるサービス、観劇や色々ストレスが少なくなるサービスを提供出来ればと思っています。
女性	40～49 歳	他の町から転入してきた私から見た別府市は、福祉がとても充実している町だと思います。それは外出先で見かける車椅子の方々の多さで分かります。一人で買い物されている方も多く、それを周りの他のお客さんが良い意味で特に気にとめることもなく自然に受け入れている光景に最初はビックリしました。それだけ車椅子の方が町にあふれていました。そんな街は今まで無かったです。温泉でも何度か一人で、車椅子で入浴されている方を見て感心しました。別府の町はこのように障がい者の方々に比較的優しい町だと思うので、今後さらに発展していくには、障がい者の方と町の方との意見交換が必要なのかなと思います。お互いにできること、してほしいことなどまだまだ分からない事も多いと思うので。あとそういった交流の場があった時は色々な方面で広報、知らせたいです。私は多少の関心があれど直接ふれあいの場には行く時間や勇気がないのでどんな場であったか詳しく具体的に知らせてもらうとイメージもわくし、今後の参考にもなるので今現在の別府市と障がい者の実情をどんどん色々な媒体でニュースにしてくださいなと思います。



第2章 施策の方向

第1節 計画の基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要となります。

第2期障がい者計画（平成23～26年度）では、「自立生活の実現」と「共生社会の実現」を基本理念として、障がい者が地域において自立し、積極的に社会参加でき、その能力を最大限に発揮できる社会の実現をめざしています。

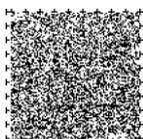
本計画においても、前計画における基本理念及び基本目標を変更せず、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

自立生活の実現

障がいのある人が、身近な地域で安心していきいきと生活し、自らの希望や夢や生きがいを持って暮らしていけるよう、一人ひとりの自立生活の実現をめざします。また、施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対して、地域移行に必要なサービスを提供し、自立生活の実現をめざします。

共生社会の実現

障がいのある人の権利擁護を推進するとともに、「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「情報のバリア」、「心のバリア」を取り除き、障がいのある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそ当たり前の社会であるというノーマライゼーションの理念を更に浸透させ、共生社会の実現をめざします。



第2節 計画の基本的指針

新たな計画を策定するにあたり、基本理念である「自立生活の実現」と「共生社会の実現」を図るため、次の4つの基本的指針を掲げ、前項の基本理念の実現を図ることを目標として、今後の施策を推進していきます。

1. 相互理解と権利擁護の推進

関係機関等と連携し、福祉教育の推進、交流とふれあいの機会の推進、ボランティア活動の推進、障がい者団体等の活性化、権利擁護や権利行使を支援し、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現をめざします。

2. 環境整備と住まい・働く場の確保

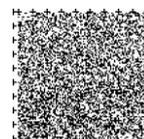
バリアフリー環境の整備、ユニバーサルデザインの普及を推進し、様々な活動に支障なく参加できるよう安全な交通を確保し、移動支援の充実を図るとともに、防災・防犯対策の充実を図り、また、住まい・働く場を確保することにより、自立生活の実現、共生社会の実現をめざします。

3. 健康づくりと充実した教育の推進

障がいの原因となる疾病等を予防し、早期発見するため、人生の各段階の健康づくりについて具体的にその取り組みを支援し、また医療サービスの充実を図るとともに、一人ひとりの障がいの状態に応じたきめ細やかな保育・教育を実施し、自立生活の実現をめざします。

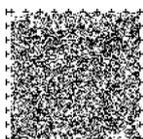
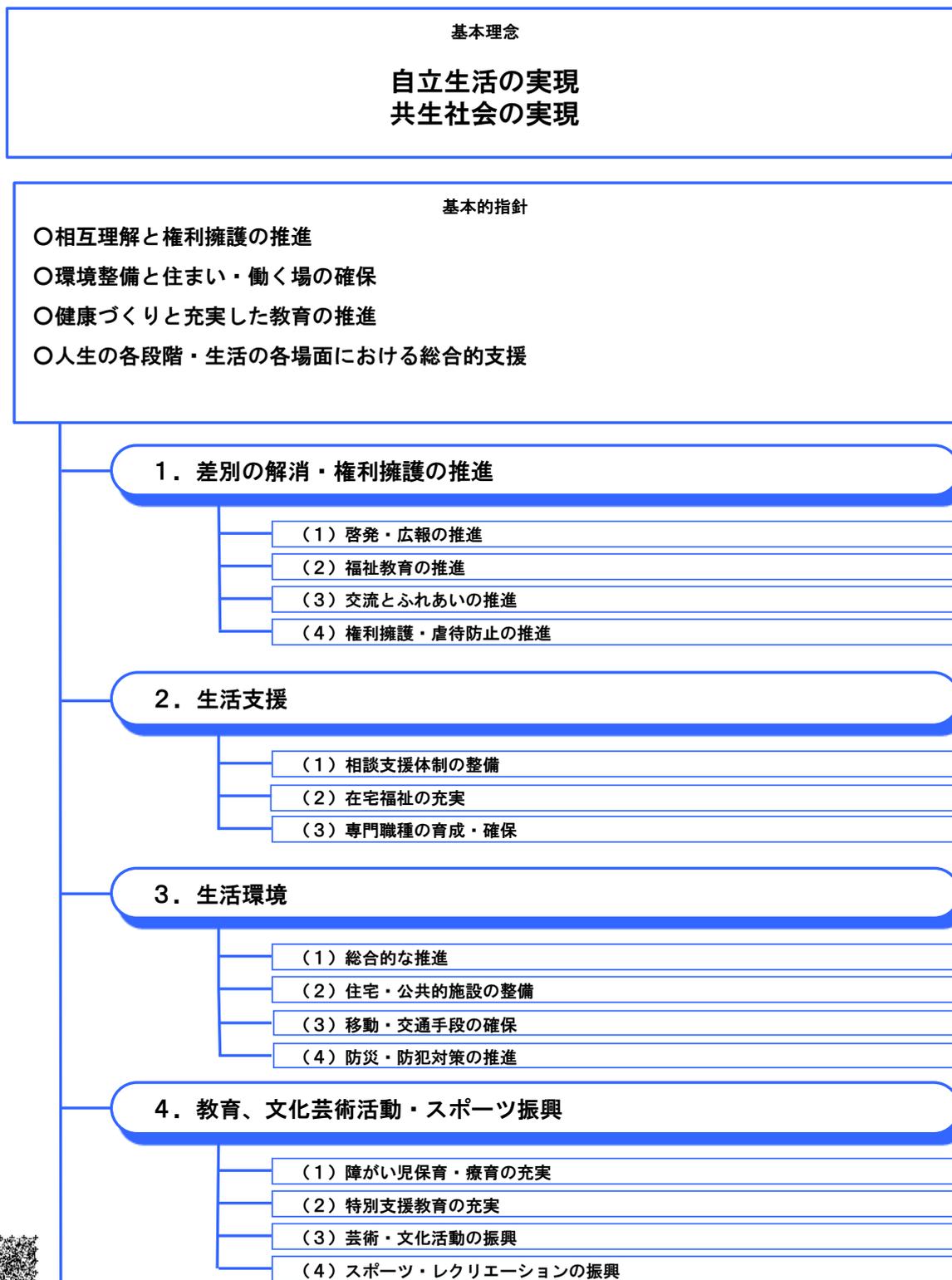
4. 人生の各段階・生活の各場面における総合的支援

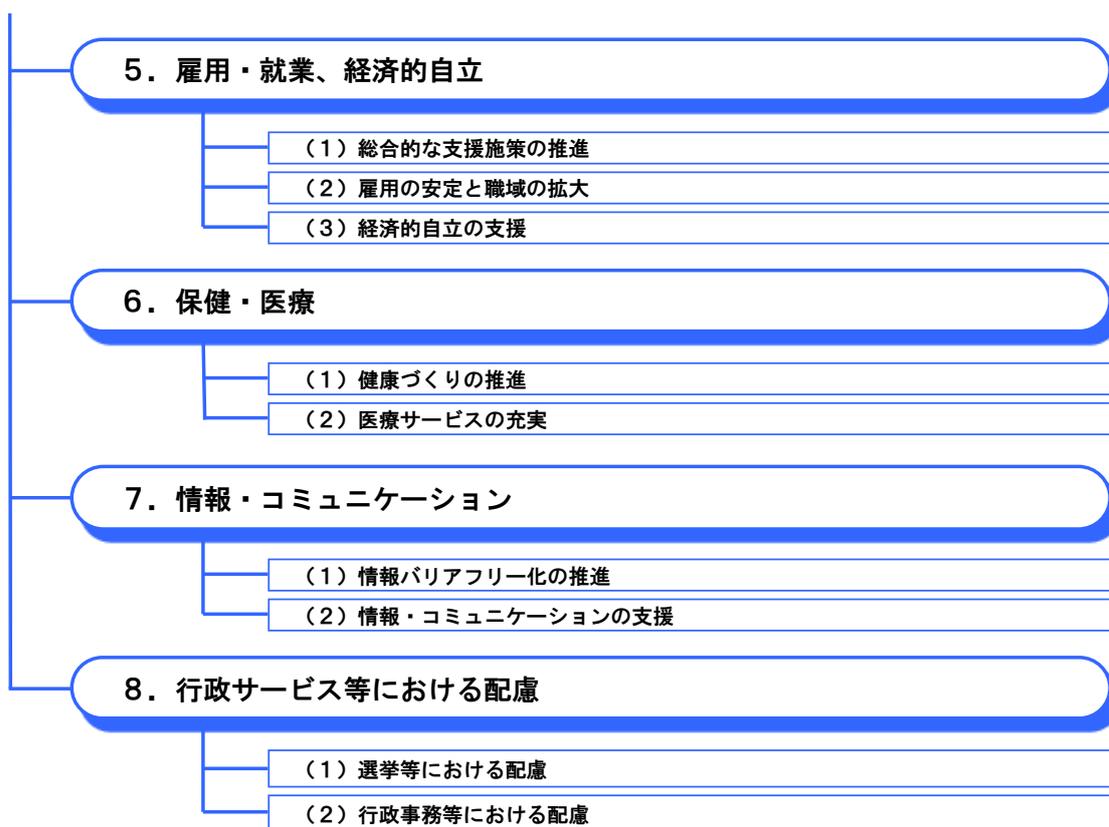
障がいのある人とその保護者が生活していくうえで、ライフサイクルを通じて様々な分野や場面において生じる、問題や障壁について、相談支援体制の充実、また在宅福祉サービスの更なる充実により、可能な限りのきめ細やかな支援を実施し、自立生活の実現、共生社会の実現をめざします。



第3節 計画の体系

「自立生活の実現」と「共生社会の実現」を図るため、以下の体系に基づき計画を推進します。





第3章 計画の内容

第1節 差別の解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人が権利を侵害されず、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、虐待や差別などの発生予防から、発生後に障がいのある人が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、支援体制を構築する必要があります。

本市では、障害者虐待防止法の施行及び障害者差別解消法の成立を受け、国の方針に沿った具体的な取り組みを行い、地域、学校、社会などあらゆる場で、障がいのある人もない人も互いに交流を深めることで障がいのある人に対する理解を促進します。

【施策の方向】

(1) 啓発・広報の推進

- ① 「障害者週間」(12月3日～12月9日)や「ともに生きる交流会」などにおいて障がいのある人との交流を図り、その機会を通じて、「障がい」や障がいのある人への理解の促進を図ります。
- ② 市の広報誌やホームページなどを活用して、「障がい」や障がいのある人への理解を深めるための広報活動を行います。
- ③ 人権擁護、教育、医療、福祉、労働などの関係機関及び地域住民組織や企業、事業主と連携し、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を図るため、あらゆる場面をとらえ、障がいや障がいのある人への理解と障がい者雇用の充実について、普及啓発を行います。
- ④ 障がいのある人が活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に対する理解を促進するとともに、円滑な活用に必要な配慮等についての周知を図ります。
- ⑤ 「障がい」に対する正しい知識と理解を図るため、地域住民、企業、団体等を対象に、各種人権研修や広報活動を実施します。
- ⑥ 「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」の目的や趣旨について、市民、事業所に対して周知を図ります。



(2) 福祉教育の推進

- ① 各学校の教育活動の中で、計画的に人権教育を行っていきます。
- ② 特別支援学級担当教員研修（年1回）、特別支援教育コーディネーター研修（年2回）を引き続き実施していきます。
- ③ 子どもの実態に応じて、交流学級で一緒に授業を受ける時間を引き続き設けていきます。
- ④ 人権参観日において人権教育の授業を実施していきます。また本人と保護者の理解が得られた場合は、他の保護者に対し、その子の特性や支援について理解を深める場を設けていきます。
- ⑤ 児童・生徒と障がい者施設利用者との交流の機会を設けていきます。

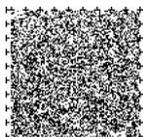
(3) 交流とふれあいの推進

- ① 交流とふれあいの機会の提供
 - ア) 主に知的障がい者及びその保護者にふれあいの機会を設け、集団行動や社会活動について学ぶことにより、社会参加の促進を図ります。
 - イ) 啓発活動の一環として身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者等とボランティアによる「ともに生きる交流会」を、障害者週間（12月3日～12月9日）にあわせて開催します。
 - ウ) 「ともに生きる条例」の基本理念にのっとり、地域の催し物、文化活動、スポーツ活動への支援体制の整備、指導員の育成、情報提供を行うように合理的配慮に努めます。
 - エ) 福祉施設と地域住民組織の各々の行事への相互参加を市報等を通じ周知促進します。
- ② ボランティア活動の推進
 - ア) 市民のボランティア活動への参加を促進し、その活動を通じて、障がいのある人との交流とふれあいの機会を広げます。
 - イ) 別府市ボランティアセンターへ、ボランティア活動に関する情報を提供し、ボランティアの組織化活動を支援します。
- ③ 障がい者団体等の活性化
 - ア) 障がい者団体、家族の会等の活動を充実させ、交流とふれあいの機会を増やすよう、その運営を支援します。
 - イ) 交流とふれあいの場への移動手段であるバスへの借り上げについて支援し外出機会の創出に努めます。
 - ウ) 障がいのある人自身が行う社会奉仕活動による地域住民と交流する活動や社会復帰を促進するため、障がいのある人自身が行う社会奉仕活動について支援します。



(4) 権利擁護・虐待防止の推進

- ① 障がいのある人が生活の様々な場面で、権利利益を侵害されることなく安心して日常生活を送れるよう、自立支援協議会を中心とした関係機関、団体などのネットワークにより、権利擁護や権利行使を支援します。
- ② 成年後見制度の利用促進
 - ア) 成年後見制度による支援を必要とする知的障がい者、精神障がい者等に対し、市の広報誌やホームページによる情報提供等により、その利用の促進に努めます。
 - イ) 成年後見制度の利用について、その申し立てに要する費用を支援します。



第2節 生活支援

【現状と課題】

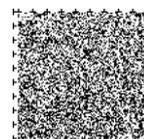
障がいのある人が自己選択と自己決定の尊重のもと、住み慣れた地域で安心して暮らすために、個々の状況に対応した福祉サービスの充実を図る必要があります。

相談支援体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスに対する情報提供を行い、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるような環境づくりに努めます。

【施策の方向】

（1）相談支援体制の充実

- ① 障がいのある人が利用しやすい身近な場で、いつでも相談を利用できる相談支援事業を実施します。移動が困難な場合には、相談員が訪問します。また、障がいのある人の求めに応じ、手話通訳等、必要なコミュニケーション手段を確保します。
- ② 相談員の資質、人権に関する理解について、機会あるごとにその向上に努めます。
- ③ 別府市障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という）の充実
 - ア) 障がいのある人が、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題に対応するための相談支援体制を強化するため、自立支援協議会の運営の活性化を図ります。
 - イ) 障がいのある人やその保護者が抱えている問題について、解決が困難なケースについては、ライフサイクルの中での各分野のエキスパートの集まりである自立支援協議会において協議し、より良い解決策を見出します。
 - ウ) 相談支援体制の強化のため、自立支援協議会を中心とした障がいのある人の地域生活を支えるネットワークを構築します。
- ④ 別府市身体障害者相談員及び知的障害者相談員へ、市の施策等の情報提供に努めます。
- ⑤ 大分県障害者社会参加推進センターによる電話相談「障害者110番」の周知に努めます。



(2) 在宅福祉の充実

① 訪問系サービスの充実

在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスを提供します。

ア) 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

イ) 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

ウ) 行動援護

知的障がいや精神障がいや発達障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。

エ) 短期入所(ショートステイ)

家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

オ) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

カ) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を提供します。

② 日中活動系サービスの充実

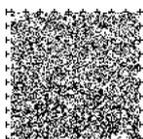
入所施設で昼間の活動を支援するサービスを提供します。

ア) 療養介護

医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の世話等を提供します。

イ) 生活介護(デイサービス)

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。



ウ) 障害児通所支援サービス

■ 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行います。

■ 放課後等デイサービス

放課後等に、生活能力の向上のための訓練や、社会との交流の促進等を行います。

■ 保育所等訪問支援

障がい児が通う施設を訪問し、他児童との集団生活への適応のための支援を行います。

■ 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療のサービスを提供します。

エ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

オ) 就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

カ) 就労継続支援

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

③ 居住系サービスの充実

入所施設で住まいの場としてのサービスを提供します。

ア) 施設入所支援

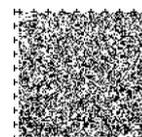
施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

イ) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活の場所で入浴や排せつ、食事の介護などを提供、地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

④ 補装具費の支給

事前の申請により必要が認められた場合に、補装具（義手、義足、装具、座位保持装置、補聴器、眼鏡、車椅子等）の購入費又は修理費を支給し、活用を促進します。



⑤ 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、スポーツ・芸術・文化活動などの社会参加を促進することを含め、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえた事業を実施します。

ア) 相談支援

「相談支援体制の充実」(P.57)に記載しています。

イ) 成年後見制度利用支援

「成年後見制度の利用促進」(P.56)に記載しています。

ウ) コミュニケーション支援

「情報・コミュニケーションの支援」(P.76)に記載しています。

エ) 日常生活用具の給付

重度障がい者等に、日常生活用具（介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意志疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具等）の給付を行い、活用を促進します。

オ) 移動支援

自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

カ) 地域活動支援センターの機能強化

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、障がいのある人の地域生活を支援します。

キ) 福祉ホーム

障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある障がいのある人のため、日常生活に適した居室その他の設備が低額な料金で利用でき、日常生活に必要な便宜が受けられる住居での生活を支援します。

ク) 訪問入浴サービス

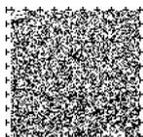
歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な在宅の身体障がい者について、浴槽等の入浴設備を備えた車両と介助員を派遣し、入浴を支援します。

ケ) 更生訓練費の給付

「総合的な支援施策の推進」(P.71)に記載しています。

コ) 生活支援事業

生活訓練等事業、その他日常生活支援事業を実施します。



サ) 日中一時支援

障がい児（者）やその保護者を支援するため、放課後や夏休み等の間の障がい児（者）の居場所を確保し、また、保護者等の不定期的な理由による障がい児（者）の一時預かりを行います。

シ) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等を実施します。

⑥ 地域移行支援

退院・退所可能な障がいのある人が、本人の意向による地域での生活ができるよう関係機関の連携の下で、移行支援を推進します。

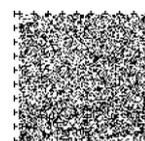
⑦ 経済的自立の支援

ア) 障がいのある人やその家族に対し、以下の各種手当等を支給及び税の減免や控除等の申請を受け、経済的自立の支援を行います。

※各種手当、減免・控除の主な内容

特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
児童扶養手当	障害基礎年金	福祉手当
福祉タクシー手当	リフト付タクシー利用券	市営温泉心身優待入浴券
福祉電話貸与助成金	聴覚障害者用ファクシミリ貸与助成金	水道料金福祉還付
自動車税の減免	市民税の軽減	所得税、住民税の控除
心身障害者扶養共済制度	NHK 放送受信料の減免	有料道路通行料金の割引
市営温水プールの使用料の免除	別府市コミュニティーセンター温泉使用料の割引	

イ) 家計の支払い能力に応じて支払い額を決める「応能負担」により、在宅福祉サービスを利用した際の費用の自己負担額を決定します。



(3) 専門職種の育成・確保

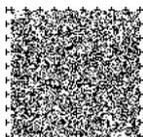
① 相談員の能力向上

民生委員・児童委員、身体障害者相談員などの研修機会を提供して、障がいのある人やその家族からの相談事に対して適切に対応できる体制をめざします。

また、民生委員・児童委員、身体障害者相談員などの研修を通して、障がいのある人やその家族からの相談事に対して適切に対応できるスキルの向上に努めます。

② 人材の確保

サービスの質の向上を目的として、専門的な知識を所有する人材の確保に努めます。



第3節 生活環境

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を営みながら、社会参加を行っていくために、民間施設や公共施設のバリアフリー化等、生活環境や住環境の整備が不可欠です。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に沿って、障がいの有無にかかわらず、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進する必要があります。

【施策の方向】

（1）総合的な推進

- ① 障がいのある人が自由に行動し、あらゆる分野の活動の場へ参加できる社会にしていくため、「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」の浸透及び推進を図ります。
- ② 環境、計画及びサービスの設計などにあたっては、はじめから、可能な限りすべての人が利用できるようにするというユニバーサルデザインの理念が、施策に反映されるよう推進します。

（2）住宅・公共的施設の整備

- ① 公共的建築物の改善整備
 - ア) 障がいの有無にかかわらず、多くの人が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。
 - イ) 民間の公共的施設については、その事業者に対して障がいのある人等が安全かつ容易に利用できる施設へ改善するよう、バリアフリー化への積極的な協力を求めます。
- ② 歩行空間の整備
 - ア) 既存道路の改良をバリアフリー、新規の道路整備はユニバーサルデザインという視点で整備を推進します。
 - イ) 歩道の幾何構造（幅員・縦横断勾配・舗装構成等）について障がいのある人に配慮した設計・施工を実施します。
- ③ 公園の整備

多くの市民が訪れる、憩いや交流の場である公園について、障がい者用トイレやスロープなど、障がいのある人に配慮した付帯施設の整備改修を推進します。



④ 住宅の整備

ア) 新たに建設する市営住宅については、バリアフリー化に配慮し、障がい者向け住宅の整備を進めます。

イ) 障がいのある人の身体状況や介護者に配慮した居住環境を改善するため、居室、トイレ、浴室などの改造費用に対して助成を行います。

⑤ グループホーム等の確保

障がいのある人の地域生活の基盤となるグループホーム等の確保に向け、事業所の情報収集に努めるとともに、既存の施設に対して併設を要望していきます。

(3) 移動・交通手段の確保

① 公共交通機関の改善整備

障がいのある人等が安心して目的地まで移動できるように、公共交通機関のバリアフリー化を公共交通事業者に協力して推進します。

② 安全な交通の確保

ア) 今後も継続し快適な交通環境整備に努めます。

イ) 交通安全の普及・啓発活動として、交通安全運動を実施し、交通事故の発生を抑制します。

③ 移動の支援の充実

ア) 社会参加促進のため、タクシー手当の給付やリフト付タクシー料金の一部を助成します。

イ) 自家用車による様々な活動が円滑に行われるよう、運転免許取得費を助成し、また障がいの特性に応じた自動車の操作装置を改造する費用を助成します。

ウ) 障がいのある人等の自立生活及び社会参加を促進し、安全な移動を確保するため、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援の在宅福祉サービスにより、個人での外出、グループでの外出等について、介助員による支援を行います。

エ) 盲導犬、聴導犬、介助犬の利用促進を図り、身体障害者補助犬法の周知及び補助犬の公共施設や公共交通機関、多くの方が利用する民間施設等への同伴について市民への理解を促進します。



- オ) タクシー料金、バス料金、JR 旅客運賃、船舶運賃、航空運賃等の割引制度について周知を図ります。
- カ) 駐車禁止除外指定車の標章の交付について、周知を図ります。

(4) 防災・防犯対策の推進

① 防災意識の普及

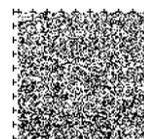
- ア) 障がいのある人が、地域の中で安心して生活するためには、十分な防災対策が必要です。このため、市の広報誌、ケーブルテレビ、防災マップ、市のHPを通じて防災意識の普及を図ります。
- イ) 市内各地域に防災士を養成し、活動してもらうことで、地域内からの防災意識の高揚を図ります。

② 防災訓練の実施

防災訓練を毎年実施します。また、大分県総合防災訓練等による市民参加型の防災訓練について、障がいの有無にかかわらず、多くの市民が参加するよう推進します。

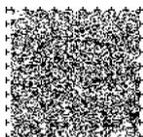
③ 災害時等における障がい者支援の充実

- ア) 避難所での生活に耐えることが困難な障がいのある人のために、障がいの状態に配慮した設備を有する施設などを、二次的な避難場所として確保するため、締結相手先である社会福祉施設等の業務継続計画と整合性を持たせたうえで、災害時に要支援者を緊急に受け入れる協定の締結を継続します。
- イ) 避難行動要支援者支援制度について広く周知し、障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていけるよう支援します。
- ウ) 災害時や緊急時等に支援を必要とする場合、また平常時においても安心して暮らしていけるための、緊急通報システムの設置を普及し、障がいのある人の防災・防犯対策を図ります。
- エ) 避難所等において被災した障がいのある人の生活に必要な車いす、おむつなどの物資を備蓄し、また医療機関やボランティア団体との緊急時の連携を図ります。
- オ) 火災発生の感知、避難が著しく困難な障がいのある人に、音又は光を発する火災警報器や自動消火器を給付します。



- カ) 聴覚又は言語、音声等に機能障がいのある人の防災対策として、これまでの「FAX119」の運営と合わせ、「メール119」の救援対策を構築します。

- キ) 地震発生時等における家具の転倒を防止する、補助具の取り付けについて助成します。



第4節 教育、文化芸術活動・スポーツ振興

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、子どもたちに自分らしく生きていく力が身につくよう、ライフステージに応じた継続的な支援を行う必要があります。障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた、適切な相談体制や教育体制を整備するとともに、学校卒業後も支援が継続されるよう、関係機関との連携を図っていくことが重要です。

また、障がいのある人の生活を豊かなものとするため、市が主催する各種イベント、地域活動等については、障がいのある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努め、生きがいづくりの充実をめざす必要があります。

【施策の方向】

(1) 障がい児保育・療育の充実

① 早期療育の推進

ア) 障がいのある児童が早い段階から障がいや発達の状態などに応じた療育指導が受けられるよう、また保護者の専門的な療育技術の習得のため、障害児通所支援サービスの利用を促進します。また、放課後等デイサービスの利用年齢に関する特例についても引き続き運用を行います。

② 障がい児保育の充実

ア) 特別保育コーディネーターを中心とした OJT の実施。 特別支援巡回コーディネーターとの連携。 必要に応じて保護者への支援も行う。

イ) 個々の発達・成長の状況をファイル化。 連続した成長の見守りを行う。

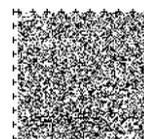
ウ) 障がいのある児童の放課後児童クラブ利用について、可能な限り受け入れてもらえるよう努める。

エ) 放課後児童クラブ新設時は、スロープの設置や段差の解消、また車椅子でも利用できるトイレスペース等の整備に取り組む。

また、県が実施する研修会への、指導員の積極的な参加を促進する。

オ) 県の補助基準に基づき、障がい児を受け入れている放課後児童クラブに対して補助金を交付する。

カ) 発達障がい者支援専門員派遣事業の普及を図ります。



(2) 特別支援教育の充実

① 教育支援体制の整備

- ア) 幼稚園に特別支援専任教員、幼稚園・小・中学校にいきいきプラン支援員を配置し、子どもの実態に合わせた支援を行っていきます。
- イ) 別府市特別支援連携協議会を年2回実施していきます。

② 相談体制の強化

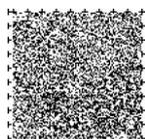
- ア) 修学相談会を年3回、別府市教育支援委員会（平成26年度「別府市障がい児適正就学指導委員会」から名称変更）を年3回実施し就学や進学に関する支援を行っていきます。
- イ) 校内適正指導委員会を開催し、子どもの実態について情報交換するとともに、継続した支援を行っていきます。
- ウ) 巡回相談員派遣を積極的に活用し、専門的な立場からの助言をいただき支援を進めていきます。

③ 特別支援学級の充実

- ア) 子どもの障がいの状態に応じた教育課程を編成し、その特性に合った教科書・教具を使用し学習の充実を図ります。
- イ) いきいきプラン支援員や特別支援教育コーディネーター等の複数の人員により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行っていきます。

④ 教員の資質の向上

- ア) 特別支援学級担当教員研修及び、特別支援教育コーディネーター研修に参加した特別支援教育に携わる教員が、研修で学んだことを校内研修で還元するようにし、教員全体の理解を深めていきます。
- イ) 校内教育支援委員会やケース会議にて、校長・教頭・学年長・交流学級担任等が協議に参加することを通して、専門家の指導を受けたり、特別支援教育コーディネーターの専門性を広めていきます。また特別支援学級担当決定に当たっては、県教育委員会の指導に基づき決定するよう指導していきます。

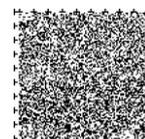


(3) 芸術・文化活動の振興

- ① 「ときめき作品展」はもちろん、地域に限らず様々な作品展への鑑賞や出品を機会あるごとに障がい者団体へ通知し、芸術・文化活動を促進します。
- ② パソコン教室を実施し、インターネットによる芸術・文化の情報取得を支援します。
- ③ 芸術・文化講座を実施し、芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。
- ④ 市が主催する生涯学習の講座等への参加を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず開催される様々な講習会等への参加を促進します。
- ⑤ 芸術・文化施設等における、物理的なバリア、情報のバリアの解消を図るよう合理的配慮を行っていきます。
- ⑥ 文化活動育成奨励補助金制度の広報に力を入れ、市民が広く活用できるよう推進します。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

- ① 「大分県障がい者スポーツ大会」など各種のスポーツ大会への参加を促進し、支援します。
- ② 障がい者団体や家族の会が開催する各種のスポーツ大会を支援します。
- ③ 各種教室の開催要望等を把握し健康づくりや機能回復を促進し、スポーツを楽しむ者同士の交流の機会をつくれます。
- ④ 施設整備やスポーツ大会等の運営にあたって、合理的配慮が行われるよう推進します。
- ⑤ 障がいのある人とない人とが共に同じスポーツを楽しむバリアフリースポーツの振興のため、その指導者とボランティアの確保に努めます。
- ⑥ 「大分国際車いすマラソン大会」への参加、観戦を促進し、国際交流を推進します。



第5節 雇用・就業・経済的自立

【現状と課題】

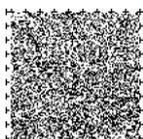
障がいのある人が地域で生活していくためには就労が重要であり、就労意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労と定着のための総合的な支援を行う必要があります。

あわせて経済的負担を軽減し、経済的な自立を支援するため、年金等の受給や各種助成制度の活用を推進する必要があります。

【施策の方向】

(1) 総合的な支援施策の推進

- ① 障がいのある人の雇用促進には、関係機関との連携が不可欠なものとなります。大分労働局（ハローワーク別府）、大分障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等と連携を密にして、次の支援を行います。
 - ア) 障がいのある人一人ひとりに応じた雇用の働きかけを行います。
 - イ) 障がいのある人を新たに雇用する場合、事業主に対する雇用支援施策について、機会あるごとに周知を図ります。
 - ウ) 国の雇用支援施策の周知及び、事業主及び当事者が利用できる制度の利用促進を図り、雇用促進に向けて更なる雇用場所の開拓を図ります。
- ② 障がいのある人がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を送ることができるよう、就労移行支援と就労継続支援の障がい福祉サービス必要量を確保します。
- ③ 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難な障がいのある人は、地域の就労支援施設等において、物品の販売や役務の提供による工賃によって生活をしています。その工賃を増やすため、次の支援を行います。
 - ア) 物品購入や役務提供について、市をはじめ他の官公庁においても、障がいのある人の「働く場」へ優先発注ができるよう取り組んでいきます。
 - イ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に趣旨により、施設からの物品購入の推進、共同受注窓口の利活用を進め発注の拡大を図ります。



ウ) 一般企業や個人事業主に対して、障がいのある人の「働く場」への発注における税制優遇制度について周知を図ります。また、就労支援施設等へ、この制度が業務開拓を行う際の重要なポイントとなることをあらためて周知します。

- ④ 自立訓練、又は就労移行支援を受けている障がいのある人及び身体障害者更生援護施設において更生訓練を受けている身体障がい者に対して、訓練を効果的に受けることができるように、訓練のための文房具、参考書等購入費用として更生訓練費を支給します。

(2) 雇用の安定と職域の拡大

- ① 障がいのある人の雇用の安定と職域の拡大には、関係機関との連携が不可欠なものとなります。大分労働局（ハローワーク）、大分障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等と連携を密にして、次の支援を行います。

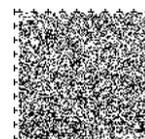
ア) 安心して働き続けることができるよう、職場における様々な問題の解決のため、雇用支援施策に基づく各種制度を利用し、本人及び事業主等の雇用の安定を支援します。

イ) 障がいのある人を継続して雇用している事業主に対する雇用支援施策の活用を周知に努めます。

ウ) 関係機関の専門員が主治医等と連携し、復職がうまくいかない精神障がい者等の職場復帰を支援する、きめ細やかなリワーク支援の普及を図ると同時に、精神障がい者に対する雇用支援施策の周知を図ります。

- ② 仕事と生活の調和が求められ就業形態の多様化が進んでいる社会において、色々な働き方が出来つつある。その働き方が出来る場が、「働く場」になりえる可能性があるかを探っていきます。

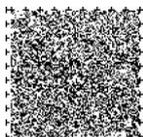
- ③ ITの普及により職場環境の劇的な変化があり、多様な就業形態がとれるようになってきています。「働く場」の可能性の拡大について、機会あるごとに周知を図ります。



(3) 経済的自立の支援

- ① 利用者の利便性を考慮し、市の広報、ホームページ等を活用しながら、年金制度、各種手当制度、共済制度、税法上の優遇制度及び公共料金の割引制度等の内容に関する広報・周知を行います。

- ② 国・県・市における経済的負担軽減制度や各種助成の啓発を行い、必要な方に支援をします。



第6節 保健・医療

【現状と課題】

各種健診や健康相談の充実を図ることにより、障がいの重度化や重複化を防ぐことができるよう、疾病等の予防や早期相談・早期支援に努めるとともに、医療機関との連携を図り、リハビリテーション等の体制を強化することが必要です。

また、保健センター等において健康診査や健康相談事業に取り組み、障がいの早期発見に努めており、今後も引き続き各種保健事業を推進していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 健康づくりの推進

① 母子保健対策の推進

ア) 健康づくり計画「湯のまち別府健康 21」に基づき、母子健康手帳の交付を支援の始まりとして母子保健対策を充実し、別府市保健センター「湯のまちけんこうパーク」を拠点として障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見に努めます。

イ) 健康の保持と疾病の予防・早期発見のため、妊婦及び乳幼児への健康診査、訪問指導等を行い、健康管理に関するタイムリーな情報提供等支援を行います。

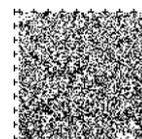
② 生活習慣病予防対策の推進

ア) 健康づくり計画「湯のまち別府健康 21」に基づき、生活習慣病予防対策を充実し、「湯のまちけんこうパーク」を拠点に、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見に努めます。

イ) 各種健康診査（がん検診、骨そしょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健診）、健康教室、健康相談、訪問指導等を行い、健康管理に関するタイムリーな情報提供等支援を行います。

③ 介護予防の推進

第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活ができるよう引き続き介護予防の普及・啓発を行います。地域において、住民が主体となった介護予防の取組ができるよう環境面の支援、調整を行います。



④ 精神保健対策の推進

ア) 心の健康づくりについての講演会を開催するとともに、心の健康についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を図ります。

イ) 保健所、医療機関、教育機関、福祉施設等との連携により、きめ細かい支援による心の健康づくりに努めます。

ウ) 気軽に心の健康について相談できるよう、窓口や電話にて、保健師による支援を行います。

(2) 医療サービスの充実

① 重度心身障がい者医療費の助成

重度の心身障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図り、経済的な理由による未治療を防ぎます。

② 自立支援医療費の支給

ア) 更生医療

身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の一部を公費負担します。

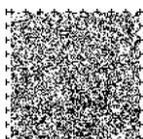
イ) 育成医療

身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる方に対して提供される、育成医療制度を周知します。

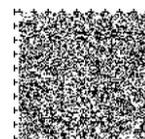
ウ) 精神通院医療

統合失調症、気分障がい、てんかん等の何らかの精神疾患により通院して治療を受ける必要がある方に、精神通院医療費公費負担制度を周知します。

③ 「高次脳機能障がい支援室」や関係機関との連携を強め、高次脳機能障がい者等 に対する支援に取り組み、早期退院・社会復帰を促進します。



- ④ 「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市医師会、別府市歯科医師会、別府市薬剤師会との連携により、次の診療等を行い、医療サービスの充実を図ります。
- ア) 「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市医師会、別府市歯科医師会、別府市薬剤師会との連携により、夜間子ども診療を行い、医療サービスの充実を図ります。
 - イ) 「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市歯科医師会との連携により、障がい者歯科診療を行い、医療サービスの充実を図ります。
 - ウ) 「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市歯科医師会との連携により、休日歯科診療を行い、医療サービスの充実を図ります。
 - エ) 「湯のまちけんこうパーク」において、別府市、別府市歯科医師会との連携により、訪問歯科診療を行い、医療サービスの充実を図ります。
- ⑤ 初期救急医療体制及び第二次救急医療体制の整備
- ア) 初期救急医療体制として、夜間こども診療のほかに、休日当番医について医師会等と連携し、休日における救急医療を迅速かつ適切に提供します。
 - イ) 第二次救急医療体制（入院を要する救急医療）として、医師会等と連携し、休日・夜間における第二次救急医療を迅速かつ適切に提供します。



第7節 情報・コミュニケーション

【現状と課題】

障がいのある人が地域で生活するためには、日常生活に関わる様々な情報を入手することが必要です。それぞれの障がいの特性に応じて、情報提供方法の工夫や情報伝達手段の確保を進めていくことが重要な課題となっています。

また、障がいのある人に対するコミュニケーション支援として、手話や要約筆記に対応できる人材育成に取り組み、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることが重要です。

【施策の方向】

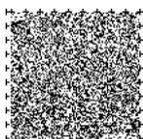
(1) 広報・周知に係る情報アクセシビリティ^{*}向上の推進

- ① 障がいのある人を対象とするITを利活用するための研修・講習会の開催を促進します。また、障がい特性に対応した情報提供の在り方について検討を進めます。
- ② ホームページ等の作成にあたっては、障がいのある人や高齢者等の利用に配慮した内容の提供や、大きな文字を使用するなど、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。

(2) 情報・コミュニケーションの支援

- ① 聴覚障がい者のコミュニケーション手段確保のため、手話講習会等を開き、手話通訳者や要約筆記奉仕員を養成します。
- ② 様々な会議やイベント等に手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の情報の収集と発信、コミュニケーションを確保します。
- ③ 視覚障がい者に対し、点字や録音による市の広報誌を提供します。
- ④ 各種の行政サービスの相談に対応できるよう市障害福祉課に手話通訳者を設置します。

^{*}年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること



- ⑤ 市のホームページによる情報提供の充実を図ります。
- ⑥ 日常生活用具給付事業において、情報・意思疎通支援用具等を給付します。障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト、点字ディスプレイ等を給付し、コンピューター、インターネットによる情報の収集と発信、コミュニケーションを確保します。

第8節 行政サービスにおける配慮

【現状と課題】

障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努める必要があります。

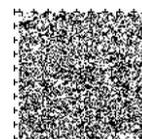
【施策の方向】

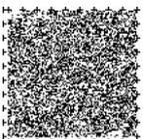
（1）選挙等における配慮

適切に選挙権を行使できるよう、投票に際して必要な支援を行い、投票しやすい環境づくりを促進します。

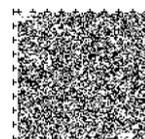
（2）行政事務等における配慮

障がいのある人に対する支援を適切に行うため、市職員に対する必要な研修等を講じ、相互理解の促進に努めます。





障がい福祉計画



第4章 障がい福祉計画

第1節 障がい福祉計画の基本的な考え方

1 第4期障がい福祉計画の策定

本市では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成 18 年度の第1期別府市障がい福祉計画の策定以来、通算3期にわたって障がい福祉計画を策定してきました。この計画の見込量等の実績や障がい者等の意向を踏まえたうえで、平成 27 年度から平成 29 年度に向けて、障がい者施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「第4期別府市障がい福祉計画」を策定します。

2 サービス提供体制の整備

平成 29 年度までのサービス提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

(1) 必要とされる訪問系サービスの保障

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に対応されるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

(2) 希望する障がい者等への日中系活動サービスの保障

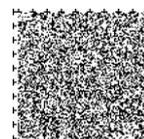
地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

また、保護者の高齢化に伴う需要も見込まれるため、グループホームの充実を図ります。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、国の基本指針で示されている地域生活支援拠点の整備を広域的な見地から方向性を検討します。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

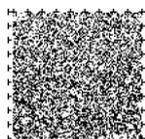
就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行をめざします。併せて就労の安定的な継続や雇用型の福祉的就労（就労継続支援 A 型）の拡大についても検討します。

(5) 相談支援提供体制の確保

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

(6) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「別府子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。



第2節 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針

平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、12%以上を地域生活に移行とすべき本計画では、本市の実情を考慮し、地域生活移行人数を 24 人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者数	206 人	平成 25 年度末時点の入所者数
目標年度の地域生活移行者数	24 人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行見込み

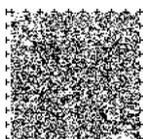


(2) 施設入所者の削減

国の基本方針
平成 29 年度末の施設入所者数を、平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、4%以上を削減すべき本計画では、本市の実情を考慮し本市の削減数を 8 人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者数	206 人	平成 25 年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数	198 人	平成 29 年度末の施設入所者数
削減見込み	8 人 4%	削減見込み



2 入院中の精神障がい者の地域への移行

国の基本方針

平成 29 年度における入院後3か月時点の退院率を 64%以上、入院後1年時点の退院率を 91%以上とし、平成 29 年6月末時点の長期在院者数を平成 24 年6月末時点から 18%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方

本市では、市独自に指標を設定せず、大分県の指標を市の指標とすることとします。大分県では、国の基本方針に基づいて、平成 29 年度における入院後3か月時点の退院率を 64%以上、入院後1年時点の退院率を 91%以上、平成 29 年6月末時点の長期在院者数を平成 24 年6月末時点から 18%以上削減と推計しています。

※大分県の活動指標

項目	目標	考え方
入院後3か月時点の退院率	64%以上	平成 29 年度の退院率
入院後1年時点の退院率	91%以上	平成 29 年度の退院率
平成 29 年 6 月時点の長期在院者削減割合	18%以上	平成 24 年 6 月末時点からの削減見込み

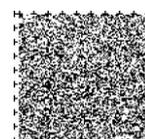
3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針

平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

目標設定の考え方

本市においては、県の福祉計画による広域的な見地から方向性を検討します。



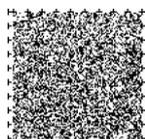
4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

国の基本方針

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の2倍以上にするとともに、平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末から6割以上増加し、全体の5割以上の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上を達成することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方

本市では、福祉施設から一般就労への移行等に関する統計資料がありません。今後は、福祉施設から一般就労への移行等に関する実態の把握に努めるとともに、移行の推進を図ります。



第3節 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

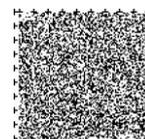
平成27年度から平成29年度までの障がい福祉サービス等の必要な量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

1 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加にえられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい支援区分1以上である者	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする方(障がい支援区分3以上)	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障がい支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。

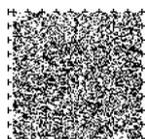


【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護 重度訪問介護	人分/月	328	357	377	371	433	409
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分/月	9,726	10,628	10,726	12,151	11,726	12,687

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護	人分/月	436	464	492
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分/月	13,742	14,806	15,879



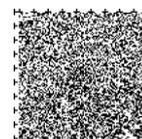
2 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

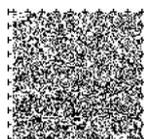
また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行をめざします。

【サービスの対象者と内容】

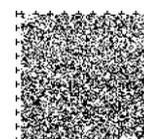
サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49 歳以下の場合、障がい支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50 歳以上の場合、障がい支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 18 か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに 24 か月以内、長期入所者の場合は 36 か月以内の利用期間が設定されます）



サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方で（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった方 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない方	雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方 ①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された者 ③50歳に達しているまたは、障害基礎年金1級受給者	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

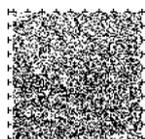


サービス名	主な対象者	サービス内容
療養介護	<p>医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、</p> <p>①ALS 患者など、呼吸管理を行っており、障がい程度区分6の人</p> <p>②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい支援区分5以上の人</p>	<p>医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。</p>
短期入所 (ショートステイ)	<p>介護者の病気などで一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者</p> <p>【福祉型】</p> <p>(1) 障害支援区分が区分 1 以上である障がい者</p> <p>(2) 障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障がい児</p> <p>【医療型】</p> <p>遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者等</p>	<p>障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。</p>



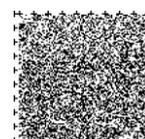
【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	見込	
生活介護	人分/月	205	247	220	246	235	268	
	人日分/月	3,485	4,514	3,740	4,700	3,995	5,088	
自立訓練（機能訓練）	人分/月	14	10	16	9	18	11	
	人日分/月	207	164	237	111	266	110	
自立訓練（生活訓練）	人分/月	32	39	37	53	42	53	
	人日分/月	518	675	599	697	680	849	
就労移行支援	人分/月	198	256	308	371	418	26	
	人日分/月	9	13	14	24	19	459	
就労継続支援A型	人分/月	59	63	64	80	69	101	
	人日分/月	1,298	1,142	1,408	1,376	1,518	1,956	
就労継続支援B型	人分/月	367	376	377	400	387	446	
	人日分/月	6,606	6,526	6,786	6,844	6,966	7,785	
療養介護	人分/月	47	45	47	55	47	61	
短期入所	人分/月	40	23	45	30	50		
	人日分/月	280	236	315	250	350		
短期入所（福祉型）	人分/月						23	
	人日分/月						165	
短期入所（医療型）	人分/月						12	
	人日分/月						67	



【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人分/月	295	325	358
	人日分/月	5,597	6,157	6,773
自立訓練（機能訓練）	人分/月	12	13	14
	人日分/月	120	130	140
自立訓練（生活訓練）	人分/月	58	64	70
	人日分/月	934	1,027	1,130
就労移行支援	人分/月	29	32	35
	人日分/月	505	556	612
就労継続支援A型	人分/月	120	139	158
	人日分/月	2,324	2,699	3,060
就労継続支援B型	人分/月	491	540	594
	人日分/月	8,564	9,420	10,362
療養介護	人分/月	67	74	81
短期入所（福祉型）	人分/月	23	23	23
	人日分/月	165	165	165
短期入所（医療型）	人分/月	12	12	12
	人日分/月	67	67	67



3 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障がい支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)

【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助	人分/月	104	75	111	94	118	118
施設入所支援	人分/月	228	206	223	200	218	204

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	人分/月	130	143	157
施設入所支援	人分/月	202	200	198

※平成26年4月1日から、共同生活介護は共同生活援助に統合されました。

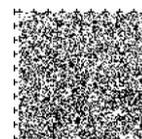


4 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用するすべての障がい者 障害児通所支援を申請した障がい児	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に1年以上入院している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による緊急時の支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

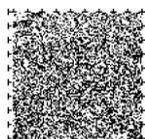


【第3期計画と実績】

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	人分/月	236	27	243	103	250	53.67
地域移行支援	人分/月	14	0	10	0	6	0.25
地域定着支援	人分/月	3	0	4	1	5	0.25

【第4期計画の見込】

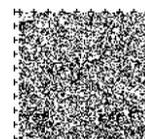
	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人分/月	57.25	61.17	65.33
地域移行支援	人分/月	0.66	0.66	0.66
地域定着支援	人分/月	0.66	0.66	0.66



5 障害児通所支援・障害児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「別府市子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)を利用するすべての障がい児	障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。



【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人分/月	24	26	29
	人日分/月	257	283	311
放課後等デイサービス	人分/月	141	155	171
	人日分/月	1,062	1,168	1,285
保育所等訪問支援	人分/月	4	5	6
	人日分/月	4	5	6
医療型児童発達支援	人分/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/年	9	9	10



第4節 地域生活支援事業の推進

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業(新規事業)

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などの事業を検討します。

(2) 自発的活動支援事業(新規事業)

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業を検討をします。

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 市町村相談支援機能強化事業

市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

③ 別府市障害者自立支援協議会

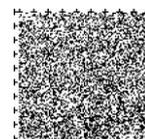
中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するために、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる別府市障害者自立支援協議会を設置し、ネットワークの構築を図ります。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業	件数	13,378	13,445	13,513

※市町村相談支援機能強化事業を含む。

※施設入居支援事業については今後検討します。



(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用または利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業(新規事業)

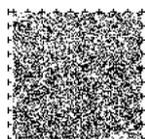
成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の必要性を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	100	100	100
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1



(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	件/年	6	7	8
自立生活支援用具		47	48	49
在宅療養等支援用具		28	29	30
情報・意思疎通支援用具		64	65	66
排泄管理支援用具		3,452	3,487	3,522
居宅生活動作支援用具		6	7	8

(8) 手話奉仕員養成研修事業(新規事業:本市では任意事業として先行実施中)

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	35	35	35

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	人/年	132	134	136
	延時間/年	14,847	15,026	15,207



(10) 地域活動支援センター機能強化事業

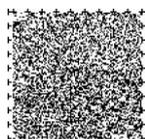
障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。事業の内容により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類されます。現在、別府市では、Ⅰ型のみ運営しています。

【事業形態】

Ⅰ型	相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
Ⅱ型	機能訓練、社会適応訓練等自立と生きがいを高めるための事業を実施します。
Ⅲ型	運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実します。 上のほか、個別給付事業所に併設するタイプも想定します。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）	箇所	2	2	2
	延人数/年	57	57	57



2 任意事業

(1) 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム事業	人分/年	24	24	24

(2) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

【第4期計画の見込】

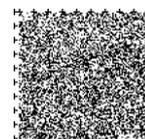
	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	人分/年	5	5	5

(3) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的としています。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付事業	人分/年	10	10	10



(4) 生活訓練等事業

障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的としています。

【第4期計画の見込】

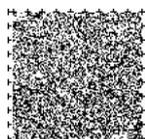
	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
料理教室（視覚）	回数	10	10	10
	延人数/年	55	55	55
料理教室（聴覚）	回数	7	7	7
	延人数/年	30	30	30
パソコン教室	回数	24	24	24
	延人数/年	100	100	100
手話教室	回数	12	12	12
	延人数/年	55	55	55
療育訓練①	回数	44	44	44
	延人数/年	220	220	220
療育訓練②	回数	3	3	3
	延人数/年	100	100	100
ボランティア活動支援事業	回数	4	4	4
	延人数/年	45	45	45
福祉機器リサイクル事業	台数	40	40	40

(5) 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施しています。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	延時間/年	24,790	24,914	25,039
	人/年	95	96	97

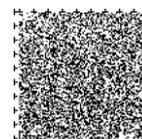


(6) 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がい者等の社会参加を促進することを目的としています。

【第4期計画の見込】

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ポッチャ教室	回数	24	24	24
	延人数/年	390	390	390
水泳教室	回数	18	18	18
	延人数/年	70	70	70
卓球バレー教室	回数	24	24	24
	延人数/年	288	288	288
芸術・文化講座	回数	8	8	8
	延人数/年	170	170	170
点字市報発行	部数	264	264	264
ごみ収集カレンダー	部数	50	50	50
要約筆記講習会	人/年	5	5	5
自動車免許取得	件数	2	2	2
自動車改造助成	件数	18	18	18
福祉バス借上げ	件数	10	10	10
ともに生きる交流会	人/年	350	350	350
交流・研修会	人/年	100	100	100



第5章 協働による計画の推進

1 計画の周知

障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる地域の実現に向けて、障がい、障がい者及び障がい者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がい者及び家族や地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進します。

2 協働ネットワークの構築と当事者参加の推進

障がい者をはじめ市民の誰もが暮らしやすいまちを実現していくためには、必要な支援を受けたり、時には支援したり、地域において日常的に住民相互による支えあいの活動が行われることが求められます。

このため、市民、障がい者団体及び関係団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、教育・療育機関、ボランティア団体、障がい福祉サービス事業者等と行政が地域福祉の理念を共有し、それぞれが役割を担って連携を強化していくことが重要です。

(1) 共に支えあう活動の推進

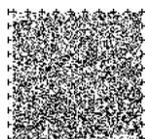
障がい者やその家族介助者の生活支援に対するニーズは、それぞれの障がいの特性や環境によって多様であり、公的サービスだけではきめ細かに対応できるものではありません。

このため、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化しながら、既存のボランティア団体、NPO法人等への支援を図るとともに、地域福祉活動への住民の参加意欲を高め、地域や組織の主体性を尊重しながら、新たな活動の育成や活性化を支援します。

(2) 障がい者による活動の支援

障がい者の自立と社会参加のためには、障がい者やその家族が自立性や積極性を強く持ち、自ら地域に働きかけていく主体的な活動に取り組んでいくことが重要です。

このため、関係機関との密接な連携のもと、相談体制やボランティア体制の充実などを通じて障がい者やその家族の主体的な活動を支援します。



(3) 地域ネットワークの強化

地域には少人数による活動から団体としての組織的な活動等、規模の大小はあれ、さまざまな分野での自主的な活動が展開されています。

これらの社会資源が十分に活用され、障がい者をはじめ、支援を必要とする地域住民にサービスが的確に届くよう、それぞれの継続的な活動を支援していくとともに、全市的な視野に立って、総合的な支援をめざし諸活動相互の連携強化を図りながら重層的な支援のネットワークづくりに取り組めます。

3 計画推進体制の整備

障がい者施策の推進のためには、福祉のみならず、保健、医療、教育、労働、まちづくり等、さまざまな分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、障がい者施策の効果的・効率的な推進を図ります。

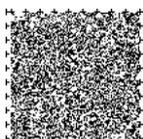
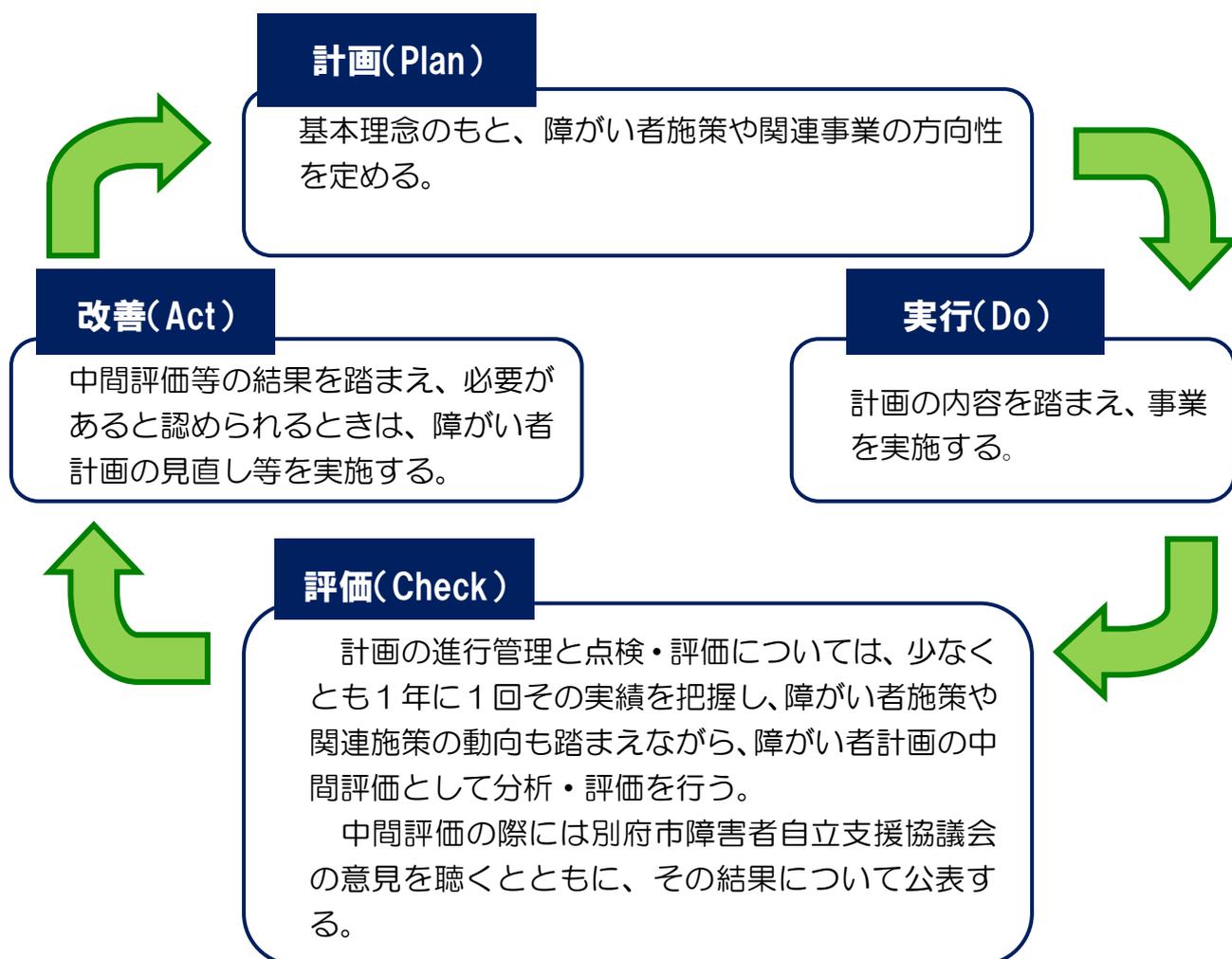
4 PDCAサイクルによる進行管理と点検・評価

本計画を推進するために、「別府市障害者自立支援協議会」において、障がい者、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の参加のもとに、計画の進行管理と点検・評価を行います。

計画の進行管理と点検・評価にあたっては、計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



【障がい者計画・障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



第6章 資料編

1 別府市障害者自立支援協議会設置要項

別府市障害者自立支援協議会設置要綱

制定 平成 19 年 4 月 2 日

別府市告示第 115 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日

別府市告示第 128 号

改正 平成 25 年 3 月 19 日

別府市告示第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 1 号に掲げる事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として、同法第 89 条の 2 の規定に基づき別府市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 相談支援事業における困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

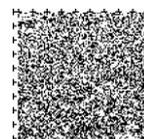
- (1) 相談支援事業又は障害福祉サービス事業を行う者及びその関係者
- (2) 保健、医療、教育、企業、老人クラブ、自治会等の関係者
- (3) 障害者関係団体に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)



第6章 資料編

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会の会議（「以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
(専門部会)

第7条 協議会は、特定の協議事項について調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(委員の任期等に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に別府市障害者自立支援協議会・障害福祉計画策定委員会委員に委嘱されている者は、この要綱の施行の日に、要綱第3条第2項の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 前項の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなされた者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月30日告示第128号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

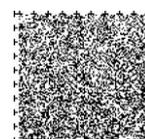
附 則 (平成25年3月19日告示第42号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。



2 別府市障害者自立支援協議会 委員名簿

法人・団体・事業所名	委員職名	委員氏名
一般社団法人 別府市医師会	医師	山本 紘世
別府大学	文学部 講師	石川 須美子
別府市自治委員会	副会長	大平 順治
別府市民生委員児童委員協議会	副会長	高橋 洋明
別府商工会議所	事業部副主幹	森澤 裕光
(社福) 別府市社会福祉協議会	主査	片岡 壮之
一般社団法人 別府市老人クラブ連合会	事務局長	玉田 正代
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大分障害者職業センター	所長	余野木 琢也
大分県東部保健所	参事兼 地域保健課長	藤本 紀代美
大分県立南石垣支援学校	教諭	吉良 重彦
福祉フォーラム I N別杵速見実行委員会	NPO 法人あつとほうむぶれいす	川野 陽子
別府市身体障害者福祉団体協議会	副会長	河野 龍兒
別府市手をつなぐ育成会	会長	田川 収一
NPO法人 星座オリオン	理事長	佐藤 紘造
別府市山の手地域包括支援センター	社会福祉士	清水 達彦
(社福) 太陽の家	地域生活支援課長	小島 明
(社福) 農協共済別府リハビリテーションセンター	社会復帰支援課長	渡辺 清子
(社福) 別府発達医療センター	地域支援センター所長	首藤 辰也
(社福) みのり会	目標工賃達成指導員	迫田 篤
別府市	福祉保健部長	湊 博秋



3 用語解説

【あ行】

- ALS

筋萎縮性側索硬化症（ALS）とは、手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気。

- アスペルガー症候群

自閉症の一つのタイプで、知的障がいを伴わないことが多く、「対人関係の障害」と「パターン化した興味や活動」の2つの特徴を有し、言葉の発達の遅れがない。

⇒ 自閉症

- 一般就労

障がい者が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業すること。

- 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業。

- NPO

継続的、自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織の総称。社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等の営利を目的としない団体を指す。

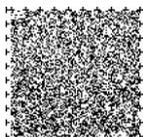
【か行】

- 学習障がい〔LD〕

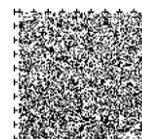
知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障がい。

- 居住系サービス

居住系サービスとは、住まいの場を提供するもので、施設入所支援、グループホームが該当する。

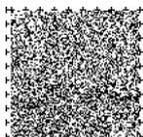


- 居宅介護
障がい者が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービス。
- グループホーム（共同生活援助）
介護を要しない障がい者が共同生活を行う住宅。障害者総合支援法の改正により、平成26年4月よりケアホーム（共同生活介護）と統合された。
- 権利擁護
自らの意思を表示することが困難な知的障がい者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
- 高次脳機能障がい
病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態。
- 行動援護
自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がい者または統合失調症等の重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するために援護するサービス。
- 合理的配慮
障がい者が他の人と同様に生活し社会参加できるように、必要な環境整備などを行うこと。具体的には、車いす使用者のためにスロープや車いすトイレを設置すること、視覚障がい者のために点字や音声の資料を用意すること、聴覚障がい者のために手話通訳者を配置することなど。
- コミュニケーション支援事業
聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業。



【さ行】

- 災害時要援護者支援制度
重度の障がいのある人やひとり暮らしの高齢者など、日常においても支援を必要とする人（要援護者）に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けられるようにする制度。
- 施設入所支援
施設に入所する障がい者が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受けるサービスである。
- 児童発達支援センター
障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。
- 自閉症
現在のところ、原因不明の、そしておそらく単一の原因ではない中枢神経系を含む生物学的レベルの障がいで、生涯にわたって種々の内容や程度の発達障がいを示す。
- 就労移行支援
就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。
- 社会的障壁
障害者が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなるような、施設や設備、制度、慣習、考え方などのこと。
- 就労継続支援（A型）
通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。利用者は事業所と雇用契約を結び利用する。



- 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、従来の福祉的就労に近い形態のものをいう。
- 手話通訳者

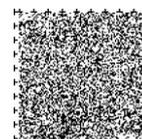
重度の聴覚障がい者・重度の言語障がい者と障がいのない人との意思伝達を援助する人。
- 障害者雇用率

障がい者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので、一般の民間企業にあっては 2.0%、特殊法人・国・地方公共団体にあっては 2.3%、一定の教育委員会にあっては 2.2%とされ、これを超えて身体障がい者、知的障がい者雇を用する義務を負う。（精神障がい者の雇用義務はないが、雇用した場合は身体障がい者・知的障がい者を雇用したものとみなされる）
- 障がい者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
- 障害者総合支援法

法律の基本理念として新たに「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われること」が掲げ、障がい者の範囲の見直しやサービスの充実強化等が実施することを目的に、平成 25 年 4 月に施行された法律。
- 障害支援区分

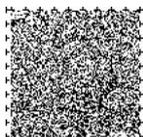
障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分 1 から区分 6 などを判定する。



- 自立訓練（機能訓練）

身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がい者や、養護学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がい者が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービス。
- 自立訓練（生活訓練）

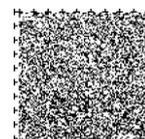
社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービス。
- 自立支援医療
障がいのある児童のための「育成医療」、身体障がい者のための「更生医療」及び精神障がい者のための「精神通院医療」の総称。
- 身体障がい者
身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい、がある人であって、都道府県知事または指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた人。
- 生活介護
常時介護を要する障害程度が一定以上の障がい者が、主として昼間において、障がい者支援施設などで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受けるサービス。
- 生活習慣病
成人期後半から老年期にかけて罹患率、死亡率が高くなる、がん、脳卒中、心臓病などの総称。
- 精神障がい者
統合失調症など精神疾患を有する人で、都道府県知事から精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人。
- 精神通院医療
精神疾患を有する人が通院して治療を受ける公費負担医療。



- 成年後見制度
知的障がい者、精神障がい者等で、主として意思能力が十分でない人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。
- 相談支援事業
障がい者や障がい者の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービス。

【た行】

- 短期入所（ショートステイ）
居宅において障がい者の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がい者が短期間入所する障害福祉サービス。
- 地域活動支援センター
障がい者に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。
- 地域生活支援事業
市町村が行う必須事業として、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができるかとされている。
- 知的障がい者
知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。
- 注意欠陥多動性障がい〔ADHD〕
原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。



- 特定疾患

難病のうち、症例数が少なく、原因が不明で治療法も確立しておらず、かつ、生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患。

- 特別支援学校

障がいがある児童生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることと、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。

- 特別支援教育

これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症も含めた障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

【な行】

- ニーズ

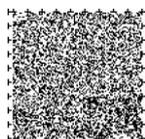
一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

- ネットワーク

様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態のこと。また、そのようなことを目指した、社会的・組織的つながりのこと。

- 難病患者等

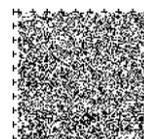
難病とは、原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病をいう。



- 日常生活自立支援事業
知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助などを行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している。
- 日常生活用具
重度障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与される用具で、障害者自立支援法に定める地域生活支援事業として定められている日常生活用具は介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助具の6種類に分類されている。
- 日中一時支援事業
障害者自立支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障がい者が日中活動する場を設け、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。
- 日中活動系サービス
従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者自立支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになる。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障がい者も利用できる。
- ノーマライゼーション
デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。

【は行】

- 発達障がい者支援センター
発達障害者支援法により、都道府県が行うことができることとされている発達障がい者やその家族、それに関わる人たちの相談機関。
- バリアフリー
高齢者、障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を取り除き、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。バリアには、たとえば移動を困難にする段差などがある。



- 訪問系サービス

障害者自立支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。

- 訪問入浴サービス

常時介護を必要とする重度障がい者の自宅を訪問して行う入浴サービス。

- 補装具

義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見（医師の判定書または意見書）を要するものという3つの要件をすべて満たすもの。

- ボランティア

本来は、有志者、志願兵の意味。社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者をいうが、「有償ボランティア」という言葉も使われている。

【ま行】

- 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事または指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は無給で、任期は3年である。また、民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

【や行】

- ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」をいう。障がい者や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていこうとする考え方。



- 要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、難聴や中途失聴の人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、難聴や中途失聴の人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して難聴や中途失聴の人に伝達するもの。

【5行】

- ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などの生涯の各期。

- リハビリテーション

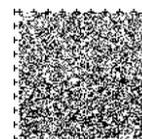
障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。

- 療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。

- 療養介護

障害者自立支援法に定める障害福祉サービスの一つで、医療を要する障がい者であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を受ける事業。



別府市
障がい者計画
障がい福祉計画

平成27年3月

発行 別府市 福祉保健部 障害福祉課

〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

TEL :0977-21-1413

FAX :0977-22-1780

